

港北区防災計画

風水害等対策編

KOHOKU2021

令和3年9月
横浜市港北区

はじめに

日頃から地域防災の担い手として御協力いただいている区民の皆様をはじめ、区役所が実施する風水害施策に御協力いただいている関係者の皆様に心から感謝申し上げます。

本計画は、港北区内における風水害、雪害及び火山災害による被害の予防、応急対策及び復旧復興対策を実施することにより、区民の皆様の生命、身体及び財産を保護することを目的に策定しております。

令和元年台風15号及び19号は、全国各地に多くの被害をもたらし、港北区でも複数の住宅で被害が発生しました。特に台風19号が関東地方に直撃した際には、区内の約84,000世帯、174,000人を対象として避難情報を発令し、区役所が開設した17か所の避難場所に最大1,735人が避難されました。人的被害はありませんでしたが、避難場所の数が圧倒的に不足していること、避難場所の運営には地域の皆様や避難者の御協力も必要となることなどの課題がありました。

今後、想定される最大規模の風水害や令和元年台風19号の被害を教訓として備えるため、区民の皆様には、主に次の4点を日頃から実践いただくよう御協力をお願いします。

- 1 洪水ハザードマップなどから、自宅がどのようなリスクがあるかを確認すること
- 2 港北区防災情報アプリ、テレビのデータ放送など、行政が発信する防災情報、避難情報をどのような手段で確認するかを決めておくこと
- 3 洪水ハザードマップ等に基づき、家族等で「適切な避難行動」について話し合い、自分自身のマイタイムライン（避難行動計画）を作成すること
- 4 自らが滞在する地域を対象とした避難情報等が発表された際は、自分自身のマイタイムラインに基づいた「適切な避難行動」をとること

特に、「適切な避難行動」については、新型コロナウイルス感染症の流行により、行政が開設した避難場所に避難することだけが「適切な避難行動」ではありません。自宅が浸水想定区域などに該当しない場合は自宅に留まること、予想されている浸水深が3m未満であれば2階以上に避難することも「適切な避難行動」です。区民の皆様には、今一度、ハザードマップを再確認いただくなどの御協力をお願いします。

この計画は、新型コロナウイルス感染症や令和元年台風19号の課題を踏まえ、港北区役所が実施する風水害施策について記載しています。区民の皆様をはじめ、港北区で働く人、訪れる人など、この計画が少しでも皆様のお役に立ち、風水害時の被害の軽減につながることを願っております。



令和3年9月

港北区長 鵜澤 聡明

目次

第1部 総則

第1章 港北区防災計画の目的	1
第1節 計画の目的	
第2節 計画の構成	
第2章 港北区の概況	2
第1節 概況	
第2節 自然的条件	
第3節 社会的状況	
第3章 災害の想定	3
第1節 災害の想定	
第2節 災害の規模	
第4章 区、区民及び防災関係機関等が行うべき業務の大綱	5
第1節 区の責務	
第2節 区民の責務	
第3節 防災関係機関等	

第2部 災害予防計画

第1章 風水害に強い都市づくりの推進	7
第1節 洪水予防対策	
第2節 土砂災害予防対策	
第3節 風害予防対策	
第2章 港北区の災害警戒区域	12
第1節 災害警戒区域の指定	
第2節 区域の状況	
第3節 区民等への周知	
第3章 防災力の強化の取組	15
第1節 警戒レベルを用いた避難情報等の発信	
第2節 情報伝達体制の強化	
第3節 危機管理システム等の整備	
第4節 消防力の強化	
第5節 資機材等の整備	
第4章 避難場所の指定【重点確認項目】	21
第1節 指定避難所の指定	
第2節 指定緊急避難場所の指定	
第3節 避難場所の機能・役割	
第4節 任意避難場所	
第5節 区民の心構え	
第6節 施設等の整備	
第7節 避難場所の運営に向けた平時の取組	

第5章 災害に強い人・地域づくり【重点確認項目】	30
第1節 マイタイムライン（避難行動計画）の作成	
第2節 「自助」、「共助」「公助」による減災	
第3節 防災意識の高揚	
第4節 災害に強い地域づくり	
第5節 要援護者支援対策	
第6節 浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の防災対策の推進	
第7節 地下街等の防災対策の推進	
第8節 外国人等に対する支援策	

第3部 応急対策

第1章 災害対策警戒本部の設置	38
第1節 区災害対策警戒本部の設置	
第2節 組織・運営	
第2章 災害対策本部の設置	41
第1節 区災害対策本部の設置	
第2節 組織・運営	
第3章 職員の配備・動員	49
第1節 職員の配備体制	
第2節 職員の動員体制	
第4章 情報の収集及び伝達	52
第1節 情報の種類	
第2節 気象庁（横浜地方気象台及び気象庁予報部）の行う気象等予報・警報	
第3節 土砂災害警戒情報の受伝達	
第4節 水防警報の受伝達	
第5節 鶴見川洪水予報の受伝達	
第6節 氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）到達情報の受伝達	
第7節 災害情報の受伝達	
第8節 被害情報の受伝達	
第9節 活動情報及び応援要請の受伝達	
第10節 その他の防災関係情報の収集及び伝達	
第11節 安否情報の提供等	
第12節 広報活動	
第13節 広聴活動	
第5章 水防活動	69
第1節 水防活動の内容	
第2節 水防活動の業務分担	
第6章 土砂災害応急対策	71
第1節 早期の避難対策	
第2節 救出・救護対策	
第3節 二次災害防止対策	

第7章 消防活動	74
第1節 応急活動	
第2節 消防団活動計画	
第8章 避難情報の発令と避難行動【重点確認項目】	78
第1節 避難行動の考え方	
第2節 避難指示等	
第3節 警戒区域の設定及び立ち退き	
第4節 避難場所の開設・運営	
第5節 被災者の受入れ	
第6節 動物の保護収容	
第9章 帰宅困難者対策	86
第1節 区への対応	
第2節 関係機関への対応	
第3節 帰宅困難者への支援	
第10章 輸送の確保	88
第1節 輸送体制の確保	
第2節 輸送の実施	
第11章 医療救護等対策	90
第1節 活動体制	
第2節 医薬品等の備蓄及び供給体制	
第3節 災害に備えた取組	
第12章 行方不明者の捜索・遺体の取扱い	93
第1節 行方不明者の捜索	
第2節 遺体の取扱い	
第13章 物資等の供給	96
第1節 応急給水	
第2節 物資の供給	
第3節 救援物資の受入れ・配分	
第14章 ごみ、し尿の処理	98
第1節 風水害の発生が予想される場合における対応	
第2節 ごみ処理	
第3節 し尿	
第15章 学校活動	100
第1節 学校としての事前対策	
第2節 学校施設等が被害を受けた場合の対応	
第16章 公共施設等の対応	101
第1節 公の施設等が避難場所などに指定されている場合の対応	
第2節 応急活動	
第17章 雪害対策	102
第1節 想定される災害	
第2節 事前対策	

第3節 応急対策

第4部 災害復旧と復興事業

第1章 市民生活の安定・復旧	106
第1節 被災者の生活援護	
第2節 市民等に対する復興資金の融資・助成等	
第3節 被災者の住宅の確保、応急修理	

第5部 火山災害対策

第1章 被害の予測	110
第1節 火山の噴火による影響	
第2節 降灰予測	
第3節 火山灰による被害	
第2章 災害予防	115
第1節 火山情報の伝達体制	
第2節 災害応急対策への備え	
第3章 応急・復旧対策	118
第1節 災害対策本部等の設置	
第2節 庁舎等の保全・機能確保	
第3節 被害情報等の受伝達	
第4節 避難	
第5節 救援・救護・市民生活の安定	
第6節 火山灰の収集及び処分等	

※【重点確認項目】は、港北区の風水害に備えるために、特にご確認いただきたい項目です。

第1部 総則

第1章 港北区防災計画の目的

第1節 計画の目的

本計画は、横浜市防災計画「風水害等対策編」の区別計画として、港北区に風水害が発生した場合の基本的な計画を定めたものです。

この計画は、港北区役所（以下「区」という。）、区民及び防災関係機関等が果たす役割を明確にし、その有する全機能を有効に発揮して人命を守ることを最優先とし、「逃げ遅れゼロ」の実現を目指すほか、風水害、降雪及び火山噴火などが発生した場合に区民の生命、身体及び財産を災害から守ること及びその被害を軽減することを目的としています。

第2節 計画の構成

この計画は、横浜市防災計画「風水害等対策編」を基本として、区における対策を「災害予防計画」、「応急対策」及び「災害復旧及び復興」並びに「火山災害対策」に区分しています。

構成	主な内容
第1部 総則	本市で発生が懸念される風水害等の想定と区、区民及び防災関係機関等が風水害に対して処理すべき業務の大綱
第2部 災害予防計画	風水害の発生を未然に防止し、被害を最小限とするため、区が行う災害予防事業及び区民、事業者等が日頃から行うべき措置等
第3部 応急対策	気象状況の悪化から応急対策が終了するまでの間において、区、防災関係機関等が行う災害応急対策に係る体制及び措置等
第4部 災害復旧及び復興	被災者の生活支援や自立復興の促進など、市民生活の早期回復と生活安定を図るための措置、公共施設の復旧、復興事業等
第5部 火山災害対策	火山災害による被害を最小限にするための、平常時の降灰等への対策及び火山災害発生時の応急対策に係る体制、措置等

第2章 港北区の概況

第1節 概況

港北区は市の北東部に位置し、東は鶴見区、南は神奈川区、西は都筑区、緑区、北は川崎市に接しています。市内最大の人口・世帯数を抱える港北区には、JRや東急東横線、市営地下鉄等6路線が通り、都心部等へのアクセスに優れています。

区内にはこれらの沿線を中心に住宅地、商業地、工業地が広がり、東海道新幹線の新横浜駅周辺では、日産スタジアムなどの大規模集客施設が集積しています。

一方、区の中央部には一級河川の鶴見川が東西に蛇行しながら流れているほか、緑地や農地なども多く残されており、都市と豊かな自然が共存しています。

第2節 自然的条件

1 港北区の地形

港北区は鶴見川流域の平野部と多摩丘陵に連なる丘陵部からなっています。区内の最高地と最低地の高低差は50m程で、全区的にはほぼ平坦な地形です。

2 港北区の面積

31.37km²

第3節 社会的条件

1 人口及び世帯（令和3年7月31日現在）

人口は約35万3千人、世帯数は約17万6千世帯といずれも市内で1番多く、市内人口の約9%を占めています。

2 年齢3区分割合

0歳～14歳人口の割合は12%、15～64歳人口の割合は68%、65歳以上人口の割合は20%となっています。

3 昼夜間人口

昼間は約32万2千人、夜間は約34万4千人、いずれも市内で最も多い状況です。

4 鉄道

(1) 鉄道路線

6路線（JR東海道新幹線/横浜線、東急東横線/目黒線、市営地下鉄3号線・4号線）

(2) 鉄道駅及び複数路線乗り入れ駅の一日あたりの乗客数

ア 計16駅

イ 新横浜駅：約13万1千人・菊名駅：約13万9千人・日吉駅：約8万5千人


第3章 災害の想定

第1節 災害の想定

1 過去の風水害

風水害に備えるためには、各種ハザードマップを確認するほか、港北区で過去に発生した被害の状況を把握することが、被害の軽減を図るための第一歩です。

本市では、毎年、市内で発生した地震や風水害の記録を「横浜市の災害」という冊子にまとめ、町丁目別に被害状況等を記載するとともに、本市ホームページでも公表しています。

<input type="text" value="横浜市の災害"/>	
-------------------------------------	---

また、鶴見川流域で過去に発生した大規模な浸水被害は次のとおりです。

発生年月	被害状況
昭和13年6月	床上浸水：約4,000戸、床下浸水：約7,800戸
昭和16年7月	床上浸水：2,140戸、床下浸水：4,590戸
昭和33年9月（狩野川台風）	全半壊・床上・床下浸水：20,000戸以上
昭和41年6月（台風4号）	床上浸水：6,780戸、床下浸水：11,840戸
昭和46年8月	床上浸水：93戸、床下浸水：1,240戸
昭和48年11月	床下浸水：34戸
昭和49年7月	床上浸水：330戸、床下浸水780戸
昭和51年9月（台風17号）	全半壊：16戸、床上浸水：1,210戸、床下浸水：2,730戸
昭和52年9月	半壊：4戸、床上浸水440戸、床下浸水650戸
昭和54年10月	床上浸水：80戸、床下浸水：370戸
昭和56年10月	床上浸水6戸、床下浸水：280戸
昭和57年9月（台風18号）	床上浸水：910戸、床下浸水：1,800戸
平成元年7月	床上浸水：7戸、床下浸水：190戸（※内水被害のみ）
平成3年9月	床上浸水27戸、床下浸水：30戸
平成6年8月	床下浸水：1戸、床下浸水：11戸（※内水被害のみ）
平成10年7月	床上浸水：64戸、床下浸水73戸（※内水被害のみ）

2 本計画が対象とする災害

「横浜市の災害」では、港北区においてここ数年、河川の氾濫による大規模な浸水被害は発生していないことがわかりますが、想定される最大規模の災害に備えるため、本計画で対象とする災害は次のとおりとします。

- (1) 浸水（洪水、雨水出水、高潮）による災害
- (2) 崖崩れ
- (3) 暴風、竜巻等の突風による災害
- (4) 雪害
- (5) 火山災害

第2節 災害の規模

近年、気候変動の影響などから局地的大雨などの異常な気象現象が頻発しています。風水害等による被害の発生は、発生に至る要因として、気象、地象及び水象状況とこれらと関連した危険要素の複合等様々な態様が考えられるほか、発生のメカニズムにおいても不明な点が多いため、細部にわたる被害の予測を具体的な数値として算出することは極めて困難です。

本計画では、過去に本土を襲った最大級の台風（伊勢湾台風級の大型台風）や、これまで富士山で発生した最大規模の噴火（※）、法令に基づいて設定する浸水想定区域の前提となる降雨などの、過酷な自然現象による風水害等の態様を勘案し、被害の発生の可能性が予測される区域の状況を想定することで、災害への対策を行うこととします。

※ 平成16年に「富士山ハザードマップ検討委員会」で想定された噴火。対象とする噴火、被害の想定に関しては第5部に記載のとおり

また、河川の氾濫等による水害について、指定の前提となる降雨量等は次のとおりです。

計画規模（河川整備の目標とする降雨）

水系	対象河川	指定の前提となる降水量	発生頻度
鶴見川	鶴見川 矢上川 早淵川 鳥山川 砂田川 大熊川	流域の2日間総雨量 405mm	約150年に1度

想定最大規模（想定し得る最大規模の降雨）

水系	対象河川	指定の前提となる降水量	発生頻度
鶴見川	鶴見川 矢上川 早淵川 鳥山川 砂田川 大熊川	流域の48時間総雨量 792mm	約1,000年に1度

第4章 区、区民及び防災関係機関等が行うべき業務の大綱

第1節 区の責務

区は、風水害等による「逃げ遅れゼロ」を実現するための各種施策を推進し、区民の生命、身体及び財産を保護するため、その組織及び機能を挙げて風水害対策を講ずるとともに、区民の自助、共助による風水害対策と自主防災組織の充実を図るよう努めます。

区	<ol style="list-style-type: none">1 防災組織の整備及び育成指導2 防災知識の普及及び教育3 災害教訓の伝承に関する啓発4 防災訓練の実施5 防災施設の整備6 防災に必要な物資及び資機材の備蓄、整備7 水防その他の応急措置8 避難対策9 避難指示等の発令10 情報の収集、伝達及び広報11 緊急輸送の確保12 被災者に対する救助及び救護の実施13 保健衛生14 被災施設の復旧15 その他の災害応急対策16 その他災害の発生の防止又は拡大防止のための措置
---	---

第2節 区民の責務

区民一人ひとりが「自らの身は自ら守る。皆のまちは皆で守る。」との認識を持ち、日頃から自主的に風水害等に備えるため、マイタイムライン(避難行動計画)を作成するほか、地域や区が行う防災訓練や防災に関する行事に積極的に参加するとともに、区が実施する防災に関する施策に協力することが区民の皆様の責務です。

また、区から避難指示等が発令された対象者は、速やかに自主的な避難行動を行うほか、日頃から地域の顔の見える関係づくりを進め、地域の助け合いを大切にし、高齢者、障害者等の要援護者の避難行動を支援することが必要です。

区民	<ol style="list-style-type: none">1 各種ハザードマップの確認2 マイタイムライン(避難行動計画)の作成2 防災訓練の参加3 防災に必要な知識の取得4 防災に必要な物資及び資機材の備蓄5 防災気象情報、避難情報の収集6 避難場所の候補地、避難経路の事前選定7 各種ハザードマップ及び避難情報に基づく適切な避難行動8 災害時要援護者の避難行動支援
----	---

第3節 防災関係機関等

防災関係機関等は、管理する施設や設備等の安全性の確保及び被害の軽減に努めるほか、区の実施する風水害等の対策に積極的に協力し、その組織を挙げて風水害対策を講じます。

防災関係機関等	<ol style="list-style-type: none">1 各種ハザードマップの確認2 職員(従業員)用食料、トイレパック等の備蓄3 防災上必要な教育及び訓練4 防災に関する施設及び設備の整備と防災活動への支援5 防災気象情報、避難情報の収集6 災害時の応急対策7 鉄道が長時間運休する場合における職員(従業員)の留め置き8 その他災害の発生の防止又は拡大防止のための措置
---------	---

第2部 災害予防計画

第1章 風水害に強い都市づくりの推進

第1節 洪水予防対策

1 河川の概要

区内の河川は、鶴見川、大熊川、烏山川、砂田川、早淵川及び矢上川で、一部県知事又は市長管理区間がありますが、区域の流域のほとんどが国土交通大臣管理区間です。

2 鶴見川流域の総合治水対策

鶴見川流域では、昭和30年代中頃より鉄道網・幹線道路網が整備され、急速に市街化が進んだことにより、流域の保水・遊水機能が低下し、洪水被害を防ぎきれなくなりました。

このことから、昭和55年以降、河川の整備（河川対策）と下水道の整備（下水道対策）だけに頼る従来の治水方式だけではなく、上流域における緑地保全や調整池の整備（流域対策）など、流域の関係者が一体となって取り組む総合治水対策が全国に先駆けて実践され、港北区に住む人、訪れる人の安全と安心を守っています。

<昭和33年狩野川台風>



写真提供：土田 和男 様

(1) 鶴見川多目的遊水地等の整備

平成15年には、河川対策の一環として、新横浜公園（日産スタジアム）に鶴見川多目的遊水地が完成しました。

鶴見川多目的遊水地は、鶴見川の水位が上昇した場合に一部の水を遊水地へ流入し、洪水調整することで、下流域の洪水を未然に防ぎます。

令和元年台風第19号では、大雨により鶴見川の水位が上昇し、鶴見川多目的遊水地は、計画総貯留量390万 m^3 のうち、94万 m^3 を貯留し、流域は大きな被害を免れました。翌日には遊水地の上の横浜国際総合競技場において、ラグビーワールドカップ2019™（日本対スコットランド戦）が無事開催され、鶴見川多目的遊水地を含む総合治水対策の成果を示した象徴的な出来事でした。

<鶴見川多目的遊水地（平常時）>



<鶴見川多目的遊水地（流入時）>



写真提供：国土交通省京浜河川事務所

(2) 下水道対策

氾濫には、川から水が溢れて発生する「外水氾濫」と、流域に降った雨が自然に川へ排水できなくなって発生する「内水氾濫」があります。この内水氾濫を減らすため、内水をポンプアップして川へ排出するポンプ場が整備されています。

また、河川へ強制的に排水するポンプ場のほか、道路や側溝から、ポンプ場に集まった雨水を一時的に貯留する雨水貯留管が整備されています。雨水貯留管は、雨水が河川に排出されるのを抑制することで、河川の氾濫や洪水を防いでいます。

<新羽末広幹線のイメージ>



<新羽末広幹線の内部>



(3) 流域対策

鶴見川の上流域では、緑地や田畑、樹木など、自然資源を保全する活動が進められており、雨水を受け止め、浸透させる天然の保水機能が維持されています。また、雨を一時的にためる雨水調整池が、約5,000基（令和元年現在）あり、総貯水量は311万 m^3 におよびます。

これらの流域対策が、雨を一時的に溜めてゆっくりと川に流す効果を発揮し、下流域における洪水の被害を防いでいます。

<調整池の整備>



写真提供：国土交通省京浜河川事務所

3 水防連絡会

区役所（総務課・土木事務所）及び消防署は、水防活動が的確かつ迅速に行われるように、河川管理者が開催する水防連絡会に参加し、重要水防箇所をはじめ、河川の改修状況などについての情報の収集・交換を行います。

4 大規模氾濫減災協議会

(1) 鶴見川流域大規模氾濫減災協議会

「水防災意識社会」を再構築するために多様な関係者が連携し、鶴見川流域における洪水氾濫による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進します。

(2) 神奈川県大規模氾濫減災協議会

県、市町村、横浜地方気象台が神奈川県大規模氾濫減災協議会を通じて連携協力し、「水防災意識社会」を再構築するためにハード・ソフト対策を一体的、計画的に推進・実施していきます。

第2節 土砂災害予防対策

1 急傾斜地崩壊危険区域の指定

急傾斜地崩壊危険区域は、急傾斜地の崩壊により相当数の住居者等に被害が生ずるおそれのある区域及び一定の行為により崩壊を助長、誘発するおそれのある区域を、県知事が指定した区域です。

指定基準は、傾斜度が30度以上、高さが5メートル以上の崖で、崩壊により被害が生ずるおそれのある人家が5戸以上ある区域又は官公署、学校、病院、旅館等に被害が生ずるおそれのある区域です。

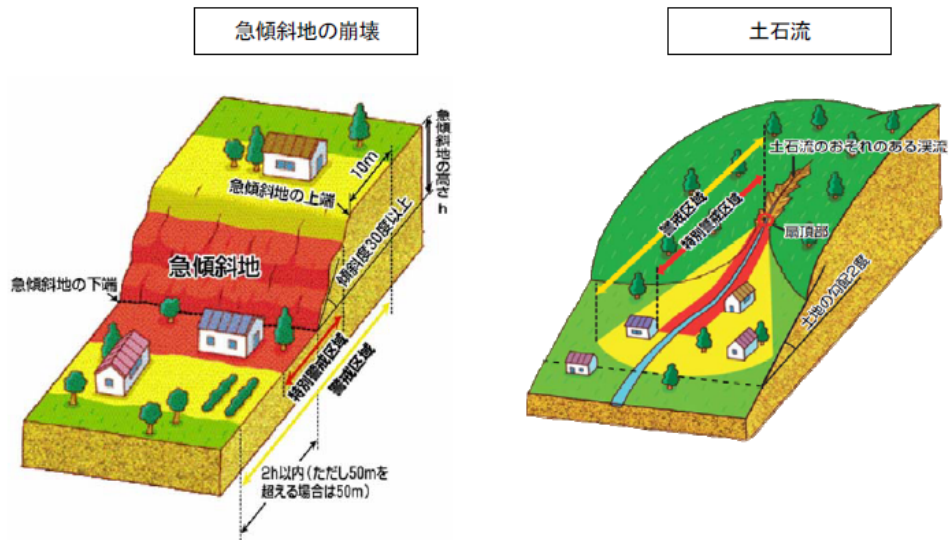
急傾斜地崩壊危険区域に指定されると、切土、盛土、立木の伐採など法律に定めた行為について、県知事の許可が必要になります。

また、災害防止のため、一定基準を満たす場合、県が急傾斜地崩壊防止工事を施工できます。

2 土砂災害警戒区域等の指定

急傾斜地の崩壊、土石流又は地滑り等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、政令で定める基準に基づき県知事が「土砂災害警戒区域」（通称「イエローゾーン」）と「土砂災害特別警戒区域」（通称「レッドゾーン」）を指定します。

イエローゾーンでは、市が当該区域における警戒避難体制の整備を図ることが義務づけられており、また、レッドゾーンでは、イエローゾーン同様の警戒避難体制の整備を行うとともに、一定の開発行為を行う際に県知事の許可が必要となるほか、建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく建築確認の際に建物構造上で土砂災害対策が施されているかどうかの確認を行うなどの制限事項が定められています。



■ 土砂災害警戒区域（イエローゾーン）

（急傾斜地の崩壊の場合）

- ・ 傾斜度が 30 度以上であって、高さが 5 m 以上の区域
- ・ 急傾斜地の上端から水平距離が 10m 以内の区域
- ・ 急傾斜地の下端から急傾斜地の高さの 2 倍（50m を超える場合は 50m）以内の区域

（土石流の場合）

- ・ 土石流の発生のおそれのある溪流において、扇頂部から下流で勾配が 2 度以上の区域

■ 土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）

土砂災害警戒区域内における、急傾斜地の崩壊等に伴う土石等の移動等により建築物に作用する力の大きさが、通常の建築物が土石等の移動に対して住民の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれのある損壊を生ずることなく耐えることのできる力の大きさを上回る区域

3 土砂災害警戒情報の発表とともに避難指示を発令する区域の選定

本市では、市内で指定されている土砂災害警戒区域内の崖地について、専門家による現地調査を実施し、その結果、人家に著しい被害を及ぼす可能性がある崖地及びその周辺区域を、土砂災害警戒情報の発表とともに避難指示を発令する対象区域（以下「即時避難指示対象区域」という。）として選定しています。

港北区では、令和 3 年 5 月現在、次の地域が即時避難指示対象区域に選定されています。

即時避難指示対象区域	大曽根台の一部
	烏山町の一部

即時避難指示対象区域は、土砂災害警戒情報の発表とともに避難指示が発令されるため、居住する住民等に対する避難情報の伝達及び避難場所の開設など、避難対策の強化が特に重要です。

即時避難指示対象区域に居住する住民に対しては、市ホームページの掲載等により、事前周知するほか、区役所がポスティング等を行い、避難対策の強化を図っています。

4 崖地改善の促進

(1) 崖の改善事業

ア 横浜市がけ地防災対策工事助成金（建築局建築防災課）

個人が所有する高さ2mを超える崖を対象に、崖崩れ等の土砂災害を防止するため、擁壁の築造等の対策工事費用の一部を助成するものです。

イ 横浜市がけ地減災対策工事助成金（建築局建築防災課）

個人が所有する高さ2mを超える崖を対象に、既存擁壁の補強や崖地の保護など減災を目的とした対策工事費用の一部を助成するものです。

ウ 急傾斜地崩壊対策事業（建築局建築防災課）

高さが5m以上の自然崖で崩壊により被害を受ける人家が5戸以上ある区域を対象に、神奈川県が防災工事を実施し、市は原則として事業費の20%を負担するものです。

(2) 宅地防災工事資金融資制度（住宅金融支援機構）

本市から、宅地造成等規制法に基づき防災工事の実施勧告又は改善命令を受けたものに対し、工事に必要な資金を融資します。ただし、宅地造成工事規制区域内のみを対象とします。

第3節 風害予防対策

台風等による暴風や竜巻等の突風による被害は、適切な飛散防止措置を図ることで軽減することができます。

このことから、台風が接近又は上陸する予報のほか、竜巻注意情報が発表された場合は、屋外にある飛散しやすいものを屋内に入れたり、飛散しないよう固定するなどの措置をとることが大切です。

また、区は台風が関東地方に接近又は上陸するなどの予報があった場合は、各種広報媒体を活用し、区民及び防災関係機関等に対して飛散防止措置を図るよう周知します。

第2章 港北区の災害警戒区域

第1節 災害警戒区域の指定

災害警戒区域の指定は、区民の皆様が住んでいる地域の災害に関する認識を深め、災害に対する予防措置を講ずることに資するとともに、台風や局地的な大雨等の襲来に際し、防災関係機関が警戒すべき区域の状況等を迅速に把握し、その状況等に応じて効果的に警戒活動を実施するために指定しています。

1 浸水想定区域

	洪水浸水想定区域 (鶴見川水系)	高潮浸水想定区域	雨水出水浸水想定区域 (内水浸水想定区域)
根拠法令等	水防法第14条	水防法第14条の3	水防法第14条の2
指定する者	国土交通大臣	神奈川県知事	横浜市長
所管部署	国土交通省 関東地方整備局京浜河川 事務所	県土整備局 河川下水道部砂防海岸 課	国土交通省関東地方整備 局京浜河川事務所
本市所管部署	総務局危機管理室地域防 災課	港湾局政策調整課 環境創造局農政推進課	環境創造局下水道事業マ ネジメント課
説明	想定し得る最大規模の 降雨により、河川が氾濫 した場合に浸水が想定さ れる区域を示したもので す。	水防法第13条の3に 基づく水位周知海岸に おいて、想定し得る最大 規模の高潮により氾濫 した場合に浸水が想定 される区域です。	水位周知下水道におい て、想定し得る最大規模 の降雨により雨水を排除 できなくなった場合に浸 水が想定される区域です。

2 土砂災害警戒区域等

	急傾斜地崩壊危険区域	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
根拠法令等	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条	土砂災害防止法第7条及び第9条	
指定する者	神奈川県知事		
所管部署	県土整備局河川下水道部砂防海岸課		
本市関連部署	建築局企画部建築防災課		
説明	崩壊するおそれのある急傾斜地(傾斜度が30度以上、高さが5m以上、保全人家5戸以上である土地)で、その崩壊により相当数の居住者等に危害が生ずるおそれがあるもの及びこれに隣接する土地のうち、当該急傾斜地の崩壊が助長され、又は誘発されるおそれがないようにするため、一定の行為が行われることを制限する必要がある土地の区域です。	急傾斜地の崩壊、土石流又は地滑り等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域(イエローゾーン)として政令で定める基準に該当するものです。	土砂災害警戒区域のうち、急傾斜地の崩壊、土石流又は地滑り等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限及び居室を有する建築物の構造の規制をすべき土地の区域(レッドゾーン)として政令で定める基準に該当するものです。

第2節 区域の状況

土砂災害警戒区域 ()内：土砂災害特別警戒区域	
急傾斜地の崩壊	土石流
219 (213)	0

※令和3年6月時点

第3節 区民等への周知

1 港北区のハザードマップ

ハザードマップとは、自然災害による被害を予測し、その被害予想範囲のほか、避難場所や公共施設等を地図化して表示したものです。

現在、港北区では3種類のハザードマップを作成し、公表するとともに、区役所等で配架し、区民の皆様に周知しています。

	洪水ハザードマップ	内水ハザードマップ	土砂災害ハザードマップ
内容	大雨によって河川が増水し、堤防が決壊したりあふれたりする氾濫が発生した場合の浸水予測範囲と程度のほか、避難場所等を示しています。	大雨によって下水道や水路等があふれた場合に想定される浸水区域や水深、浸水時に危険な道路の地下通路等を示しています。 市民の皆さんに日頃からの備えや大雨時の対策をとっていただくために作成したものです。	大雨などにより、土砂災害が発生した場合に被害が及ぶおそれのある区域を示し、土砂災害が予想される場合や土砂災害が発生した場合に、市民の皆様が避難などの適切な行動をとっていただくために作成したものです。
発行場所	港北区役所		
閲覧方法	港北区役所ホームページ		

※令和3年6月時点

2 ハザードマップの改定

本市では、災害警戒区域等の見直し等があった場合は、その都度ハザードマップを改定し、市民の皆様にも周知します。

第3章 防災力の強化の取組

この章は、情報収集伝達機器の整備及び風水害対策に用いる資器材の整備など、港北区の災害応急活動を迅速的確に行うために必要な事項を定めます。

第1節 警戒レベルを用いた避難情報等の発信

平成30年7月の西日本豪雨では、自治体から避難情報が発表された以降も様々な気象情報等が発表されたことで、各種情報を受け取る住民が「危険な状況になった」のか「安全な状況になった」のかを判断することができず、結果、住民の「逃げ遅れ」が発生してしまいました。

このような背景を踏まえ、発表される各種防災情報に統一的な【警戒レベル】を用いて発表することで、情報の危険度を視覚的に伝えし、住民の避難行動を促すこととしています。

区役所が発表する避難情報は警戒レベル、避難情報以外の気象情報等は警戒レベル相当情報として発表されます。

【避難情報・気象情報等の警戒レベル】

発表者	警戒レベル1	警戒レベル2	警戒レベル3	警戒レベル4	警戒レベル5
区役所			高齢者等避難開始	避難指示	緊急安全確保
	警戒レベル1相当情報	警戒レベル2相当情報	警戒レベル3相当情報	警戒レベル4相当情報	警戒レベル5相当情報
気象庁	早期注意情報	大雨注意報 洪水注意報	大雨警報 洪水警報		大雨特別警報 高潮特別警報
河川管理者		氾濫注意情報 (氾濫注意水位)	氾濫警戒情報 (避難判断水位)	氾濫危険情報 (氾濫危険水位)	氾濫発生情報
都道府県				土砂災害警戒情報	

第2節 情報伝達体制の強化

災害応急対策を実施するにあたって必要な気象情報、避難情報及びその他災害に関する情報を迅速かつ確実に伝達するため、情報の伝達手段の強化や多様化を図ります。

1 港北区防災情報アプリ

港北区防災情報アプリは、港北区に関する各種防災情報等をスマートフォン等で閲覧することができるアプリです。

また、アプリ利用者に対してはプッシュ通知することができる機能を持ち、各種気象警報等の発信や避難指示などの避難情報なども通知する機能があるほか、避難場所の開設・閉設を地図上で表示する機能などがあります。

2 テレビのデータ放送

チャンネルをNHKに設定し、リモコンのdボタンを押下することで、港北区を対象とした避難情報や避難場所の開設情報を閲覧することができます。

3 緊急時情報伝達システム

緊急時情報伝達システムは、避難指示などの緊急情報を、あらかじめ登録された対象者に電話で一斉に発信し、応答機能を持つシステムです。

港北区では、避難指示などの緊急情報を発信する可能性が高い区域に居住する配信希望者を対象に本システムに登録し、緊急時は速やかに必要な情報を提供しています。

4 横浜市防災情報Eメール

事前に登録した情報提供希望者に対して、大雨警報などの気象情報、天気予報、河川水位に関する情報などをEメールで提供するもので、必要な情報を選択して登録することができます。

5 Yahoo! 防災速報

避難情報の発令や避難場所開設状況等の緊急のお知らせのほか、台風の接近や大雪の恐れがある場合の注意喚起等の情報を発信しています。

Yahoo! 防災速報の「アプリ版」をスマートフォンにダウンロード、またはパソコンや従来型携帯電話に「メール版」に登録している方で、横浜市からの情報を受信設定している方は、本市から発信した内容をプッシュ通知により受信することができます。

6 緊急速報メール（エリアメール）

携帯電話を利用した災害時専用の情報配信の仕組みで、気象庁が配信する緊急地震速報や津波警報、市が配信する災害・避難情報など緊急かつ重要な情報について、対象エリアにある緊急速報メールに対応した携帯電話に対し配信します。受信すると専用の着信音流れ、バイブレーションでも知らせます。

港北区域において、風水害を対象とした緊急速報メールが配信される条件は次のとおりです。

- (1) 市域を対象とした特別警報が発表された場合（特別警報の種類及び発表基準は第3部第4章第2節のとおり）
- (2) 横浜市北部を対象とした土砂災害警戒情報が発表された場合（避難指示の発令を含む）
- (3) 鶴見川の水位観測所（亀の子橋又は綱島）において、水位が氾濫危険水位に到達した場合（避難指示の発令を含む）
- (4) 鶴見川で氾濫が発生した場合

第3節 危機管理システム等の整備

1 危機管理システム

危機管理システムは、市危機管理室、各区役所、関係局とをYCAN（庁内LAN）を通じて、各種気象注意報・警報情報や地震情報等の受伝達及び市内で発生した被害の集計等を行うシステムです。災害発生後、危機管理システムで作成した被害集計結果電子データを神奈川県災害情報管理システムに入力し、神奈川県に報告します。

2 気象・河川情報等収集伝達体制

(1) 雨量監視システム（レインアイよこはま）

局地的大雨や台風による浸水等の災害を防止するため、雨の状況を迅速・的確に把握し、市内各地の下水道施設や河川施設の効果的な運用を行います。

ア システムの概要

レインアイよこはまは、国土交通省が設置している高性能レーダー（XバンドMPレーダー）を活用しています。XバンドMPレーダーにより配信されたデータをサーバー機器類へ伝送・保存し、庁内ネットワーク及びインターネット回線を通じて情報提供します。

イ システムの機能

(ア) レーダ観測点：新横浜、さいたま新都心ほか

(イ) 観測範囲：半径60kmの合成データ

(ウ) 観測メッシュ：250m

(エ) 観測周期：1分

ウ レーダ雨量情報の市ホームページでの提供

庁内ネットワークとインターネット回線を通じた各Webサイト上で、リアルタイムデータ及び過去履歴データを閲覧することができます。

(2) 水防災情報システム（河川水位情報等の提供）

台風や大雨時の防災活動や避難行動等を促すための情報として、河川水位観測所の水位情報（10分間隔）等を公表しています。また、監視カメラによる河川の画像情報も提供しています。

水位・画像情報を提供する水位観測所一覧

	水系	河川名	観測所地点	量水標管理者	位置	水防警報発表の有無	監視カメラ設置
1	鶴見川水系	鶴見川	鶴見川河川	国土交通省	鶴見区	無	
2		鶴見川	芦穂橋	国土交通省	鶴見区	無	
3		鶴見川	末吉橋	国土交通省	川崎市	有	
4		鶴見川	綱島	国土交通省	港北区	有	
5		鶴見川	太尾	国土交通省	港北区	無	
6		鶴見川	亀の子橋	国土交通省	港北区	有	
7		鶴見川	落合橋	国土交通省	緑区	有	
8		鶴見川	寺家橋	国土交通省	川崎市	有	
9		恩田川	浅山橋	国土交通省	青葉区	有	
10		早淵川	高田橋	国土交通省	港北区	有	
11		早淵川	鍛冶橋	神奈川県	青葉区	有	
12		早淵川	勝田橋	横浜市	都筑区	無	○
13		矢上川	矢上橋	国土交通省	川崎市	有	
14		矢上川	西ヶ崎橋	神奈川県	川崎市	有	
15		大熊川	大竹上橋	神奈川県	港北区	有	
16		梅田川	神明橋	横浜市	緑区	有	○
17		鳥山川	宮原橋	横浜市	神奈川区	有	○
18		砂田川	下橋	横浜市	港北区	有	○
19		奈良川	住吉橋	横浜市	青葉区	無	○
20		岩川	住撰橋	横浜市	緑区	無	○

(3) 親水拠点警報装置

区内河川に整備された親水拠点利用者の避難行動を促す予防保全対策として、気象注意報・警報や雨量情報、河川水位情報等と連動した回転灯・音声による警報装置を設置しています。

親水拠点警報装置設置箇所

河川名	箇所数	拠点名	設置基数
砂田川	1	一本橋メダカひろば	1
	1	梅田川遊水地	1

第4節 消防力の強化

1 消防体制の整備

(1) 風水害に対応できる資機材の整備

折りたたみボート、水難救助用ゴムボート、船外機、ショベル、つるはし、土のう等の風水害対応資機材を維持管理し、風水害対策の充実を図ります。

(2) 消防団消防力の強化

器具置場に、必要な風水害対策資機材を整備するとともに、風水害に関する知識・技術の習得と合わせ水防訓練を実施し、消防団の消防力の強化を図ります。

2 災害警戒区域等の実態把握

消防署長は、災害警戒区域及び各種水防施設物を随時調査し、把握しておきます。

3 協力体制の整備

風水害の応急活動を円滑に実施するため、防災関係機関及び応急活動用資機材保有機関との協力体制を整備します。

第5節 資機材等の整備

1 水防用資器材の整備

(1) 水防倉庫の設置及び水防用資器材の整備

土木事務所は、その管内における水防を十分果たせるよう水防倉庫等を設置し、水防用資器材を整備するとともに、資器材の緊急調達の方法についてあらかじめ定めておくものとします。水防倉庫に備蓄する水防用資器材は、神奈川県水防計画に定める次の整備基準表に準拠するものとします。

水防倉庫の名称及び所在地

名 称	所在地
港北土木水防倉庫	港北区大倉山 7-39-1

水防用資器材の整備基準表

品 名	数 量	品 名	数 量
土のう類	2,500 俵	照明灯	2 台
なわ類	100kg	一輪車	3 台
丸太類	100 本	掛矢	3 丁
鉄線蛇籠	20 本	スコップ	20 丁
鉄線	200kg	つるはし	3 丁
鎌	5 丁	かすがい	100 本
なた類(おのを含む)	2 丁	のこぎり	3 丁
ペンチ	3 丁	カッター	1 丁
携帯発電機	1 台		

(2) 神奈川県所有する水防用資器材の提供要請

土木事務所は、自らの備蓄資器材を使用し、さらに緊急調達してもなお不足をきたす場合には、神奈川県水防支部長に対して資器材の提供を要請するものとします。

神奈川県水防支部の設置した水防倉庫

管理者名	水防倉庫名	水防倉庫所在地
横浜川崎治水	横浜治水倉庫	横浜市西区岡野 2-12-20
〃	鶴見川水防倉庫	横浜市港北区小机町 1813
厚木土木事務所 東部センター	東部センター倉庫	綾瀬市寺尾本町 1-11-3
〃	境川瀬谷倉庫	横浜市瀬谷区上瀬谷町無番地
〃	境川下分橋倉庫	横浜市泉区上飯田町無番地
藤沢土木	藤沢土木倉庫	茅ヶ崎市汐見台 1-7
〃	大庭遊水地倉庫	藤沢市大庭 6510
川崎治水センター	川崎治水倉庫	川崎市多摩区生田 4-25-1
〃	矢上川水防倉庫	川崎市高津区野川 3690

※ 水防倉庫は、本市関連の水防支部が設置したもののみ記載しています。

2 土砂災害活動資材の整備

風水害による崖崩れ等の二次災害防止のため、本市と協定を締結した各区の横浜建設業防災作業隊の応急資材として、保管場所にビニールシート・土のう・鉄筋棒を備蓄します。

(1) 応急資材備蓄数量

品名	数量
ブルーシート	2,500 枚
土のう	15,000 袋
鉄筋棒	2,500 本

(2) 横浜建設業防災作業隊

本市との「風水害、地震その他による崖崩れ災害に係る応急措置等に関する一般社団法人横浜建設業協会及び一般社団法人神奈川県建設業協会横浜支部との協定」に基づき、一般社団法人横浜建設業協会及び一般社団法人神奈川県建設業協会横浜支部の所属会員のうち、市内に本社がある会員をもって組織されます。

3 医療救護活動用医薬品等の整備

- (1) 全ての地域防災拠点に応急手当用品（消毒液、包帯、絆創膏等）を配備します。
- (2) 薬局、休日急患診療所等に医療救護隊用の医薬品等を備蓄します。
- (3) 医療救護隊が使用する医薬品は、薬局、休日急患診療所等に備蓄した医薬品等を使用します。

なお、薬局に備蓄した医薬品等は、当該薬局の薬剤師が区本部医療調整班から指示された地域防災拠点等に運搬します。

第4章 避難場所の指定 **【重点確認項目】**

東日本大震災では、津波で浸水する区域にある避難所を目指して住民が避難したことにより、多くの死者が発生してしまいました。

このような経緯を踏まえ、災害対策基本法が改正され、切迫する災害から避難するための指定緊急避難場所（避難場所）と、自宅等が倒壊し、自宅で生活できない被災者が避難生活をするための指定避難所（避難所）とを区別して指定することとされています。

第1節 指定避難所の指定

1 指定避難所の概要

指定避難所は、災害対策基本法第49条の7に基づき、被災した市民等が一定期間滞在し、避難生活を送るための場所であり、本市では、市内の一部小中学校を指定し、地域防災拠点という名称で運用しています。

令和3年4月現在、区内には29か所の地域防災拠点があります。

2 指定避難所の開設・運営

指定避難所である地域防災拠点は、原則として、市内で震度5強以上の地震が観測された場合に、地域防災拠点運営委員会によって開設・運営されます。

風水害の際は、自宅に被害を受け、生活できない被災者がいる場合に、地域防災拠点等の公共施設を避難所として開設し、被災者を受け入れます。

第2節 指定緊急避難場所の指定

1 指定緊急避難場所の概要

指定緊急避難場所は、災害対策基本法第49条の4に基づき、防災施設の整備の状況、地形、地質その他の状況を総合的に勘案して、異常な現象の種類（災害種別）ごとに、同法施行令第20条の3に定める安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所を指定しています。

本市では、指定避難所である地域防災拠点の避難場所機能（立退き避難の場所としての可否）を、災害種別ごとに明確にすることとしており、市内の地域防災拠点459校の中から、災害種別ごとに指定緊急避難場所を指定しています。

指定緊急避難場所は、原則として、警戒レベル3以上の避難情報の発令とともに区職員が開設し、地域防災拠点運営委員会や避難者の協力を得ながら運営します。

2 指定基準

本市における指定緊急避難場所の指定基準は次のとおりです。

災害種別	指定の考え	
洪水	【共通事項】 1 地域防災拠点に指定された学校の敷地内の建物である。 2 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に市職員等によって開放される。 3 避難する際の経路(受入の用に供する場所)に避難に支障を生じさせるような事由がない。	1 浸水想定区域外に立地している。 2 1を満たさない場合は、浸水想定深より上方に避難場所があり、そこまでの有効な経路(階段等)がある。 (1) 浸水想定が「3.0m未滿」の場合は2階以上に避難場所がある。 (2) 浸水想定が「3.0m以上5.0m未滿」の場合は3階以上に避難場所がある。
崖崩れ		土砂災害警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域外に立地している。
高潮		1 高潮浸水想定区域がある行政区に立地している。 2 高潮浸水想定区域外に立地している。 3 2を満たさない場合は、浸水想定深より上方に避難場所があり、そこまでの有効な経路(階段等)がある。 (1) 浸水想定が「3.0m未滿」の場合は2階以上に避難場所がある。 (2) 浸水想定が「3.0m以上5.0m未滿」の場合は3階以上に避難場所がある。

3 指定状況

区内における指定緊急避難場所の指定状況は次のとおりです。

なお、指定緊急避難場所は、警戒レベル3以上の避難情報を発令した場合に、災害種別や状況によって開設する避難場所を選定して開設することとし、開設の考え方等は第3部第8章第4節に記載します。

(凡例 ○：避難可能、2階以上：2階以上が避難可能、3階以上：3階以上が避難可能、×避難不可)

	学校名	種別	棟番号 ※1	対象とする異常な現象の種類※2			
				洪水		崖崩れ	高潮
				計画規模	最大規模		
1	城郷小学校	校舎	10	○	2階以上	○	○
		校舎	13	○	×	○	○
		校舎	15-1	○	2階以上	○	○
		校舎	19	○	2階以上	○	○
		体育館	13-1	○	○	○	○
2	大綱小学校	校舎	1-1	2階以上	3階以上	○	○

		校舎	2	2階以上	3階以上	○	○
		体育館	4	×	×	○	○
3	大曾根小学校	校舎	2	2階以上	2階以上	○	2階以上
		校舎	7	2階以上	2階以上	○	2階以上
		体育館	4	×	×	○	×
4	綱島小学校	校舎	1	2階以上	2階以上	○	2階以上
		校舎	6	2階以上	2階以上	○	2階以上
		校舎	8-1	2階以上	2階以上	○	2階以上
		校舎	20	2階以上	2階以上	○	2階以上
		体育館	21	×	×	○	×
5	日吉台小学校	校舎	3	○	○	○	○
		校舎	5	○	○	○	○
		校舎	14	○	○	○	○
		体育館	6	○	○	○	○
6	港北小学校	校舎	1	○	○	×	○
		校舎	7-2	○	○	×	○
		校舎	20-1	○	○	×	○
		体育館	4-1	○	○	○	○
7	菊名小学校	校舎	1	○	○	×	○
		校舎	4	○	○	○	○
		校舎	5	○	○	×	○
		体育館	17	○	○	○	○
8	新田小学校	校舎	1	○	○	○	○
		校舎	10	○	○	○	○
		校舎	11	○	○	○	○
		体育館	2	○	○	○	○
9	高田中学校	校舎	5	○	○	○	○
		体育館	6	○	○	○	○
10	矢上小学校	校舎	1	○	○	×	○
		校舎	2-1	○	○	×	○
		校舎	12-1	○	2階以上	○	○
		体育館	2-2	○	○	×	○
11	駒林小学校	校舎	1-1	○	○	○	○
		校舎	2-1	○	○	○	○
		校舎	3	○	○	○	○
		校舎	15-1	○	○	○	○
		体育館	7	○	○	○	○
12	篠原小学校	校舎	1	○	○	○	○
		校舎	9	○	○	○	○

		体育館	4	○	○	○	○
13	下田小学校	校舎	17	○	○	○	○
		校舎	17-1	○	○	○	○
		体育館	22-1	○	○	○	○
14	日吉南小学校	校舎	1	2階以上	2階以上	○	2階以上
		校舎	11	2階以上	2階以上	○	○
		校舎	29	2階以上	2階以上	○	2階以上
		体育館	2-1	×	×	○	○
15	篠原西小学校	校舎	1	○	○	○	○
		校舎	2	○	○	×	○
		校舎	11-1	○	○	○	○
		校舎	11-2	○	○	×	○
		体育館	4	○	○	○	○
16	新吉田小学校	校舎	1	2階以上	3階以上	○	○
		校舎	5-1	×	×	○	○
		体育館	5-2	×	×	○	○
17	綱島東小学校	校舎	2	2階以上	2階以上	○	2階以上
		校舎	3	2階以上	2階以上	○	2階以上
		校舎	5	2階以上	2階以上	○	2階以上
		校舎	20	2階以上	2階以上	○	○
		体育館	4	×	×	○	×
18	師岡小学校	校舎	1	○	○	○	○
		校舎	7	○	2階以上	○	○
		校舎	9-1	○	2階以上	○	○
		校舎	17	○	2階以上	○	○
		校舎	25	○	2階以上	○	○
		体育館	9-3	○	○	○	○
19	高田東小学校	校舎	1	○	○	○	○
		校舎	5-1	○	○	○	○
		体育館	5-2	○	○	○	○
20	太尾小学校	校舎	1	○	2階以上	○	○
		校舎	1-2	○	×	○	○
		校舎	2	○	2階以上	○	○
		体育館	6	○	×	○	○
21	新羽小学校	校舎	1	○	○	○	○
		校舎	3	○	○	○	○
		体育館	2	○	○	○	○
22	北綱島小学校	校舎	1	2階以上	2階以上	○	○
		校舎	7	2階以上	2階以上	○	○

		校舎	15	2階以上	2階以上	○	○
		体育館	2	×	×	○	○
23	新吉田第二小学校	校舎	1	○	2階以上	○	○
		体育館	8	×	×	○	○
24	大豆戸小学校	校舎	1	○	2階以上	○	○
		体育館	7	○	×	○	○
25	小机小学校	校舎	1	○	○	×	○
		体育館	2	○	○	○	○
26	城郷中学校	校舎	8	○	○	×	○
		校舎	9-1	○	○	○	○
		校舎	12	○	○	×	○
		体育館	9-2	○	○	○	○
27	新田中学校	校舎	3	2階以上	2階以上	○	○
		校舎	6	2階以上	2階以上	○	○
		校舎	14	2階以上	2階以上	○	○
		体育館	30-1	×	×	○	○
28	樽町中学校	校舎	1	2階以上	2階以上	○	○
		校舎	2	2階以上	2階以上	○	○
		校舎	3-2	2階以上	2階以上	○	○
		校舎	13	2階以上	2階以上	○	○
		校舎	21	2階以上	2階以上	○	○
		体育館	8	×	×	○	×
29	箕輪小学校	校舎	1-1	2階以上	2階以上	○	2階以上
		体育館	1-2	2階以上	2階以上	○	2階以上

※ 色塗りされた指定緊急避難場所は、市域で予想される48時間降雨量が、400mm程度（計画規模降雨）以下とされた場合に、区が開設する可能性がある指定緊急避難場所です。

※1 学校全体ではなく、校舎や体育館の棟ごとに指定しています。なお、棟番号は任意に設定された数値であり、具体的な棟の位置を確認したい場合は、市ホームページから確認してください。

※2 他に、地震、大規模な火事が指定されています。

風水害時における指定緊急避難場所の開設の考え方等は、第3部第8章第4節を参照してください。

第3節 避難場所の機能・役割

区が開設する避難場所には、次の機能・役割をもった避難場所があります。

	主な指定場所	役割
指定緊急避難場所	災害の種別ごとに地域防災拠点から指定	指定緊急避難場所は、区が発令した避難情報の対象区域内に居住する区民が避難するための場所として開設します。
自主避難場所	公会堂、地区センター、地域防災拠点以外の小中学校等	自主避難場所は、区が発令した避難情報の対象区域外に居住する区民等が、災害に備えて自主的に避難したい場合に、その避難場所として開設します。
福祉避難場所	要援護者等を優先して受け入れるため、一般的には公表していません。	福祉避難場所は、指定緊急避難場所及び自主避難場所での滞在が困難な要援護者及びその支援者のために開設します。

第4節 任意避難場所

任意避難場所は、自治会等が、自治会・町内会館等を避難場所として任意に開設する場合など、市民（地域）の皆様が任意に設置した避難場所であり、開設及び運営は市民（地域）の皆様が行います。車中泊避難は、任意の避難場所として扱います。

第5節 区民の心構え

避難場所は、洪水（計画規模・想定最大規模）、土砂災害、高潮など、発生するおそれが高い災害に備えて開設する避難場所を判断するため、区民の避難場所を平時から指定することができません。

このことから、区は、避難場所を開設した場合、あらゆる手段をもって対象者に情報を発信するとともに、区民は区が発信する情報の収集手段について平時から確保するよう努めます。

なお、情報の収集手段は、第2部第3章第2節に定めます。

第6節 施設等の整備

1 指定緊急避難場所案内表示板の設置

令和元年台風第19号では、洪水浸水想定区域内に位置する地域防災拠点に避難した避難者がいたことから、避難することができる避難場所、避難することができない避難場所を日頃から視覚的に啓発するため、すべての地域防災拠点に指定緊急避難場所案内表示板を設置しています。この案内表示板は、平時は「閉鎖中」と表示されていますが、避難場所として開設したときには「開設中」と表示し、避難者に周知する機能を持ちます。



2 地域防災拠点案内表示板の設置

地域防災拠点の機能や役割を区民に周知するため、すべての地域防災拠点に案内表示板を設置しています。



3 防災備蓄庫

地域防災拠点には防災備蓄庫を設置し、人命救助や避難生活に必要な防災資機材、食料、飲料水、生活用品等を備蓄しています。

また、港北区独自の備蓄として、長期避難生活における避難者のストレス軽減を図るための備品の整備を進めます。

港北区独自の備蓄品目

備品名	数量/拠点	使用目的
自動ラップ式簡易トイレ	1基	トイレのストレス緩和及び衛生面の確保
段ボールベッド	5床	感染症、エコノミークラス症候群等の防止
エアマット	1200枚	床面の固さや寒さの軽減
パーティション	2基	プライバシー空間の確保
かご台車	2台	収納スペース及び搬出入の機動性確保

地域防災拠点備蓄品目及び数量一覧表<標準例>

区分	品目		数量	備考
食料・水	主食系	クラッカー	1,000食	
		缶入り保存パン	1,000食	
	おかゆ	460食	高齢者及び乳幼児用	
	スープ	220食	高齢者用	
	粉ミルク・ほ乳瓶	19セット	乳児1人あたり1セット(3日分)	
	水缶詰	2,000缶		
生活用品	高齢者用紙おむつ		210枚	
	乳幼児用紙おむつ・紙パンツ		1,350枚	
	生理用品		425個	
	トイレットペーパー		192巻	
	移動式炊飯器/ガスかまどセット		1台	小学校…移動式炊飯器 中学校…ガスかまどセット
	毛布		240枚	
	アルミブランケット		240枚	
組立式仮設トイレ		2基		

区分	品目	数量	備考
	簡易トイレ便座	6基	
	トイレパック	5,000セット	避難者の5回分
	簡易式テント	2基	着替えや授乳スペースの確保のため
	LEDランタン	80台	停電時の照明用
	ラジオ	2台	災害時の情報収集用
	デジタル移動無線延長コード	1セット	情報受伝達を円滑にするため
	防災電話機（デジタル移動無線）	1台	職員室外側などに設置されたモジュラージャックに差し込むことにより通信可能
	トランシーバー	2台	地域防災拠点内での連絡調整用
救護用品	リヤカー	2台	
	グランドシート	10枚	
	給水用水槽	1個	
	松葉杖	5組	
	保温用シート	150枚	
救助用品	発電機	6台	ガソリン式発電機5台 ガス式発電機1台 (計6台)
	投光機	5台	
	エンジンカッター	2台	皮手袋、防塵メガネがセット
	油圧ジャッキ	1台	またはガレージジャッキ5台
	掛け矢	2個	
	担架	10本	
	ポール（応急担架用）	10本	
	金属梯子	1本	
	ハンドマイク	2個	
	ヘルメット	10個	
	つるはし、大ハンマー、スコップ、ロープ、大バール、ワイヤーカッター、大なた、のこぎり、てこ棒	各5本	
他	ビブス（青/橙）	各10枚	運営委員会用（橙）、ライセンスリーダー用（青）

4 新型コロナウイルス感染症対策

本市では、避難場所等における新型コロナウイルス感染症等の対策として、必要な備蓄品を整備しています。また、区では、市が整備した備蓄品に加え、感染症対策資機材の充実強化を図り、災害に備えています。

感染症対策資機材（令和2年度末時点）

物品名	区が整備した物品（予定含む） （数量は1拠点あたりの量）	【参考】市が整備した物品 （数量は1拠点あたりの量）
非接触型体温計	1本	3本
腋下体温計	0本	1本
サージカルマスク	0枚	800枚（うち小さめ300枚）
フェイスシールド	10枚	30枚
アルコール消毒液	0本	40本（20ℓ）
消毒液	0本	10本（6ℓ）
雑巾	40枚	10枚
ケース	1つ（区が整備する物品を備蓄）	2つ（市が整備する物品を備蓄）
段ボール間仕切り及びベッド	0セット	6セット
使い捨て手袋	0枚	500組（1,000枚）
ハンドソープ	10個	10個
使い捨てガウン	10枚	0着
間仕切り（テント）	区全体で134基（1基2人用）	0個
養生テープ	15本×4種類（1本25m）	5本×2種類
キッチンペーパー	1パック（1パック3箱）	10箱
簡易トイレ	5個	0個
トイレパック	25個	0個
ウェットティッシュ （アルコール含有）	2箱（1箱400枚）	0箱
ゴミ袋	40枚×3種類（45、70、90ℓ）	50枚×2種類（30、40ℓ）
使い捨て鉛筆	200本	0本
カッター	10本	0本
軍手（滑り止め付）	10組	0組
防犯ブザー	10個	0個
受付用パーテーション	0基	2基

第7節 避難場所の運営に向けた平時の取組

1 避難場所運営責任者の指定

区は、災害時における避難場所の円滑な開設・運営を図るため、避難場所を運営する責任者（区職員）を指定し、施設管理者等と平時から連携を図ります。

2 地域防災拠点運営委員会の役割

風水害時に開設される避難場所の運営は、区職員の役割ですが、地域防災拠点運営委員会は、自らの地域防災拠点が避難場所として開設された場合は、避難者の動線の確保や受付など、平時から実施する地域防災拠点開設・運営訓練を踏まえ、可能な範囲で区職員の運営に協力よう努めます。

第5章 災害に強い人・地域づくり【重点確認項目】

第1節 マイタイムライン（避難行動計画）の作成

1 マイタイムラインとは

マイタイムラインとは、台風や大雨の水害など、これから起こるかもしれない災害に対し、一人ひとりの家族構成や地域環境に合わせて、あらかじめ時系列で整理した自分自身の避難行動計画です。

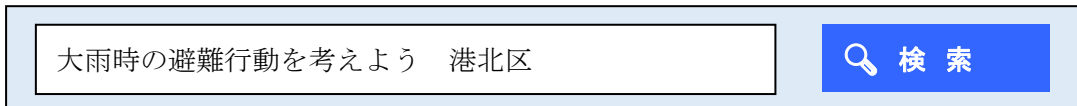
気象庁から大雨警報が発表されたとき、区から避難指示等が発令されたときなど、あらかじめ作成したマイタイムラインに基づいて行動することで、「逃げ遅れ」を防ぐことができます。

2 作成要領

(1) マイタイムライン作成シートの入手

マイタイムラインを作成するには、マイタイムライン作成シートを活用します。マイタイムライン作成シートは、本市ホームページからダウンロードするか、「大雨時の避難行動を考えよう」の冊子を活用することができます。

「大雨時の避難行動を考えよう」の冊子は、港北区役所4階44番窓口のほか、港北区ホームページからもダウンロードし、活用することができます。



【冊子】



【マイタイムライン作成シート】



(2) マイタイムラインの作成

【警戒レベル2相当情報】大雨注意報が発表されたとき、【警戒レベル3】高齢者等避難が発令されたときなど、家族構成や生活環境にあわせて、「いつ何をするか」をマイタイムライン作成シートに記載し、作成します。

なお、本市ホームページでは、マイタイムラインの作成方法を動画で確認することができます。

第2節 「自助」、「共助」、「公助」による減災

災害により生じる被害を完全に防ぐことは困難なため、発災前の備えに加えて、発災後の迅速・的確な応急対策と地域での共助体制の確立などによる、災害での被害を最小限に抑える「減災」にむけた取組（減災行動）が重要です。そのため、市民や事業者の減災行動に対する理解の促進とその実践につなげていくために、「自助」「共助」「公助」の考え方に基づく減災を推進します。

1 「自助」「共助」の取組

「自助」、「共助」、「公助」は互いに連携することで大きな減災につながります。そのため、平常時から「自助」、「共助」について考え、風水害に備えておくことが重要となります。平常時、災害時において求められる自助、共助の取組の主なものは次のとおりです。

	平常時の取組	災害時の取組
自助	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本的な防災知識の習得 ・ 防災情報Eメールの登録 ・ Yahoo! 防災速報アプリのダウンロード ・ 応急手当の知識の習得 ・ ハザードマップによる災害危険箇所、避難場所・避難経路の確認 ・ マイタイムライン（避難行動計画）の作成 ・ 家族との連絡方法の確認 ・ 非常持ち出し品の点検、置き場所の確認 ・ 防災訓練・地域活動等への参加 ・ 側溝や排水溝の日常的な清掃 など 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 気象情報、避難情報等の収集 ・ 浸水が予想される場合、家財等を2階に上げる等の被害軽減行動 ・ マイタイムライン（避難行動計画）に基づいた避難行動の開始、状況に応じた適切な安全確保の実施（不要不急の外出の自粛、屋内での安全確保措置）など
共助	<ul style="list-style-type: none"> ・ ハザードマップによる災害危険箇所、避難経路、避難場所の確認 ・ 災害時要援護者の見守り活動 ・ 防災訓練の実施 ・ 町の防災組織による減災に向けた取組の普及啓発 ・ 一時避難所の選定 など 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 気象情報、避難情報の収集 ・ 近隣住民による負傷者の救出 ・ 要援護者の安否確認、救出救護、避難誘導の支援 ・ 必要に応じ集団避難の実施 ・ 浸水防止措置の実施 ・ 避難場所等開設の協力

第3節 防災意識の高揚

1 職員に対する訓練及び研修の実施

(1) 区災害対策本部運営訓練及び研修

区は、所属する職員に対しあらゆる機会をとらえ防災に関する知識の普及啓発を図るとともに、区災害対策本部運営訓練及び研修を通じ、所管する災害対策に関する実務について習熟させるものとします。また、本計画等を活用し、職員への教育、訓練等を行うものとします。

(2) 情報受伝達機器等の取扱訓練

情報受伝達機器等の取扱訓練を、職員に対して実施するものとします。

2 市民等への防災・減災の普及啓発

防災活動の成果をあげるためには、全市民の防災意識を高め、減災行動に対する理解及び協力を得ることが最も重要です。したがって、区は平常時から防災訓練を実施するとともに各種広報媒体を活用し、市の防災計画や防災体制、災害前兆現象情報、災害時の心得、避難救助の措置等について積極的な広報を行い、防災・減災の普及啓発に努めるものとします。

なお、災害時における男女のニーズの違いに配慮した防災訓練の実施、女性の防災リーダーの育成等に努めます。

(1) 防災キャラバン等の実施

防災キャラバンは、自治会・町内会向けの出前講座で、崖防災や河川防災に関する内容などを広く区民に啓発します。

区は、防災キャラバンの実施を通じて、災害に強い人・地域作りを目指します。

(2) 在宅避難の啓発

港北区では、洪水が発生した場合の浸水が広範囲に渡り、他区と比較しても避難者数が多く発生することが予測されます。

一方で、浸水や土砂災害が発生する危険性が少ない場所も多く存在することから、これらの場所に居住する区民は、避難場所での密集を避ける観点から、在宅避難に努めるとともに、区は積極的に在宅避難を啓発します。

(3) 啓発物の発行

区は、各種ハザードマップの発行のほか、令和3年度発行した「大雨時の避難行動を考えよう」の冊子について定期的に見直し、あらゆる機会を通じて、区民に啓発します。

第4節 災害に強い地域づくり

1 港北区災害対策連絡協議会

区民の声を反映した防災対策の促進、地域状況を踏まえた区域の総合的な防災対策を推進するため、港北区地域防災拠点運営委員会連絡協議会、港北区水防協議会、新横浜駅周辺混乱防止対策連絡協議会などの災害対策連絡会議を設置しています。

(1) 地域防災拠点運営委員会連絡協議会

災害発生時に、安全かつ秩序ある避難生活の維持等、地域住民の相互協力による防災活動の促進を目的として、地域防災拠点ごとに、地域・学校・行政等からなる地域防災拠点運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置しています。

また、港北区内の地域防災拠点運営委員会（以下「運営委員会」という。）相互の緊密な連絡及び連携を図ることを目的として、港北区地域防災拠点運営委員会連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置し、年2回程度、区が実施する風水害等の対策について情報交換を実施しています。

(2) 港北区水防協議会

鶴見川は、台風などの大雨時に氾濫や堤防の決壊をおこすなど甚大な水害をもたらす河川でした。そこで、昭和52年に流域における地域団体、事業者及び行政による港北区水防協議会が設置されました。

主な活動は、「鶴見川整備促進に関する要望」を国土交通省に提出し、地域住民、河川管理者、地方公共団体等が一体となった「総合治水対策」の促進を図ることです。

(3) 新横浜駅周辺混乱防止対策連絡協議会

東日本大震災では、公共交通機関の運休等により、新横浜駅周辺で多数の方の帰宅が困難となり、公的施設や民間施設で一時的に帰宅が困難となった方を受け入れました。

これを教訓に港北区では、新横浜周辺の企業・地域・行政機関において「新横浜駅周辺混乱防止対策連絡協議会」を平成 24 年 3 月に発足し、災害時における帰宅困難者一時滞在施設の円滑な開設と受け入れに係る訓練を実施しています。

2 町の防災組織

地域が行う自主防災活動を支援するため、区役所、消防署が中心となり自治会町内会への「町の防災組織」づくりの促進とその育成強化を進め、地域防災力の向上を図っています。

第 5 節 要援護者支援対策

1 基本的な方針

地域の中には、災害発生時の避難行動など臨機応変に対応することが難しく、また、その後の生活に様々な困難が予想される高齢者や障害者等の要援護者が暮らしています。

災害発生時における安否確認、避難支援等の取組を行うため、日頃からの地域と要援護者との関係づくりを通じて、災害に備えた平常時からの要援護者対策を推進します。

2 要援護者の事前対策

(1) 地域の中で「災害から要援護者を守る」ための取組の推進

要援護者やその家族に対し、家庭内での要援護者の安全対策について周知するとともに、地域住民に対して、地域ぐるみで「災害から要援護者を守る」ことについて普及啓発します。

また、日頃から、自治会・町内会、民生委員・児童委員、近隣住民等が相互に連携し、要援護者に対する「声かけ、見守り」のネットワーク等の支援体制づくりに努めます。

(2) 地域で「災害から要援護者を守る」取組の推進を支援するための区の取組

区長は、災害時における要援護者の援護活動に活用するため、要援護者名簿を作成・保管し、地域が名簿の提供を希望する場合は、区との協定締結等の手続を踏まえて、名簿を提供します。令和 3 年 3 月末現在、144 地区と協定締結しています。

第 6 節 浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の防災対策の推進

1 概要

水防法及び土砂災害防止法に基づき、浸水想定区域又は土砂災害警戒区域内の社会福祉施設、学校、医療施設その他の防災上の配慮を要する者が利用する施設（以下「要配慮者利用施設」という。）として、横浜市防災計画（資料編）に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者等は、避難確保計画を作成し、市長に報告することが義務づけられています。

2 要配慮者利用施設の範囲

要配慮者利用施設の範囲は、次のとおりです。

要配慮者利用施設の範囲	1 高齢者施設、保護施設、児童福祉施設、障害児・者施設等の社会福祉施設（※1） 2 病院、診療所の医療施設（有床に限る。） 3 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校（盲学校、ろう学校、養護学校）
-------------	--

※1 具体的な施設の種類の種類は、概ね次のとおりです。

高齢者施設	特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、ケアハウス、老人短期入所施設、老人福祉センター、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、高齢者保養研修施設、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護
保護施設	救護施設、更生施設、医療保護施設
児童福祉施設等	保育所、幼保連携型認定こども園、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童厚生施設、児童家庭支援センター、放課後児童クラブ
障害児・者施設等	障害福祉サービス事業所（療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援）、障害者支援施設、地域活動支援センター、身体障害者福祉センター、障害者更生センター、補装具製作施設、点字図書館、聴覚障害者情報提供施設、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設、児童発達支援センター（地域療育センター）、障害児通所支援事業（児童発達支援、放課後等デイサービス）、福祉ホーム、障害者ショートステイセンター、中途障害者地域活動センター、障害者地域活動ホーム、総合リハビリテーションセンター、障害者スポーツ文化センター横浜ラポール、障害者グループホーム、短期入所施設、精神障害者生活支援センター
その他の施設	小規模保育事業、家庭的保育事業、横浜保育室、認可外保育施設、社会福祉センター、地域ケアプラザ、福祉保健活動拠点、福祉保健研修交流センター、福祉機器支援センター、隣保館、宿泊施設、地域子育て支援拠点

3 避難確保計画の作成・報告

横浜市防災計画（資料編）に施設の名称及び所在地が定められた要配慮者利用施設の所有者等は、避難確保計画を作成し、又はこれを変更するときは、市長に報告しなければなりません。

本市では、要配慮者利用施設の避難確保計画作成を促進する観点から、市ホームページにおいて、「横浜市要配慮者利用施設の避難確保計画作成マニュアル」及び「避難確保計画のひな形」を公表しています。

港北区における避難確保計画の提出先は、港北区役所総務課です。

4 避難確保計画の報告状況

港北区における要配慮者利用施設の施設数及び避難確保計画の報告状況は次のとおりです。

	浸水想定区域 (洪水・高潮)	土砂災害警戒区域	合計
要配慮者利用施設数	361	61	422
避難確保計画報告数	338	61	399
報告率 (%)	93.6	100	94.5

※令和3年7月末現在

5 訓練の実施

横浜市防災計画（資料編）に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者等は、作成した避難確保計画に基づき、訓練を実施することが義務づけられています。

6 自衛水防組織の設置

横浜市防災計画（資料編）に施設の名称及び所在地を定められた浸水想定区域内の要配慮者利用施設は、自衛水防組織の設置に努めなければなりません。

また、自衛水防組織を設置し、又は変更したときは、これを市長に報告しなければなりません。

7 避難確保計画の作成・報告指導等

区は、浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内の実態調査を実施するとともに、横浜市防災計画（資料編）に施設の名称、所在地が定められた施設等の所有者等に対し、避難確保計画の作成及び訓練の実施に必要な支援等を行います。

8 要配慮者利用施設に対する洪水予報等の伝達体制の整備

区は、横浜市防災計画（資料編）に施設の名称、所在地が定められた要配慮者利用施設に対し、洪水予報、土砂災害に関する情報を円滑に伝達できる体制を整備します。

港北区では、横浜市防災計画（資料編）で施設の名称、所在地が定められた要配慮者利用施設の所有者等に対し、横浜市防災情報Eメールを登録するよう通知しており、洪水予報、土砂災害に関する情報は、横浜市防災情報Eメールで伝達することとしています。

第7節 地下街等の防災対策の推進

1 概要

水防法に基づき、浸水想定区域内に所在し、横浜市防災計画（資料編）に名称及び所在地を定められた地下街等（以下「地下街等」という。）の所有者等は、同法に基づき、避難確保・浸水防止計画を作成し、市長に報告することが義務づけられています。

2 地下街等の範囲

地下街等の範囲は、浸水想定区域内に所在する次の施設です。

地下街等の範囲	1 消防法施行令別表第1（十六の二）項に掲げる防火対象物の用途に供されているもの（※1） 2 地階に駅舎を有するもの 3 大規模地下道、地下コンコース 4 その他、市長が必要と認めるもの（※2） 5 前記1から4に掲げるものとして地下に建設が予定されているもの及び地下に建設中のもの
---------	---

前記「地下街等の範囲」表中（※1）、（※2）の、具体的な施設の種類の、概ね次のとおりです。

（※1）

（十六の二）項	地下街
---------	-----

（※2）

その他、市長が必要と認めるもの	建築物の地階が、地下街、地階の駅舎又は大規模地下道などに接続している施設
-----------------	--------------------------------------

3 地下街等の状況

港北区内で、横浜市防災計画（資料編）に名称及び所在地を定められている地下街等は次のとおりです。

名称	所在地
横浜市営地下鉄北新横浜駅	港北区北新横浜一丁目 539 番地 1
横浜市営地下鉄新横浜駅 ※上記に接続する施設（1施設） キュービックプラザ新横浜（新横浜駅）	港北区新横浜二丁目 100 番地
横浜市営地下鉄高田駅	港北区高田東三丁目 1 番 3 号
横浜市営地下鉄日吉本町駅	港北区日吉本町五丁目 3-1

4 措置内容

本市及び地下街等の措置内容は次のとおりです。

地下街等の措置内容	避難確保・浸水防止計画の作成 訓練の実施 自衛水防組織の設置
本市の措置内容	洪水予報等の伝達※

※港北区では、横浜市防災情報Eメールに登録するよう通知しています。

5 その他の地下街等の防災対策

上記水防法に基づく地下街等には該当しない施設のうち、地階を有する施設についても、洪水等に備えた安全対策の推進を図ることとします。

本市では、避難を判断する情報や避難経路図などを書き込むことができる「避難確保・浸水防止計画ひな形【掲示用】」をホームページに掲載し、施設の計画作成を推進しています。

なお、当該計画については、本市への提出の必要はありません。

第8節 外国人等に対する支援策

日本語の理解が十分でない外国人や日本の生活習慣に不慣れで災害発生時の対応やその後の生活に様々な不安を持つ外国人がいます。

区では、こうした外国人の不安を解消し、安心して過ごすことができるよう、指定緊急避難場所に翻訳機等を配備するなど、外国人の安全確保及び早期に生活の安定を図るための外国人支援策を推進します。

第3部 応急対策

第1章 災害対策警戒本部の設置

第1節 区災害対策警戒本部の設置

市域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、横浜市災害対策本部あるいは区災害対策本部を設置するまでに至らないときは、「横浜市警戒体制及び警戒本部等の設置に関する要綱」に基づき、港北区災害対策警戒本部（以下「区警戒本部」という。）を設置します。

1 区警戒本部長

区危機管理責任者（副区長）

2 設置基準

- (1) 横浜地方気象台から市域を対象とする気象警報（大雨、暴風、暴風雪）及び洪水警報のうち、いずれかの警報又は複数の警報が発表されたとき（大雪警報のみ発表されたときは、第17章雪害対策による。）。
- (2) 河川の流域区において、国土交通大臣又は神奈川県知事から、その河川を対象とする水防警報のうち、準備、出動、指示のいずれかが発表されたとき。
- (3) 高潮注意報又は高潮警報が発表されたとき（対象区に限る。）。
- (4) 区域に風水害による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、区長が必要と認めたとき。

3 主な対応

- (1) 災害に対する各種情報の収集
- (2) 職員配備状況の把握と報告
- (3) 被害情報の収集と報告
- (4) 水防法、土砂災害防止法に基づく対象施設等への情報伝達
- (5) 災害の発生が予想される地域に対する巡回警備
- (6) 避難指示等の発令及び実施
- (7) 避難場所の開設及び運営
- (8) その他災害応急対策を実施するうえで必要な対応

4 地区隊及び消防地区本部の対応

- (1) 土木事務所及び消防署は、情報連絡担当を設置します。
- (2) 消防署は、消防局長が全市的・統一的な対応を必要と認める場合、その指示を優先します。

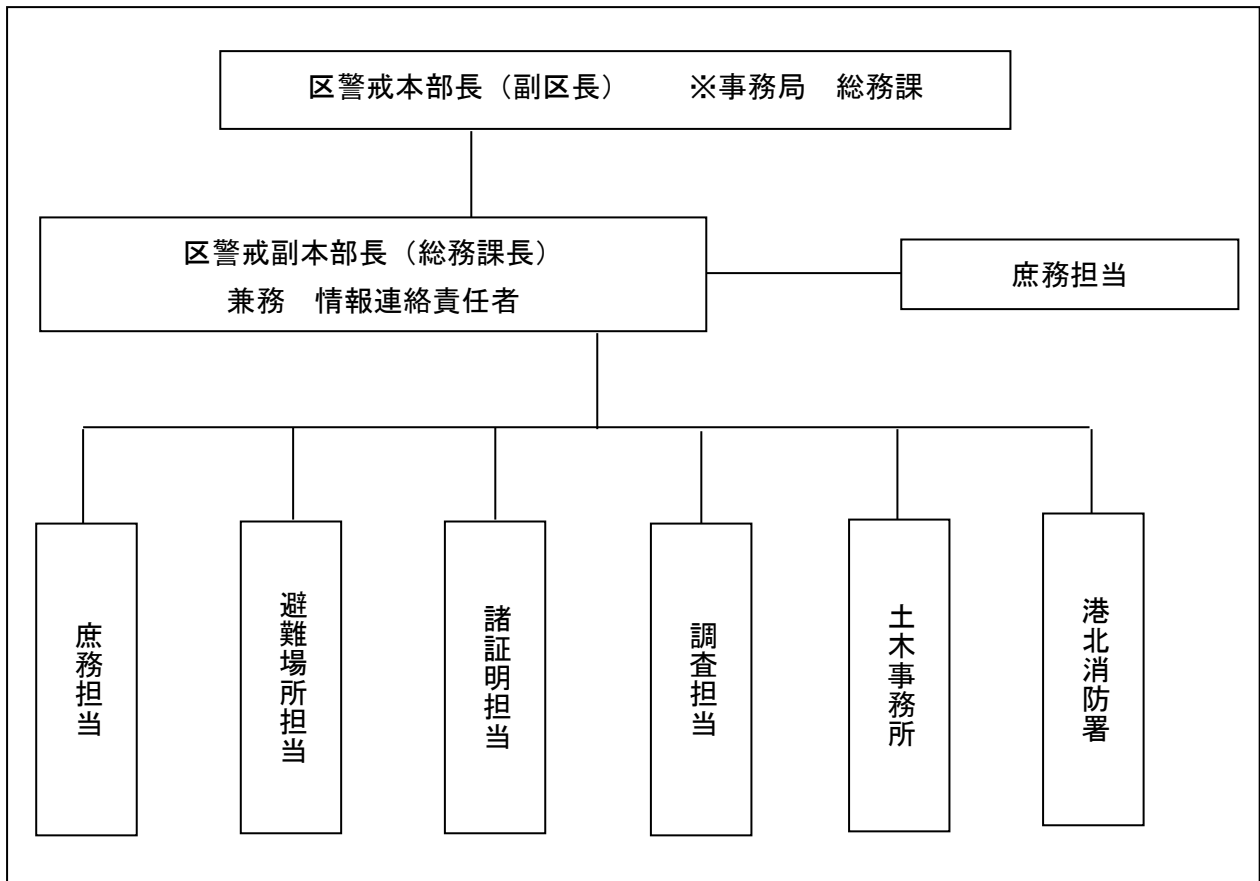
5 廃止基準

- (1) 区災害対策本部が設置されたとき。
- (2) 区域に新たな災害の発生するおそれが解消したと認められるとき。
- (3) 水防警報の解除が発表されたとき。

第2節 組織・運営

区警戒本部の組織の構成は、原則として図1のとおりとし、それぞれの事務分掌については、原則として「表1 区災害対策警戒本部（区警戒本部）の事務分掌」とします。

図1 港北区災害対策警戒本部の組織構成



※ 区警戒本部長は、災害の発生状況により必要に応じて避難場所担当及び諸証明担当を設置する。

表 1 区災害対策警戒本部（区警戒本部）の事務分掌

区警戒本部長	担当別任務分担
区 危 機 管 理 責 任 者 （ 副 区 長 ）	区警戒副本部長（総務課長）※兼務 情報連絡責任者 1 区警戒本部長の補佐に関すること。 2 関係機関との連絡調整に関すること。 3 災害情報の統括に関すること。 4 市警戒本部等との連絡、調整に関すること。 5 区警戒本部長命令の伝達に関すること。
	庶務担当 1 区警戒本部の運営に関する統括事務に関すること。 2 職員の配備・動員の伝達に関すること。 3 災害記録に関すること。 4 車両等資機材の確保や配置等に関すること。 5 避難指示等の発令及び実施に関すること。 6 区内関係機関への応援要請等に関すること。 7 他の担当の所管に属さないこと。
	情報収集担当 1 被害情報等の収集伝達に関すること。 2 気象情報、水防警報、洪水予報等の受伝達に関すること。 3 避難情報等の集約や伝達に関すること。 4 住民情報の受付に関すること。 5 その他情報の集約に関すること。
	（避難場所担当） 1 避難場所（福祉避難所等を含む。）の開設及び運営に関すること。 2 避難数の集計に関すること。
	調査担当 1 巡回班の編成と災害警戒区域等の巡回・広報に関すること。 2 現地被害情報の調査と情報収集担当等への速報に関すること。 3 建物等（火災以外の被害）の被害認定調査の実施に関すること。
	（諸証明担当） 建物等（火災以外の被害）の罹災証明書の発行に関すること。
	土木事務所 1 情報連絡担当の設置と区警戒本部事務局との相互連携に関すること。 2 被害情報・活動情報等の区警戒本部事務局への提供に関すること。
	消防署 1 情報連絡担当の設置と区警戒本部事務局との相互連携に関すること。 2 区警戒本部事務局への初期情報の提供に関すること。 3 被害情報・活動情報等の区警戒本部事務局への提供に関すること。 4 罹災証明書（火災）の発行に関すること。 5 建物等（火災以外の被害）の被害認定調査の協力に関すること。

第2章 災害対策本部の設置

第1節 区災害対策本部の設置

区長（区長が登庁できないときは、区災害対策本部の設置、構成及び運営に関する要綱に定める代理人）は、次により、区役所に「区災害対策本部」（以下「区本部」という。）を設置します。

1 設置基準

区本部を設置する基準は、原則として次のとおりとします。

- (1) 市災害対策本部（以下「市本部」という。）が設置されたとき。
- (2) 横浜地方気象台から市域を対象とする気象等（大雨、暴風、高潮、波浪及び暴風雪）に関する特別警報のうち、いずれか又は複数の特別警報が発表されたとき（大雪に関する特別警報のみ発表されたときは、第17章雪害対策による。）。
- (3) 区域において、総合的な災害応急対策を実施する必要があると認められる規模の風水害による被害が生じたとき。
- (4) 区域において河川の堤防の決壊又は氾濫が生じたとき。
- (5) その他災害応急対策を実施するうえで、区本部を設置する必要があると認められるとき。

2 設置手続

区災害対策本部長（以下「区本部長」という。）は、区本部を設置したときは、直ちにその旨を市長（市本部長）に報告するとともに、区本部の設置構成機関、区内防災関係機関等に連絡します。

3 廃止基準

区本部長は、次の場合には、区本部を廃止することができる。この場合において、区本部長は、市本部が設置されている間は、あらかじめ、市本部長の承認を得ることとします。

- (1) 区域において、災害の発生するおそれが解消したと認められるとき又は災害応急対策がおおむね完了したと認められるとき。
- (2) その他区警戒本部に縮小することが適当であると認められるとき。

4 廃止通知

区本部長は、区本部を廃止するときは、速やかに、その旨を市本部長に報告するとともに、区本部の設置構成機関、区内防災関係機関等に通知します。

第2節 組織・運営

区本部の組織及び運営は、次のとおりです。

1 区本部の組織

(1) 組織

ア 区本部長

区本部長は区長をもって充てます。

イ 区副本部長

区役所部長、資源循環局事務所長、土木事務所長、消防署長及び水道局水道事務所長をもって充てます。

ウ 地区隊長及び消防地区本部長

(7) 次の表の左欄に掲げる地区隊に、同表右欄に定める隊長を充てます。

地区隊	隊長
土木事務所地区隊	土木事務所長
資源循環局事務所地区隊	資源循環局事務所長
水道局水道事務所地区隊	水道局水道事務所長

(1) 消防地区本部長は消防署長をもって充てます。

(2) 職務内容

ア 区本部長

(7) 市本部長の指揮命令により区本部の事務を統括

(1) 区副本部長(副区長、福祉保健センター長及び福祉保健センター担当部長)及び区本部各班長に対する指揮命令

(ウ) 各地区隊長及び消防地区本部長への指示又は要請

(イ) 協定締結機関、防災関係機関等に対する応援要請

イ 各地区隊長及び消防地区本部長(土木事務所長、資源循環局事務所長、水道局水道事務所長、消防署長)

(7) 所管する災害応急対策の実施

(1) 区本部長からの災害応急対策の指示について対応しますが、消防地区本部長は、消防局長の命を受け消火、救助等の応急活動を実施するため、区本部長の指示又は要請に応じられないときは、区本部長に対しその旨を通報します。

ウ 区副本部長(副区長、福祉保健センター長及び福祉保健センター担当部長)

(7) 区本部長の補佐

(1) 区本部長に事故があるとき又は区本部長が欠けたときの職務代理

エ 区本部各班長(課長)

班員に対する指示

オ 班員(係長、職員)

班長の指示に基づく災害応急対策

(3) 運営

ア 区本部長は、区本部班長、地区隊長、消防地区本部及び関係機関からの被害情報等に基づき、区域における災害応急対策を実施します。

イ 区本部長は、区域における被害状況等について、市本部に報告します。

ウ 地区隊及び各局出先機関は、必要に応じて、区本部に連絡員を派遣します。

エ 区本部長は、必要に応じて、区本部会議を開催します。

オ 区本部会議構成員は、区本部会議において、各班(各隊)の配備体制と緊急措置事項、対応概要等を区本部長に報告します。

カ 区本部会議には、必要に応じて、区防災対策連絡協議会の構成機関等の出席を求めます。

キ 区本部長、区副本部長、班長(隊長)等が不在の場合の代理、代決については、あらかじめ別に定めた順位、方法等により行います。

2 事務決裁処理の特例

- (1) 災害発生時において、市長又は専決権者が緊急に処理すべき事案について迅速な決裁を行うことができない場所にいる場合又はこれを行ういとまがない場合は、代決権者がその者にかわって臨時に決裁することができます。
- (2) 災害発生時において、緊急に処理すべき事案について決裁を受ける場合は、迅速な決裁を行うことができるよう、合議を省略することができます。

3 施設の確保・維持

区本部の開設及び運営に必要な施設を確保するため、次の措置をとります。

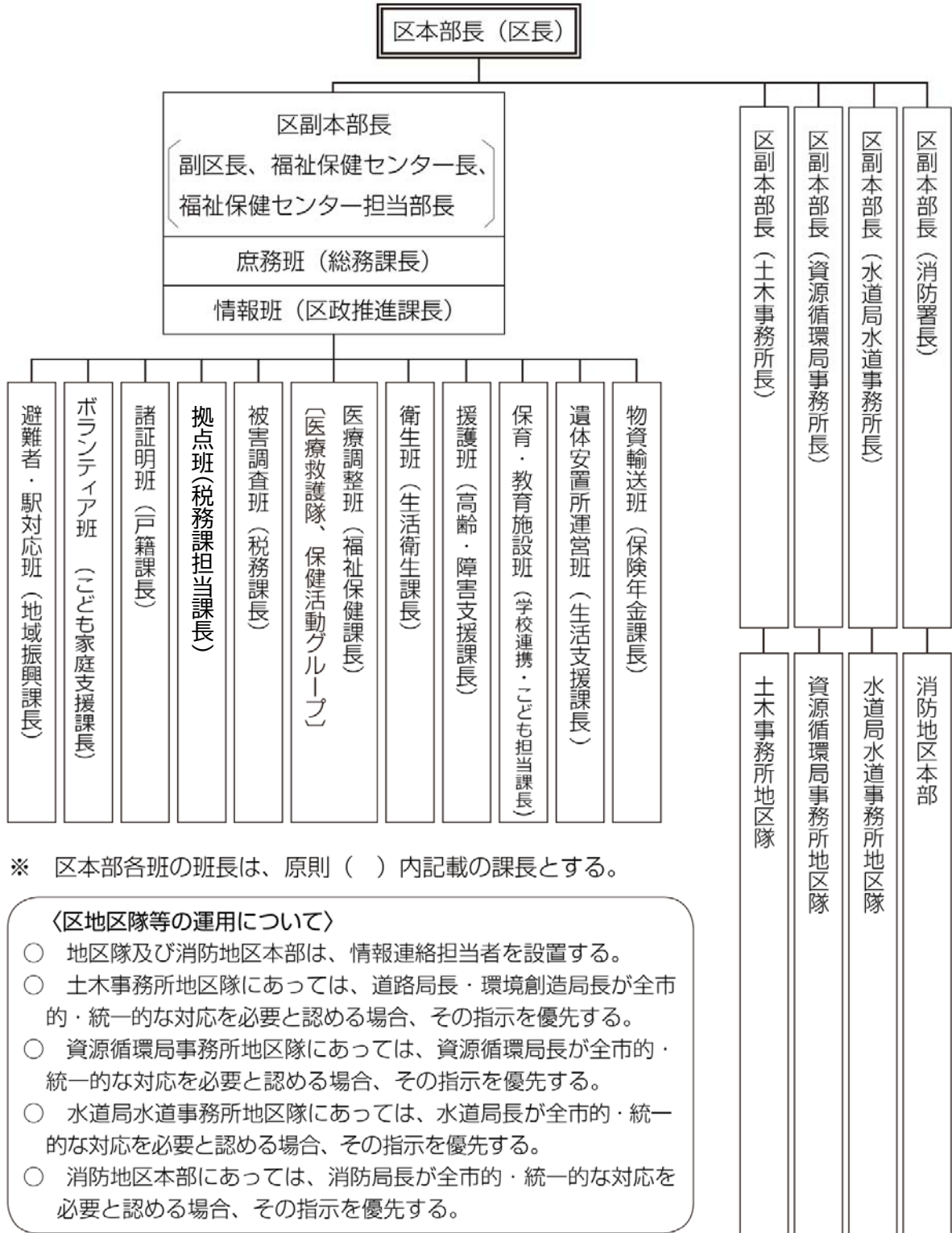
- (1) 区本部は、原則として区役所内に開設します。
- (2) 想定最大規模の降雨が予想される場合には、区本部も一部浸水し、電力を喪失する可能性があることから、区庁舎に設置された蓄電池を稼働することを想定し、電力供給事業者に蓄電池への充電を要請します。

4 区本部の組織及び事務分掌

- (1) 勤務時間内の初動体制では、事前に指定されている各班業務だけを実施するのではなく、被害状況に応じて、優先して初動対応が必要な業務を実施します。
- (2) 勤務時間外の初動体制では、動員した職員により区本部運営体制を早期に確立し、被害状況に応じて、優先して初動対応が必要な業務を実施します。

※職員へのバックアップ体制として、交代要員及び保育対応等の職員の確保を考慮します。

区本部組織図



※ 区本部各班の班長は、原則（ ）内記載の課長とする。

〈区地区隊等の運用について〉

- 地区隊及び消防地区本部は、情報連絡担当者を設置する。
- 土木事務所地区隊にあっては、道路局長・環境創造局長が全市的・統一的な対応を必要と認める場合、その指示を優先する。
- 資源循環局事務所地区隊にあっては、資源循環局長が全市的・統一的な対応を必要と認める場合、その指示を優先する。
- 水道局水道事務所地区隊にあっては、水道局長が全市的・統一的な対応を必要と認める場合、その指示を優先する。
- 消防地区本部にあっては、消防局長が全市的・統一的な対応を必要と認める場合、その指示を優先する。

班	事務分掌
庶務班	<ol style="list-style-type: none"> 1 区本部の設置及び運営に関すること。 2 本部長命令の伝達に関すること。 3 区本部の庶務及び記録に関すること。 4 区本部内各班の連絡調整に関すること。 5 市本部、その他関係機関との連絡調整に関すること。 6 報道及び広報対応に関すること。 7 災害関連情報に関すること。 8 区災害対策計画の立案及び実施に関すること。 9 警戒区域の設定に関すること。 10 避難指示等に関すること。 11 職員応援要請に関すること。 12 支援職員の受入れに関すること。 13 他都市応援職員の受入れ等に関すること。 14 職員の動員に関すること。 15 職員の厚生に関すること。 16 職員等の安否確認及び罹災状況の把握に関すること。 17 食料、飲料、燃料等の確保に関すること。 18 庁舎の管理保全に関すること。 19 所管車両の保全に関すること。 20 区本部の予算、経理に関すること。 21 区災害応急対策計画の策定に関すること。 22 区災害復旧計画の策定に関すること。 23 他の班の所管に属さないこと。 24 その他特命事項に関すること。
情報班	<ol style="list-style-type: none"> 1 気象情報及び河川情報の収集及び伝達に関すること。 2 災害関連情報の収集分析及び伝達に関すること。 3 被害状況（人的・物的）の集約に関すること。 4 応急対策活動の集約に関すること。 5 災害関連情報の広報に関すること。 6 通信機器等の保全に関すること。 7 地区隊、警察、ライフライン機関、その他関係機関との連絡調整に関すること。 8 市立以外の学校等の公的施設の被害状況の把握に関すること。 9 指定管理施設の被害状況に関すること。

班	事務分掌
避難者・ 駅対応班	<ol style="list-style-type: none"> 1 広域避難場所、帰宅困難者一時滞在施設、津波避難施設の避難者の把握に関する事 2 補完施設の被災状況の把握に関する事。 3 避難者の安全確保に関する事。 4 二次災害防止に係る避難誘導に関する事。 5 主要駅等での情報収集・広報に関する事。 6 被害情報等の収集・伝達に関する事。 7 帰宅困難者対応に関する事。 8 帰宅困難者一時滞在施設の運営または支援に関する事。 9 その他必要な事項に関する事。
ボランティア班	<ol style="list-style-type: none"> 1 ボランティアへの情報提供及び連絡調整に関する事。 2 ボランティア、自主防災組織等の活動状況の把握に関する事。 3 必要なニーズ等の広報に関する事。 4 区の災害ボランティアセンターとの連絡調整に関する事。
諸証明班	<ol style="list-style-type: none"> 1 死亡届の受理及び火埋葬許可に関する事。 2 建物等（火災以外の被害）の罹災証明書の発行に関する事。
拠点班	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難場所の開設及び運営に関する事。 2 避難場所及び周辺地域の被災状況（死者、負傷者等）、運営支援、情報収集、避難者ニーズ対応に関する事。 3 地域防災拠点運営委員会との連絡調整に関する事。 4 避難者の対応に関する事。 5 避難者への情報提供・広聴に関する事。 6 市民が任意に設置した避難場所の把握に関する事。 7 避難者の生活相談に関する事。
被害調査班	<ol style="list-style-type: none"> 1 区内の被害状況の調査に関する事。 2 建物等（火災以外の被害）の被害認定調査の実施に関する事。 3 災害廃棄物の解体・撤去申請の受付に関する事。
医療調整班	<ol style="list-style-type: none"> 1 仮設救護所の設置及び運営に関する事。 2 負傷者の医療援護に関する事。 3 医薬品、医療資器材等の調達に関する事。 4 医療機関の被災状況の把握に関する事。 5 診療可能医療機関の情報提供に関する事。 6 医師会、医療機関、歯科医師会、薬剤師会との連絡調整に関する事。 7 患者搬送に係る連絡調整に関する事。 8 精神保健医療相談窓口の開設に関する事。 9 避難場所等の巡回診療に関する事。 10 被災者の保健活動及び保健活動グループに関する事。

班	事務分掌
衛生班	<ol style="list-style-type: none"> 1 消毒及び衛生に関すること。 2 生活衛生に関すること。 3 飲料水及び食品の衛生確保に関すること。 4 動物の保護収容に関すること。 5 感染症の発生予防及び拡大防止に関すること。
援護班	<ol style="list-style-type: none"> 1 要援護者のための福祉避難所の設置及び運営に関すること。 2 要援護者の安否確認、避難支援、安全確保に関すること。 3 避難場所等の要援護者の状況把握に関すること。 4 要援護者の福祉避難所の受入れに関すること。 5 被災者の生活相談に関すること。 6 福祉避難所の閉鎖及び要援護者移送に関すること。 7 応急仮設住宅への入居募集に関すること。 8 災害弔慰金、災害援護資金等に関すること。 9 被災者生活再建支援金に関すること。 10 義援金に関すること。 11 その他要援護者の支援に関すること。
保育・教育 施設班	<ol style="list-style-type: none"> 1 保育・教育施設等からの情報収集・情報提供に関すること。 2 保育・教育施設等との連絡調整に関すること。 3 区本部庶務班との連絡調整に関すること。 4 市立保育所の園児の安全確保に関すること。 5 市立保育所の施設、園庭の管理保全に関すること。 6 市立保育所の保育の早期再開に関すること。 7 市立保育所の園児の引渡しに関すること。 8 緊急保育に関すること。
遺体安置所運 営班	<ol style="list-style-type: none"> 1 遺体安置所の設置及び運営に関すること。 2 行方不明者の把握に関すること。 3 関係機関（県警、医師会、歯科医師会）との調整に関すること。 4 引取人のいない焼骨に関すること。
物資・輸送班	<ol style="list-style-type: none"> 1 区集配拠点の設置及び運営に関すること。 2 食料、救援物資等の受入れ及び配分に関すること。 3 食料、救援物資等の調達・輸送に関すること。 4 自動車、その他輸送手段の確保に関すること。 5 不足救援物資等の把握に関すること。

班	事務分掌
土木事務所 地区隊	<ol style="list-style-type: none"> 1 道路の被害状況の把握に関する事。 2 道路に係る応急対策の立案及び実施に関する事。 3 緊急輸送路等の確保に関する事。 4 路上障害物、放置車両の除去等に関する事。 5 河川、下水道管きよ、公園緑地の被害状況の把握に関する事。 6 河川、下水道管きよ、公園緑地に係る応急対策の立案、実施に関する事。 7 工事箇所の保全に関する事。 8 区本部、作業隊、その他関係機関との連絡調整に関する事。
資源循環局 事務所地区隊	<ol style="list-style-type: none"> 1 ふれあい収集の対象者等の安否確認に関する事。 2 巡回による被害状況、避難場所、道路等の情報収集・提供に関する事。 3 収集車を利用した広報、物資運搬等に関する事。 4 トイレ対策班への応援に関する事。
水道局水道 事務所地区隊	<ol style="list-style-type: none"> 1 応急給水活動及びその際に得られた被災情報の提供に関する事。 2 断水や水道の復旧情報の提供に関する事。

第3章 職員の配備・動員

本市職員は、区警戒本部又は区本部が設置されたときは、本計画で定める任務分担に応じて全力をもって災害応急対策に従事することとします。

第1節 職員の配備体制

1 警戒本部設置時の配備

区危機管理責任者（副区長）は、区警戒本部を設置したときは、原則として横浜市警戒体制及び警戒本部等の設置に関する要綱（別表第4）災害対策配備基準表に定める1号又は2号配備を基本とした体制をとるものとし、災害等の規模及び態様に応じて、人員を増強又は縮小することとします。

2 災害対策本部設置時の配備

区長は、区本部を設置したときは、災害等の規模及び態様に基づき、災害対策配備基準表の3号、4号又は5号のいずれかの配備体制をとるものとし、災害等の規模及び態様に応じて人員を増強又は縮小することとします。

ただし、市長が配備体制を示して配備指令を発令した場合は、その配備体制をとることとし、市長の承認がない限り、人員を縮小することができないものとし、

3 配備基準

配備体制の内容及び発令基準は、次のとおりとします。

種 別	配備体制	発令基準	
警戒本部	1号配備	局地的な被害の発生が予想される場合又は発生した場合に対応するため、情報収集連絡及び小災害に対処できる体制とする。	台風又は局地的大雨等により、局地的災害の発生が予想される場合に発令する。
	2号配備	局地的な災害が発生し始め、更に被害地域の拡大が予想される場合で応急措置及び防除活動を行うことができる体制とする。	台風又は局地的大雨等により、局地的災害が発生し始めた場合に発令する。
災害対策本部	3号配備	災害の発生が数区にわたり、更に拡大の可能性が強く、災害防除の措置を強化し、災害の拡大を防止するために必要な諸般の応急活動ができる体制とする。	市域を対象とする特別警報（大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪）が発表された場合及び台風又は局地的大雨等により数区にわたって災害が発生した場合に発令する。
	4号配備	数区において被害が甚大となり、更に拡大の可能性が強く、災害防除及び救助体制を更に強化し、応急活動ができる体制とする。	台風又は局地的大雨等により、数区で甚大な被害が発生し、更に市内全域に被害が拡大する可能性がある場合に発令する。
	5号配備	市内全域に被害が続発している場合又は増大しつつある場合で、緊急に総力をあげて対処する体制とする。	台風又は局地的大雨等により、市内全域に被害が続発している場合又は増大しつつある場合に発令する。

4 勤務時間内における配備体制

区警戒本部又は区本部設置時は、必要に応じて通常業務を一部縮小又は停止して、あらかじめ定めた任務分担により職員は配備につくこととします。

5 勤務時間外における配備体制

区警戒本部又は区本部設置時、職員は、別途定める港北区動員体制に基づき、あらかじめ定めた任務分担により参集することとします。

区警戒本部長等は、職員の参集状況に応じ、順次、優先して応急対策を実施する必要がある班を編成することとします。

この場合、優先して編成する班にあらかじめ定められた職員以外の職員を指名して配備につけ、応急活動を命ずることができます。

なお、各配備体制に応じた職員が参集した時点であらかじめ定めた職員による班編成に移行することとします。

6 動員時の職員の安全衛生管理について

区本部長等は、災害応急対策の実施にあたり、区警戒本部等の設置時から、従事職員の安全衛生管理上必要な措置を講ずるよう指示することとします。

なお、具体的な措置としては、被害等の状況、参集人数等の実情に応じ、次の項目について実施します。

(1) 安全確保

従事にあたっては道路や建物の損傷、火災、危険物質の発生などのリスクを予測し、職員の安全対策を確実に実施します。

(2) 体調管理

休養、食事の確保に配慮するとともに、感染症の予防、ストレスへの対処策を実施します。

第2節 職員の動員体制

1 動員命令

(1) 動員命令の発令

区本部長等は、配備の指令を発したときは、その配備体制に基づき職員を動員することとします。

また、動員職員は、配備体制に基づき、それぞれの所属において指揮命令を受け、必要な任務を遂行することとします。

(2) 勤務時間外の参集

ア 動員命令が発令された職員は、有効な手段を用いて、直ちに参集することとします。

イ あらかじめ定められた職員は、警戒本部設置基準に該当する気象警報等の発表を知ったときは、直ちに参集し、上司の指示を受けることとします。

2 動員対象者

項目	動員対象者の範囲
動員対象者	<p>本市に所属する職員（横浜市以外の関係機関・団体等（※1）への出向・派遣職員を除く。）を動員対象者とする。ただし、次の場合については、動員対象としない。</p> <ol style="list-style-type: none">1 長期にわたる病気や怪我などの身体的な理由により、災害応急対策を実施することが困難であると所属の区長が認めた場合2 災害発生時において、妊娠中又は出産後育児休業取得可能期間に相当する期間を経過しない等の状況にある職員で、災害応急対策に従事することが困難であると所属の区長が認めた場合3 その他所属の区長が認めた場合

※1 本市機構図で表示する各区局等以外の機関等

3 動員命令の伝達

勤務時間外における動員命令の伝達は、事前に定めた緊急連絡網により行うこととします。

4 参集時の留意事項

職員は、勤務時間外における参集について、次の要領により、自発的、かつ、速やかに行動を開始することとします。

(1) 安全確保等

自らの安全を確保し、家族、家屋等の安全を確認することとします。

(2) 参集者の服装及び携行品

降雨、強風等の状況を踏まえ、安全な服装を着用し、必要に応じて手袋、タオル、着替え、飲料水、食料、懐中電灯、携帯ラジオ等の必要な用具を携行することとします。

(3) 参集途上の緊急措置

参集途上において、人身事故等に遭遇したときは、最寄りの消防機関又は警察機関へ通報するとともに、直ちに人命救助への協力など適切な措置をとることとします。

(4) 被害状況等の報告

参集途上知り得た被害状況又は災害情報は、所属の上司に報告することとします。

特に、病院、道路、橋りょう等の重要施設の被害情報は、できるだけ詳しく把握して報告することとします。

第4章 情報の収集及び伝達

この章では、災害応急対策を実施するにあたって必要な気象情報、河川情報、被害状況及びその他災害活動に関する情報を迅速かつ確実に収集し、伝達・報告するために必要な事項について定めます。

第1節 情報の種類

情報区分	情報の概要
気象特別警報	横浜地方気象台が発表する横浜市域に関する特別警報（波浪、高潮特別警報を含む。） ※特別警報は、法律上は警報の一種である。
気象警報	横浜地方気象台が発表する横浜市域に関する警報（波浪、洪水、高潮警報を含む。）
気象注意報	横浜地方気象台が発表する横浜市域に関する注意報（波浪、洪水、高潮注意報を含む。）
気象情報	横浜地方気象台が発表する警報・注意報に先立つ注意喚起や警報・注意報の補完のための情報
土砂災害警戒情報	大雨による土砂災害発生の危険度が高まった時、神奈川県と横浜地方気象台が共同で発表する情報
土砂災害緊急情報	大規模な土砂災害が急迫している状況において、国土交通省又は神奈川県が重大な被害の想定される区域・時期について発表する情報
土砂災害警戒判定メッシュ情報	土壌雨量指数及び降雨の実況・予測に基づいて、土砂災害発生の危険度を5km（メッシュ）毎に階級表示した情報
竜巻注意情報	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風が発生しやすい気象状況になったと判断された場合に横浜地方気象台が発表する情報
水防警報	水防法第16条の規定により国土交通大臣及び神奈川県知事が指定した河川について発表する警報
洪水予報	国土交通省関東地方整備局と気象庁予報部が共同して発表する多摩川の洪水予報、又は京浜河川事務所と横浜地方気象台が共同で発表する鶴見川の洪水予報（氾濫注意情報、氾濫警戒情報、氾濫危険情報、氾濫発生情報）
河川情報	水防警報以外の、河川の水位、潮位等による河川等の状況（護岸等の被害を含まない。）に関する情報
災害情報	現場での活動を必要としている又は活動中の火災・建物崩壊・崖崩れなどの情報（災害の推移状況を含む。）
被害情報	災害により受けた、生命・身体・財産等の被害で、職員等が調査を実施して確定した被害の情報
避難情報	高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保、避難場所の開設等の避難に関する情報
活動情報	本部運営状況、被災者に対する給水活動、食料の供給等の救助活動等の情報

第2節 気象庁（横浜地方気象台及び気象庁予報部）の行う気象等予報・警報

1 注意報、警報及び特別警報

横浜地方気象台は、県内及び沿岸の海域において気象、洪水、高潮による災害及び被害の発生するおそれのある場合に地域を分けて注意報又は警報を行い、住民や防災関係機関の注意や警戒を喚起しています。

(1) 一般の利用に適合する警報及び注意報の種類等

横浜地方気象台が発表する警報及び注意報の種類及び運用の概要は、次のとおりです。

警報は、気象等の現象により、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合に行います。

注意報は、気象等の現象により、被害が予想される場合に行います。

警報の種類は、暴風警報、暴風雪警報、大雨警報、大雪警報、波浪警報、洪水警報及び高潮警報です。このうち、波浪、洪水及び高潮を除く警報を「気象警報」と総称しています。大雨警報に関しては、警戒が必要な災害（土砂災害、浸水害）について、その旨を示して発表します。

注意報の種類は、強風注意報、風雪注意報、大雨注意報、大雪注意報、濃霧注意報、雷注意報、乾燥注意報、融雪注意報、着水注意報、着雪注意報、霜注意報、なだれ注意報、低温注意報、波浪注意報、洪水注意報及び高潮注意報です。このうち、波浪、洪水及び高潮を除く注意報を「気象注意報」と総称しています。また、地面現象及び浸水に関する注意報事項は、気象注意報に含めて行います。

さらに、大雨による土砂災害発生の危険度が高まったとき、市町村長が避難指示等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう、神奈川県と横浜地方気象台が共同で神奈川県土砂災害警戒情報を発表します。

なお、警報・注意報の種類及び発表基準は、表1のとおりです。

(2) 特別警報の発表

特別警報は、横浜地方気象台が発表する一般の利用に適合する警報の一種で、警報の発表基準をはるかに超える気象等の現象により、重大な災害が起こるおそれが著しく大きいと予想される場合に行います。

なお、気象等に関する特別警報の種類及び発表基準は表2のとおりです。

(3) 水防活動の利用に適合する警報及び注意報

暴風雨、大雨、洪水、高潮により、重大な水害又は被害の発生するおそれがある場合に行うことになっている水防活動用の気象警報及び注意報は、前記(1)の大雨警報及び注意報の発表をもって代え、水防活動用の洪水及び高潮に関する警報及び注意報は、前記(1)の洪水及び高潮に関する警報及び注意報の発表をもって代えます。

表 1 警報・注意報の種類及び発表基準

種類	基準要素	注 意 報	警 報
大雨	表面雨量指数※1	11 以上	15 以上
	土壌雨量指数※2	63 以上	109 以上
大雪	12 時間の降雪の深さ	5 cm	10cm
洪水	流域雨量指数※3	各流域で以下の基準以上 矢上川流域=11.6、 早渕川流域=10、 鳥山川流域=6.1、 大熊川流域=4.9、 恩田川流域=14.2、 有馬川流域=5.5、 境川流域=15.2、 柏尾川流域=11.6、 宇田川流域=5.1、 和泉川流域=6.1、 相沢川流域=3.6、 いたち川流域=8、 阿久和川流域=4.9、 新田間川流域=9.1、 大岡川流域=12.8、 今井川流域=5.6、 帷子川流域=9.9、 日野川流域=6.3	各流域で以下の基準以上 矢上川流域=14.5、 早渕川流域=12.5、 鳥山川流域=7.7、 大熊川流域=6.2、 恩田川流域=17.8、 有馬川流域=6.9、 境川流域=19、 柏尾川流域=14.6、 宇田川流域=6.4、 和泉川流域=7.7、 相沢川流域=4.6、 いたち川流域=10.1、 阿久和川流域=6.2、 新田間川流域=11.4、 大岡川流域=16.1、 今井川流域=7、 帷子川流域=12.4、 日野川流域=7.9
	複合基準※4	各流域で以下の基準以上 早渕川流域=(5, 10)、 鳥山川流域=(5, 6.1)、 恩田川流域=(5, 13.2)、 境川流域=(5, 15.2)、 柏尾川流域=(5, 11.6)、 和泉川流域=(5, 6.1)、 いたち川流域=(5, 8)、 阿久和川流域=(9, 3.9)、 新田間川流域=(5, 9)、 大岡川流域=(5, 12.8)、 今井川流域=(5, 5.6)、 帷子川流域=(8, 7.9)、 鶴見川流域=(8, 15.8)	各流域で以下の基準以上 鳥山川流域=(8, 7.2)、 境川流域=(10, 18.5)、 柏尾川流域=(8, 13.1)、 いたち川流域=(8, 9.1)、 大岡川流域=(8, 14.2)、 今井川流域=(8, 6.3)、 鶴見川流域=(8, 22.3)

	指定河川洪水予報による基準	鶴見川（亀の子橋・綱島）	多摩川（田園調布（上））、鶴見川（亀の子橋・綱島）
暴風	平均風速		25m/s
強風	平均風速	12m/s	
暴風雪	平均風速		25m/s で雪を伴う
風雪	平均風速	12m/s で雪を伴う	
波浪	有義波高	1.5m	3m
高潮	潮位	東京湾平均海面上 1.4m	東京湾平均海面上 2.3m
雷		落雷等により被害が予想される場合	
乾燥	湿度	最小湿度 35% 実効湿度 55%	
濃霧	視程	陸上 100m 海上 500m	
霜	最低気温	4℃（発表期間は原則として4月1日～5月20日）	
低温		夏期：最低気温 16℃以下が数日継続 冬期：最低気温 - 5℃以下	
融雪		※5	
なだれ		※5	
着氷・着雪		著しい着氷、着雪が予想される場合	

注1 神奈川県「記録的短時間大雨情報」は、1時間雨量が100mmを超えた場合に発表する。

注2 警報（大雨、洪水を除く）及び風雪、強風、波浪、高潮、大雪の各注意報では、基準における「…以上」の「以上」を省略した。また、乾燥、濃霧、霜の各注意報では、基準における「…以下」の「以下」を省略した。

なお、上記以外の注意報では、基準の標記が多岐にわたるため、省略は行っていない。

※1 表面雨量指数は、短時間強雨による浸水害リスクの高まりを示す指標。解析雨量、降水短時間予報等をもとに、1km四方の領域ごとに計算する。

※2 土壌雨量指数は、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、5km四方の領域ごとに算出する。

※3 流域雨量指数は、降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、5km四方の領域ごとに算出する。

※4 複合基準は、（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表す。

※5 「融雪注意報」及び「なだれ注意報」に関しては、現象による災害がきわめて稀であり、災害との関係が不明確であることから具体的な基準は定めていない。

表2 特別警報の種類及び発表基準（地震津波、火山現象に関するものを除く。）

特別警報	大雨	台風や局地的大雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合	
	暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
	高潮		高潮になると予想される場合
	波浪		高波になると予想される場合
	暴風雪	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により、雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
	大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

※ 発表にあたっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて判断をします。

現象の種類	特別警報の指標
大雨	次の①又は②のいずれかを満たすと予想され、かつ、さらに雨が降り続くと予想される場合 ① 48 時間雨量及び土壌雨量指数において、50 年に一度の値を超過した5km 四方の格子（メッシュ）が、共に府県程度の広がり範囲内で50 格子以上出現した場合 ② 3 時間降水量及び土壌雨量指数において、50 年に一度の値を超過した5km 格子が、共に府県程度の広がり範囲内で10 格子以上出現した場合（ただし、3 時間降水量が150mm を超える格子のみをカウント）
暴風	伊勢湾台風級（中心気圧 930hpa 以下、風速 50m/s 以上）の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合
高潮	
波浪	
暴風雪	・台風については中心気圧、風速を保ったまま中心が接近・通過すると予想される地域における大雨・暴風・高潮・波浪の警報が、特別警報として発表 ・温帯低気圧については風速 50m/s が予想される地域における大雨・暴風（雪）・高潮・波浪の警報が、特別警報として発表
大雪	府県程度の広がりをもって50 年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合

※ 横浜の雨に関する50 年に一度の値 48 時間雨量：360mm、3 時間雨量：138mm、土壌雨量指数：229

※ 横浜の50 年に一度の積雪深値：32cm（ただし、積雪深ゼロの年もあり、50 年に一度の値の信頼性が低いため、あくまで参考値として示されているもの）

(4) 鶴見川洪水予報

鶴見川（亀の子橋から海までの区間）に、洪水による被害の発生が予測される場合に京浜河川事務所と横浜地方気象台が共同して鶴見川洪水予報（鶴見川氾濫注意情報、同警戒情報、同危険情報、同発生情報）を発表します。

2 気象庁の行う予報・警報等の受伝達

(1) 職員への受伝達

区危機管理責任者(副区長)は、警戒本部設置基準に該当する警報等が発表されたときは、関係職員に対し、防災情報Eメール等により伝達します。

(2) 市民等への周知

区長は、横浜市域を対象とした気象等の警報又は特別警報が発表された場合は、港北区防災情報アプリなど、あらゆる手段をもって区民に伝達します。

第3節 土砂災害警戒情報の受伝達

1 土砂災害警戒情報の覚知

区本部長等は、「危機管理システム」及び「無線ファクシミリ」の2系統で土砂災害警戒情報を覚知します。

2 土砂災害警戒情報の伝達

(1) 緊急速報メール

横浜市北部を対象とした土砂災害警戒情報が発表された場合は、神奈川県から緊急速報メール(エリアメール)を配信し、港北区内に滞在している人に対して伝達します。また、区本部長等は、港北区防災情報アプリ及び緊急時情報伝達システムを活用し、登録者に対して伝達します。

(2) 避難指示の発令

区長は、即時避難指示対象区域に対し、避難指示を発令するとともに、緊急時情報伝達システム等あらゆる手段を用いて居住者等に伝達します。

3 発表対象地域

土砂災害警戒情報の発表対象地域は、次の2つに分割されます。

発表対象地域名称	地域
横浜市北部	鶴見区、神奈川区、旭区、港北区、緑区、青葉区、都筑区、泉区、瀬谷区
横浜市南部	西区、中区、南区、港南区、保土ヶ谷区、磯子区、金沢区、戸塚区、栄区

4 発表基準

土砂災害警戒情報の発表基準は、土砂災害が土壌中の水分量が多いほど発生の可能性が高く、また、何日も前に降った雨が影響している場合もあるため、これらを踏まえた土砂災害の危険性を示す指標として、土壌雨量指数を使用しています。

※ 土壌雨量指数とは、降った雨が土壌中に水分量としてどれだけ貯まっているかを、これまでに降った雨(解析雨量)と今後数時間に降ると予想される雨(降水短時間予報)等の雨量データから「タンクモデル」という手法を用いて指数化したもの。地表面を5km四方の格子(メッシュ)に分けて、それぞれの格子で計算しています。

第4節 水防警報の受伝達

1 水防警報の覚知

区長は、職員安否・参集確認システム、危機管理システム及び無線ファクシミリ等で水防警報を覚知します。

2 水防警報の伝達

区長は、必要に応じて、所管する施設の管理者等に連絡し、施設利用者へ伝達します。

3 水防警報の種類、内容、発表基準等

国土交通大臣及び神奈川県知事は、あらかじめ指定した河川及び海岸について、水防法第16条第1項に基づく水防警報を行うが、その種類、内容及び発表基準は次のとおりです（横浜市内の指定は河川のみ）。

種類	内容	発表基準
待機	1 出水あるいは水位の再上昇等が予想される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出勤できるように待機する必要がある旨を警告するもの 2 水防機関の出勤期間が長引くような場合に、出勤人員を減らしてもさしつかえないが、水防活動をやめることができない旨を警告するもの	気象、予警報等及び河川、海岸等の状況により特に必要と認めるとき。
準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水こう門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに水防機関の出勤を準備させる必要がある旨を警告するもの	雨量、水位、流量その他の河川、海岸等の状況により必要と認めるとき。
出勤	水防機関が出勤する必要がある旨を警告するもの	洪水注意報等により、氾濫注意水位（警戒水位）を越えるおそれがあるとき。又は水位流量等、その他河川、海岸等の状況により必要と認めるとき。
指示	水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、越水、漏水、法崩、亀裂その他河川、海岸等の状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの	洪水警報等により、又は既に氾濫注意水位（警戒水位）を越え、災害のおこるおそれがあるとき。
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び一連の水防警報を解除する旨を通告するもの	氾濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき。又は氾濫注意水位（警戒水位）以上であっても水防作業を必要とする河川、海岸等の状況が解消したと認めるとき。

表 水防警報を行う河川

① 国土交通大臣が水防警報を行う河川（港北区関連）

河川名	支部名	担当水防管理団体	区域
鶴見川	横浜川崎治水川崎治水センター	横浜市川崎市	左岸 都筑区川向町 634 番地の 1 地先の高速道路下流端から海まで 右岸 港北区小机町城下 1795 番地から海まで
早淵川	横浜川崎治水	横浜市	左岸 港北区高田東 4 丁目 948 番地先 } の高田橋から鶴見川 右岸 同 新吉田東 2 丁目 816 番地先 } 合流点まで
矢上川	横浜川崎治水川崎治水センター	横浜市川崎市	左岸 川崎市幸区矢上 4 番地先 } から鶴見川合流点まで 右岸 港北区日吉 3 丁目 14 番地先 }
鳥山川	横浜川崎治水	横浜市	左岸 港北区鳥山町 533 番地先の岸根小橋から鶴見川合流点まで 右岸 港北区岸根町 2 番地先

② 神奈川県知事が水防警報を行う河川（港北区関連）

河川名	支部名	担当水防管理団体	区域	
			自	至
鶴見川	川崎治水センター —横浜川崎治水	川崎市横浜市	左岸 川崎市麻生区岡上 1 番地先 } 東京都界 右岸 同 423 番地先 } から	左岸 都筑区川向町字南耕地 609 番の 1 地先高速道路橋下流端まで 右岸 港北区小机町字城坂下 1795 番地先高速道路橋下流端まで
矢上川	川崎治水センター	川崎市横浜市	左岸 川崎市宮前区梶ヶ谷字宅地前 1056 番 2 地先 } から 右岸 同 1056 番 1 地先 }	左岸 川崎市幸区矢上字橋向 951 番の 1 地先 右岸 港北区日吉町字根搦 933 番の 1 地先まで
早淵川	横浜川崎治水	横浜市	左岸 青葉区元石川町 1016 番の 1 地先 } 中村大橋 右岸 同 1042 番地先 } から	左岸 港北区高田町字下耕地 948 番地先高田橋まで 右岸 同新吉田町 816 番地先高田橋まで
鳥山川	横浜川崎治水	横浜市	左岸 神奈川区羽沢町字天屋 32 番の 3 地先 } 市道橋 右岸 同 } から	港北区鳥山町 533 番地先岸根小橋まで 同岸根町 2 番地先岸根小橋まで
砂田川	横浜川崎治水	横浜市	神奈川区菅田町字東前田 2410 番 2 地先の市道橋	鳥山川合流点まで
大熊川	横浜川崎治水	横浜市	左岸 都筑区折本町 1644 番地先 } 西原橋から 右岸 同 1603 番地先 }	鶴見川合流点まで

※港北区域に係る河川のみ

表 水位観測所（港北区関連）

洪水予報・水防警報の発表、避難判断水位到達情報の通知により防災体制をとるため、内部監視用等のために設置された水位観測所は次のとおりです。（水位はメートルで表示）。

番号	観測所名	河川名	位置	水防団待機水位 ※1	氾濫注意水位 ※2	避難判断水位	氾濫危険水位 ※3	担当水防管理団体	基準局 ※4
1	綱島	鶴見川	港北区綱島東	3.00	3.50	4.00	4.80	横浜市	○
2	太尾	鶴見川	港北区太尾町					横浜市	
3	亀の子橋	鶴見川	港北区小机町	5.30	5.80	5.90	6.80	横浜市	○
4	落合橋	鶴見川	緑区中山町	3.50	4.50	4.75	5.90	横浜市	○
5	矢上橋	矢上川	川崎市幸区北加瀬	2.60	3.80	4.10	4.80	川崎市	○
6	大竹上橋	大熊川	港北区新羽町	1.70	2.75	4.05	4.60	横浜市	○
7	高田橋	早淵川	港北区新吉田	2.00	3.00	3.00	3.60	横浜市	○
8	鍛冶橋	早淵川	青葉区荏田	1.40	2.10	2.10	2.75	横浜市	○
9	勝田橋	早淵川	都筑区勝田町				(3.40)	横浜市	
10	宮原橋	烏山川	神奈川区三枚町	2.00	2.30	3.20	3.45	横浜市	○
11	下橋	砂田川	港北区烏山町	1.20	1.80	2.00	2.40	横浜市	○

※1 水防法第12条第1項に規定する「通報水位」

※2 水防法第12条第2項に規定する「警戒水位」

※3 水防法第13条に規定する「洪水特別警戒水位」

※4 横浜市に対して水防警報が発表される水位観測所

表 水防警報を行う河川の経路表と水防警報の伝達先（港北区のみ）

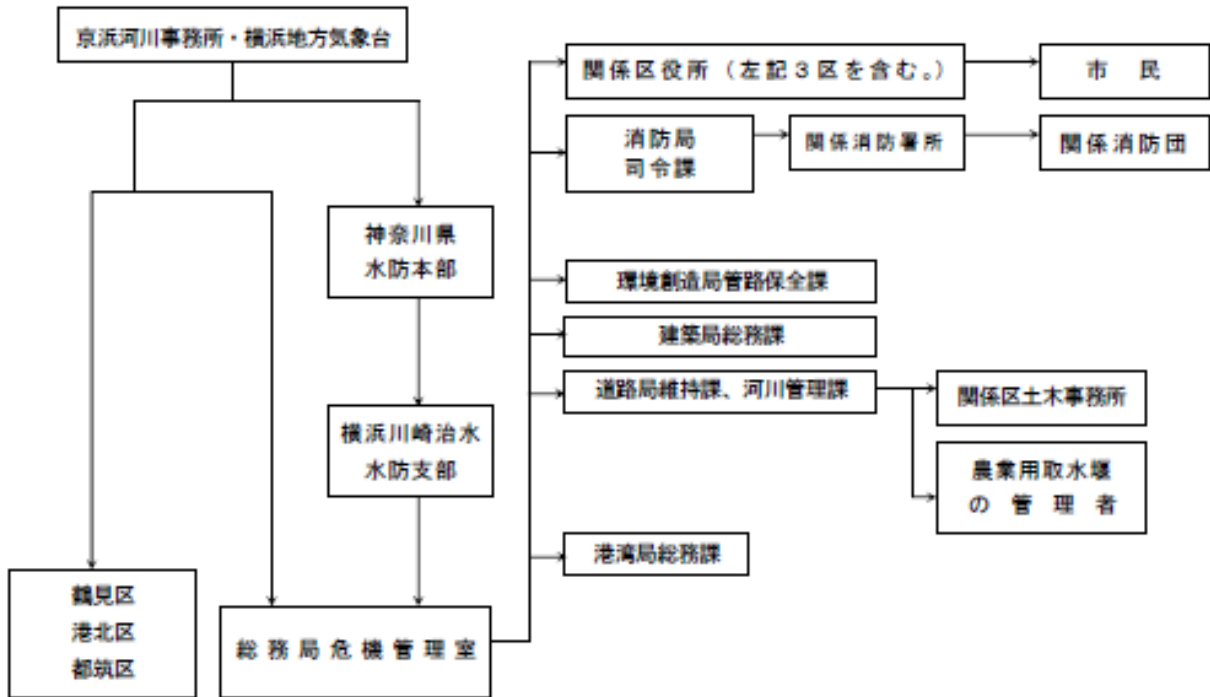
水系	河川名	行政区名
鶴見川	鶴見川	鶴見区、港北区、緑区、青葉区、都筑区
	早淵川	港北区、青葉区、都筑区
	矢上川	港北区
	大熊川	港北区、都筑区
	烏山川	神奈川区、港北区
	砂田川	神奈川区、港北区

第5節 鶴見川洪水予報の受伝達

1 鶴見川洪水予報

京浜河川事務所と横浜地方気象台とが共同で発表する鶴見川洪水予報は、次の伝達系統図により伝達します。

鶴見川洪水予報伝達系統図



2 洪水予報の伝達

区本部長等は、洪水予報を覚知した場合は、必要に応じて、所管する施設の管理者等に連絡し、施設利用者へ伝達するほか、あらゆる手段を用いて洪水予報を伝達します。

3 洪水予報の種類と発表基準

(1) 氾濫注意情報

氾濫注意水位（警戒水位）に到達したとき。

(2) 氾濫警戒情報

避難判断水位に到達した時、あるいは水位予測に基づき氾濫危険水位（危険水位）に達すると見込まれたとき。

(3) 氾濫危険情報

氾濫危険水位（危険水位）に到達したとき。

(4) 氾濫発生情報

氾濫が発生したとき。

洪水予報の標題（種類）	発表基準	市・区・住民に求められる行動
〇〇川氾濫発生情報	氾濫の発生（レベル5）	氾濫水への警戒を求める段階
〇〇川氾濫危険情報	氾濫危険水位（レベル4）に到達	避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階
〇〇川氾濫警戒情報	一定時間後に氾濫危険水位（レベル4）に到達が見込まれる場合、あるいは避難判断水位（レベル3）に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階
〇〇川氾濫注意情報	氾濫注意水位（レベル2）に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合	氾濫の発生に対する注意を求める段階

4 予報地点及び水位

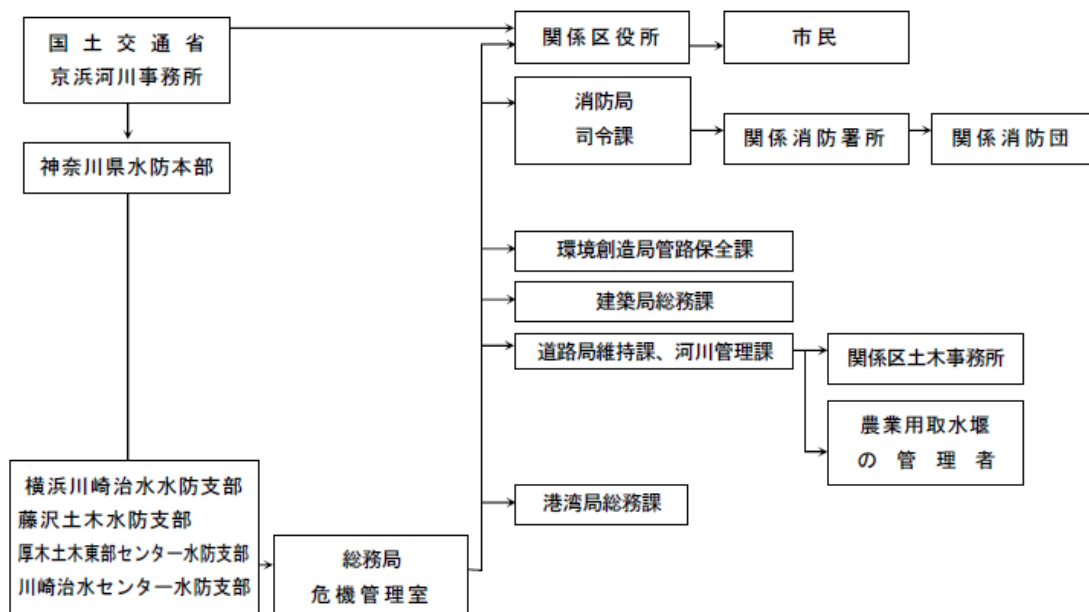
河川名	予報地点	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位
鶴見川	亀の子橋	5.30	5.80	5.90	6.80
鶴見川	綱島	3.00	3.50	4.00	4.80

第6節 氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）到達情報の受伝達

市内水位周知河川における氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）到達情報は、次の伝達系統図により本市関係区局等に伝達します。

区本部長等は、あらかじめ定めた基準等に基づき、区域を指定して避難指示等を発令し、避難場所を開設するとともに、港北区防災情報アプリ等のあらゆる手段を活用して対象者に伝達します。

氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）到達情報伝達系統図



第7節 災害情報の受伝達

区本部長等は土木事務所地区隊や消防地区本部、市民、警察署等から災害情報の通報を受けた場合、避難・救助等につながる情報は随時ホットラインで市長（市本部長）に報告します。

なお、災害情報に基づき職員等が調査を実施し、確定した被害情報の受伝達は次節に定めるところによります。

第8節 被害情報の受伝達

区本部長等は区内の被害情報について、次のとおり市本部長に報告します。

1 報告する被害種別

人的被害	死者数、行方不明者数、負傷者（重症、軽傷）数
住家被害	全壊、半壊、一部破損、床上浸水、床下浸水の棟数、世帯数、人員数
非住家被害	全壊、半壊、一部破損、浸水、その他の浸水の棟数
その他の被害	田畑の流出・埋没又は冠水面積、文教施設の被害箇所数（1施設1箇所とする。）、病院の被害箇所数（1施設1箇所とする。）、道路の被害箇所数、橋りょうの被害箇所数、河川の被害箇所数、港湾の被害箇所数、砂防施設の被害箇所数、清掃施設の被害箇所数、土砂災害の箇所数、鉄道不通の箇所数、被害船舶の隻数、断水戸数（水道）、供給停止戸数（ガス）、通話不能回線数（電話）、停電戸数（電気）、ブロック塀の被害箇所数、その他の被害箇所数等
罹災世帯数 罹災者数	

2 報告の方法

(1) 危機管理システムへの入力

被害情報の報告にあたっては、危機管理システムの「被害情報」「被害速報」入力により行います。

なお、浸水が広範囲にわたる場合など、被害の状況が明確でない場合は、「〇〇町一帯床上浸水〇〇棟」のように把握した情報内容により迅速に入力します。

(2) 危機管理システム障害時の報告

危機管理システムに障害があったときは、各種被害報告様式により報告します。

第9節 活動情報及び応援要請の受伝達

1 本部運営状況の受伝達

区本部長等は、区本部等を設置したときは、危機管理システムの「本部運営状況」により、設置日時、配備人員を入力します。

2 区本部の活動報告

区本部の各班長は、各班の活動状況を区本部長に報告します。

第10節 その他の防災関係情報の収集及び伝達

1 異常現象等発見者の通報にかかる情報の受伝達

区長は、災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者又はその通報を受けた警察官並びに海上保安官からの通報に接した場合、速やかに実態を調査把握するとともに、遅滞なくその旨を市長に報告します。

2 その他の事項

- (1) 前各号及び別に定めがあるもののほか、関係法令等に基づき実施する防災に関する情報の受伝達に関しては、その目的、内容等に応じ迅速かつ的確な受伝達の対応を図ります。
- (2) その他防災に関しては、本市が必要と認める情報については、積極的にこれを収集し、防災対策の強化に資することとします。

第11節 安否情報の提供等

被災者の安否に関する情報について照会があった場合は、災害対策基本法第86条の15に基づき、緊急性の高い他の応急対策業務に支障を及ぼさない範囲で可能な限り回答するよう努めることとします。

1 安否情報の照会の受付

市民等からの安否情報の照会については、対応する窓口で書面を提出することにより受け付けます。

なお、受付にあたっては、次の事項を明らかにし、照会者に対し本人であることを証明する書類の提出又は提示を求めます。

	安否情報について照会する者が明らかにする事項
1	照会者の氏名、住所（法人その他の団体の場合はその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）その他の照会者を特定するために必要な事項
2	照会に係る被災者の氏名、住所、生年月日及び性別
3	照会をする理由

ただし、書面の提出によることができない場合は、市長が認める方法により本人確認を行った上で、口頭や電話、電子メール等での照会も受け付けることとします。

2 安否情報の回答

安否情報の回答にあたっては、照会者の区分に応じ回答対象となる被災者との関係等を十分に斟酌したうえで、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮することとします。

	照会者の区分	提供できる情報
1	当該被災者の同居の親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）である場合	照会に係る被災者の居所、負傷若しくは疾病の状況又は連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報
2	当該被災者の親族（前項に掲げる者を除く。）、職場の関係者その他の関係者である場合	照会に係る被災者の負傷又は疾病の状況
3	当該被災者の知人その他安否情報を必要とすることが相当であると認められる者である場合	照会に係る被災者について保有している安否情報の有無

ただし、照会に係る被災者が安否情報の提供について同意をしている安否情報については、その同意の範囲内で、又は公益上特に必要があると認めるときは、必要と認める限度において当該被災者の安否情報を回答することができます。

なお、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握します。

第12節 広報活動

1 災害時広報

(1) 災害時広報・報道の実施

区内で発生した被害等により、広報・報道が必要な場合は、市本部運営チームを通じて、広報・報道チームに依頼します。

(2) 広報・報道の内容

ア 主な広報内容

時間の推移による緊急性、重要性及び必要性の変化に応じ、次の内容について広報を行います。

主な広報内容	
1	災害の状況に関すること
2	避難指示等に関する情報
3	応急対策活動等の状況
4	医療情報（病院、診療所及び薬局等の再開状況）
5	地域防災拠点の開設状況
6	ライフライン等の被害・復旧状況
7	生活支援情報（被害認定調査、罹災証明書の発行、横浜市被災者支援に関する各種制度の案内）
8	死傷者・行方不明者の公表
9	その他市民生活に必要なこと

イ 死傷者・行方不明者の広報（公表）について

神奈川県、神奈川県警察と調整し、必要に応じ死傷者・行方不明者の広報（公表）を実施します。

ウ 各チーム・区局は、広報の実施にあたっては、外国人への配慮として、日本語による広報に併せて、やさしい日本語及び多言語による広報を実施します。

2 広報活動の方法

(1) ホームページによる情報提供

本市及び港北区ホームページにおいて、以下の情報等を提供します。

ア 環境創造局雨量監視システム（レインアイよこはま）

国土交通省が整備するXバンドMPレーダーを活用した雨量監視システムの雨量情報

イ 道路局河川水位情報（水防災情報）

市内の各河川に国・県・市が設置した水位計の観測情報

ウ 消防局雨量情報

横浜市内の消防署所に設置した雨量観測計の観測情報

(2) 港北区防災情報アプリによる情報提供

港北区防災情報アプリをインストールした方に、警報等のほか、避難情報や避難場所の開設情報などをプッシュ通知で情報提供します。

(3) 緊急時情報伝達システムによる情報提供

避難指示などの緊急情報を対象者にすばやく確実に伝えるため、電話による一斉発信及び応答機能を持つシステムを、避難情報を発令する可能性がある区域等に居住する配信希望者等に情報提供します。

(4) テレビのデータ放送による情報提供

チャンネルをNHKに設定し、リモコンのdボタンを押下して地域の防災・生活情報を閲覧することで、港北区を対象とした避難情報や開設された避難場所情報などを閲覧することができます。

区本部等において、避難情報等を危機管理システムに入力することで情報提供されます。

(5) 防災情報Eメールによる情報提供

事前に登録した携帯電話やパソコンから登録した情報提供希望者に対して、河川水位が上昇し、氾濫注意水位（警戒水位）以上の各設定水位を超過した場合に関連情報を配信しています。

なお、大雨警報などの気象情報、天気予報、土砂災害警戒情報など、河川水位情報以外の情報についても配信します。

(6) Yahoo! 防災速報による情報提供

避難情報の発令や避難所開設状況等の緊急のお知らせのほか、台風の接近や大雪の恐れがある場合の注意喚起等の情報を発信しています。

Yahoo! 防災速報の「アプリ版」をスマートフォンにダウンロード、またはパソコンや従来型携帯電話に「メール版」を登録している方で、横浜市からの情報を受信設定している方は、本市から発信した内容をプッシュ通知により受信することができます。

(7) 緊急速報メールによる情報提供

屋内外を問わず、対象エリアにある緊急速報メールに対応した携帯電話に対し、避難等に関する情報等を配信します。

(8) ツイッターによる情報提供

港北区役所のツイッターを利用して、避難等に関する情報及び災害対策本部体制下における災害等に関する情報を発信します。

(9) 広報車の利用

区本部長等は、必要な地域へ放送設備（携帯マイク等を含む。）を有する車両を出動させ、広報を実施します。

(10) 避難場所における広報

区本部長等は、避難場所に職員を派遣し、避難者に対して情報提供するとともに、掲示板、チラシ等を活用し、生活関連情報等を広報します。

第13節 広聴活動

被災者の生活相談や援助業務の一環として、要望、陳情等を聴取し、災害活動に反映するよう努めます。

1 臨時市・区民相談室の開設

(1) 区本部は、被災生活の不安の解消、生活の立て直し、自力復興を促進するため、臨時市民相談室及び臨時区民相談室を開設し、問い合わせ、相談、要望に対応します。

(2) 区本部は状況に応じ、区役所や避難場所等において、避難者の問い合わせ、相談、要望に対応します。

(3) 専門相談については、市災害対策本部（以下「市本部」という。）及び区本部で行います。

2 要望等の処理

(1) 区本部の処理

区本部において聴取した要望等のうち対応可能な広聴情報については、区本部で処理するものとし、区で対応不可能な広聴情報については、必要に応じて市民局広聴相談班（広聴相談課）で対応します。

(2) 生活相談の処理

市民から寄せられた生活相談については、第4部第1章第1節1「生活相談」に定めるところにより対応します。

3 災害時コールセンターの設置

横浜市において市本部が設置された場合、原則として災害時コールセンターを立ち上げます。

なお、災害時コールセンター設置時は、通常の市政案内等の問合せ対応は行わず、災害等に関する問合せ対応に業務を移行し、情報提供します。

(1) 設置場所

災害時コールセンターの設置場所は、横浜市コールセンター内とします。

ただし、横浜市コールセンターの建物、設備、電話網に被害が発生し、業務が行えない場合は横浜市庁舎内に設置します。

(2) 役割

災害時コールセンターは、市本部及び区本部で把握した情報をもとに市民への情報提供を行います。

4 警察による被災者等への情報伝達・相談活動

(1) 被災者等のニーズに応じた情報伝達活動の実施

警察は、被災者等のニーズを十分把握し、災害関連情報、避難の措置に関する情報、交通規制等警察措置に関する情報等を、交番、駐在所、パトカー等の勤務員を活用するなどして、適切な伝達に努めます。

(2) 相談活動の実施

警察は、被災者の安否を気遣う肉親等の相談に応じるため、行方不明者相談窓口を設置する等、親身な相談活動の実施に努めます。

第5章 水防活動

この章は、関係法令に基づく水防活動について定めます。

第1節 水防活動の内容

1 河川等の監視、警戒

(1) 常時監視

道路局河川部、土木事務所、消防署等は、随時、区域内の河川等(下水等の内水を含む。以下同じ。)を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに道路局河川管理課(道路局情報収集班)を通じ、河川等の管理者に連絡して必要な措置を求めます。

(2) 非常警戒

気象の悪化が予想されるときは、監視及び警戒をさらに厳重にし、事態に即応した措置を講じます。

(3) 重要水防区域、箇所等、その他の重点警戒箇所

常時監視警戒及び非常警戒にあたっては、特に次の箇所を重点として行います。

ア 重要水防区域及び箇所

イ 浸水想定区域

ウ 護岸工事等の施工中の箇所

2 水防用資器材の調達及び輸送

(1) 資器材の調達

土木事務所は、水防活動に伴う必要な資器材として、本市水防倉庫備蓄資器材を使用するとともに、緊急調達の方法についてあらかじめ定めておくこととします。

なお、緊急調達しても不足する場合は、神奈川県水防支部長に対して資器材の提供を要請します。

(2) 資器材の輸送

風水害時に資器材を輸送するときは、各土木事務所の車輛を活用します。

3 決壊等の通報及び決壊後の措置

(1) 決壊等の通報

区本部長等は、堤防等が決壊し、又はこれに準ずる事態が発生した場合は、直ちにその旨を該当する河川に応じ横浜治水水防支部及び氾濫が予想される隣接市町村に通報することとします。また、鶴見川(国土交通省管理区間)の決壊等については、京浜河川事務所に通報することとします。

(2) 決壊後の措置

堤防等が決壊し、又はこれに準ずる事態が発生した場合、区役所及び消防署は住民の救出及び避難を第一に行い、土木事務所は横浜建設業防災作業隊等の機関と協力し決壊箇所に応じた水防工法を行い、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努めることとします。

第2節 水防活動の業務分担

水防活動は、総務局、環境創造局、道路局、消防局及び区本部等が密接に連携を図り実施します。また、現場活動においては、区本部等、消防署（消防地区本部）、消防団、所轄警察署等が相互に連絡をとり、効果的に実施します。

なお、本市の関係各区局の活動の分担は、次のとおりです。

総務局	<ol style="list-style-type: none"> 1 大雨、洪水等の気象注意報・警報及び台風に関する情報の各区局への通報 2 水防警報の各区局への通報 3 被害情報の収集及び集約 4 複数の区にまたがる広域的な避難の準備、勧告又は指示
環境創造局	<ol style="list-style-type: none"> 1 水再生センター、ポンプ場の操作の確保 2 公共下水道施設に係る被害状況の把握 3 公共下水道施設の建設工事箇所の被害防止措置の実施
道路局	<ol style="list-style-type: none"> 1 水防警報の各土木事務所への伝達及び配備指令 2 道路、河川・水路等の被害状況把握と総務局への報告 3 道路、河川・水路等の被害箇所の応急対策立案・実施
区本部等 (区役所)	<ol style="list-style-type: none"> 1 危機管理システム又は危機管理室から受信した気象情報等の土木事務所(土木事務所地区隊)及び区域の防災関係機関への通報 2 土木事務所(土木事務所地区隊)、消防署(消防地区本部)との連絡、また、気象の悪化が予想される場合は重点区域に対する嚴重な警戒巡視の実施、事態に即応した措置の実施 3 区域の被害状況の集約、市本部への報告 4 区域住民に対する広報の実施 5 避難指示等の発令及び実施 6 大雨により河川等の増水が予想される場合の、土木事務所及び消防署への親水拠点等河川安全パトロール等の要請
	<p>土木事務所(土木事務所地区隊)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 水害を未然に防止するため管内の河川等又は遊水池等の水位の観測、重要水防箇所等の監視 2 建設工事現場において、工事現場、あるいはこれに伴う市民への二次的な被害が予想される場合の、建設現場での二次災害の発生の未然防止策の実施 3 水防工法を実施する必要がある場合の、横浜建設業防災作業隊に対する出動等の指示の実施及び技術的な指導 4 河川等から溢水するおそれがある場合又は堤防の決壊場所等において水害防止又は軽減を図るための、積土のう、せき板等の水防工法の実施 5 降雨や河川の水位等の情報収集 6 区役所(区本部等)、消防署(消防地区本部)、あるいは県の機関等との連絡 7 管内の河川、下水道施設(水再生センター、ポンプ場を除く。)の被害状況の把握、被害箇所の応急措置の実施、環境創造局又は道路局への連絡 8 大雨により河川等の増水が予想される場合の、区本部等からの要請による、親水拠点等河川安全パトロール等の実施

第6章 土砂災害応急対策

この章は、土砂災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において区本部等及び防災関係機関が対処すべき応急対策について定めます。

第1節 早期の避難対策

区本部長等は、気象庁ホームページなどから区域の土壌雨量を把握するとともに、消防署（消防地区本部）、土木事務所（土木事務所地区隊）、住民等と協力し、大雨警報や土砂災害警戒情報、記録的短時間大雨情報等が発表されたとき又は区域内に相当の降雨があったときは、次により住民等の早期の避難対策を行います。

なお、区長は、土砂災害警戒情報が発表された場合は、即時避難指示対象区域に対して避難指示を発令します。

その他の崖地についても、区内の被害状況や住民等からの前兆現象の通報等により、適宜、避難指示等が発令し、適切な避難対策を講じます。

住民等は、土砂災害の前兆現象を発見した場合、区役所に連絡するとともに、切迫した状況と判断したときは自主的に避難する等の適切な行動を取り、被害の最小化に努めることとします。

1 前兆現象等の早期把握

区本部長等は、気象庁ホームページなどから、局地的な降雨等の情報把握や、神奈川県が提供する「神奈川県土砂災害警戒情報システム」による土砂災害警戒情報を補足する情報の把握に努めるとともに、崖崩れの前兆現象及び発生時における災害状況の早期把握に努め、住民等の安全に関する情報を最優先に収集、伝達します。

(1) 降雨等の状況

- 大雨警報（土砂災害、浸水害） 土砂災害警戒情報
- 土砂災害警戒情報を補足する情報

(2) 前兆現象

- 斜面内の湧水量が増加した。
- 斜面内の表面流が発生した。
- 小石がパラパラと落下する。
- 斜面に亀裂が発生する。
- 新たな湧水が発生する。
- よう壁や道路等にクラックが発生する。
- 湧水が止まる。
- 根の切れる音がする。
- 湧水が急に噴き出す。
- 木が傾いたり倒れる。
- 水が濁り始める。
- 地鳴りがする。

2 緊急警戒・巡視

区本部長等は、土砂災害の発生が予想される場合、次の箇所を中心に警戒・巡視体制を強化します。

- (1) 即時避難指示対象区域
- (2) 災害履歴箇所（特に最近崖崩れがあった箇所を重点に行います。）
- (3) 土砂災害警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域
- (4) 宅地造成中の箇所（施工者への災害防止指導）

3 住民等への情報伝達

区長は、土砂災害警戒情報が発表されたときや崖崩れの前兆現象を把握したときなど土砂災害の発生が予想される場合は、対象区域を示して避難指示等を発令し、あらゆる手段を活用して区域内の住民等に伝達します。

第2節 救出・救護対策

1 現地災害対策本部の設置

区本部長等は、負傷者、死者、行方不明者が多数発生した土砂災害においては、市本部長等に直ちに報告し、必要に応じて現地災害対策本部を設置して被災した住民等の安否を確認するとともに、防災関係機関と連携・協力して二次災害の防止に留意しつつ行方不明者の捜索・救出を行います。

2 応援の要請

区本部長等は、救出活動にあたり、重機等が必要なときは、横浜建設業防災作業隊等に応援を要請します。

3 仮設救護所の設置

区本部長等は、土砂災害により負傷者が多数発生した災害現場においては、必要に応じて仮設救護所を設置し、市本部と連携協力して迅速な救護活動を実施します。

4 区本部への報告

現地災害対策本部長は、災害現場の被害の状況、応急活動の状況を適宜、区本部長等に報告します。

第3節 二次災害防止対策

1 崖の監視

行方不明者等の捜索活動、応急工事等にあたっては、区役所(土木事務所地区隊を含む。)、消防隊等が協力し、降雨等の気象状況に十分な注意を払うとともに、崩壊面及びその周辺斜面、堆積土砂等について監視を行います。

2 警戒区域の設定等

安全が確認されるまでは、崩壊危険箇所周辺の居住者の避難指示等を継続するとともに、必要に応じて、警戒区域の設定、立ち入り規制等必要な措置を行います。

なお、区本部長等は、避難指示等を発令又は警戒区域を設定した場合は、対象区域内の住民が避難できる場所又は滞在できる場所を確保します。

3 再崩壊の防止（建築局）

降雨継続時には、作業の安全を確保した上で、崩壊危険箇所及びその周辺へのシート被覆、応急排水路等の簡易な応急措置により再崩壊の防止に努めます。

土砂災害が起き、放置すればさらに崩壊を生じて、人命・財産等の被害が拡大する等、いわゆる二次災害が発生するおそれのある場合には、崖地の所有者等が実施する応急仮設工事費用の助成を行います。さらに、避難指示が発令され緊急を要する場合には、崖地に隣接する土地の所有者等が実施する緊急応急対策工事費用の助成を行います。

4 応急対策事業等の実施（建築局）

災害応急対策事業実施要綱等に基づき、崩壊した崖面に防災シート被覆等を行うなどの応急資材整備事業を実施するとともに、土地所有者等が実施する応急仮設工事や緊急応急対策工事について、それぞれの要綱に基づき工事費用の助成を行います。

第7章 消防活動

第1節 応急活動

消防局において、警戒本部体制等が発令されたときに消防署長が行う災害応急活動は、次により行います。

1 活動方針

風水害等時の災害応急活動は、人命の安全確保を最優先とし、その基本方針は次のとおりとします。

- (1) 人命の救助、救急活動の優先
- (2) 安全避難の確保
- (3) 災害応急活動の効率化
- (4) 的確な情報の収集、伝達

2 部隊運用

風水害等時の部隊運用は、原則として消防本部長（消防局長）運用とし、次により行います。

(1) 消防隊等の出場の原則

消防隊等は、緊急の場合を除き、原則として出場指令により出場します。

なお、消防隊等の災害出場は、原則として次のとおりとします。

ア 人的被害を伴わない災害出場又は警戒出場

消防隊等 1 隊

イ 人的被害を伴う災害出場

消防隊 1 隊

救助隊 1 隊

救急隊 1 隊

(2) 広域的な部隊運用

消防本部長は、災害の種類、規模により前号の消防隊等では、対処し得ない災害の発生があった場合は、市内の災害発生状況、拠点確保等を勘案し、広域的な部隊運用を行い、当該災害に部隊を集結し、災害応急活動にあたります。

3 応援要請等

(1) 消防本部長の応援要請

消防本部長は、市内の災害の推移状況から判断して他の消防機関からの応援が必要と認めるときは、神奈川県下消防相互応援協定又は横浜市消防局「緊急消防援助隊受援計画」に基づく応援要請を行います。

(2) 地区本部長等の増強出場要請

地区本部長又は現場最高指揮者は、災害の状況から出場中の部隊のみでの災害応急活動が困難と判断した場合は、消防本部長（司令班）に必要部隊の増強要請をします。

4 本部等設置時の活動項目

消防署長（副署長）は、警戒地区本部等を設置した場合、次の措置を実施します。

(1) 初動措置

- ア 必要資機材の確保及び積載
- イ 区警戒本部及び防災関係機関との連携の確保
- ウ 情報収集伝達体制の確立

(2) 巡回警戒

- ア 巡回警戒については、事前計画に基づき災害警戒区域、重要水防箇所、宅地開発工事区域、災害履歴のある箇所等を重点的に行うこととし、市民への広報も合わせて実施します。
- イ 巡回警戒活動中において河川、堤防等の異常を発見したときは、司令班及び区本部長等へ報告します。加えて当該河川、海岸堤防等の管理者に連絡して必要な措置を求めるとともに、防災関係機関へ通報します。

(3) 広報

局長及び署長は、市民等に対して次により広報を実施する。

ア 注意広報

気象・河川情報等から災害の発生のおそれがあると認められるとき、必要な地域に対して実施します。

イ 避難広報

避難指示等を発令する必要があるとき又は避難指示等が発令されたとき、必要な地域に対して実施します。

(4) 避難指示等の発令

消防署長は、地域住民の生命、身体を保護するため、住民を避難させる必要があると判断した場合は、区本部等（設置前は、区役所総務課。以下同じ。）に対し、住民の避難指示等の発令を要請し、警察署長及び他の防災関係機関と協議、協力して区長名をもって避難広報等の活動を実施します。

ただし、市民の生命、身体に危険が切迫していると認めた場合、現場最高指揮者は、直ちに避難指示等を発令します。

(5) その他応急活動時に必要な措置

その他応急活動時に必要な現場活動支援業務、人員及び資機材の輸送と活動結果報告を実施します。

第2節 消防団活動計画

風水害等が発生し、又は発生が予想される場合、消防団は消防署と綿密な連携を保持し、次により災害防止活動を実施します。

1 風水害対策消防団本部等の設置

消防団長（以下「団長」という。）及び消防団分団長（以下「分団長」という。）は、風水害等に伴う消防団災害応急活動の万全を期するため、消防署に2号配備以上が発令された場合は、風水害等対策消防団警戒本部（以下「団警戒本部」という。）及び風水害等対策消防分団警戒本部（以下「分団警戒本部」という。）又は風水害等対策消防団本部（以下「団本部」という。）及び風水害等対策消防分団本部（以下「分団本部」という。）を設置します。

(1) 団本部等の組織及び事務分掌

ア 団警戒本部及び分団警戒本部の組織及び事務分掌は、次のとおりとします。

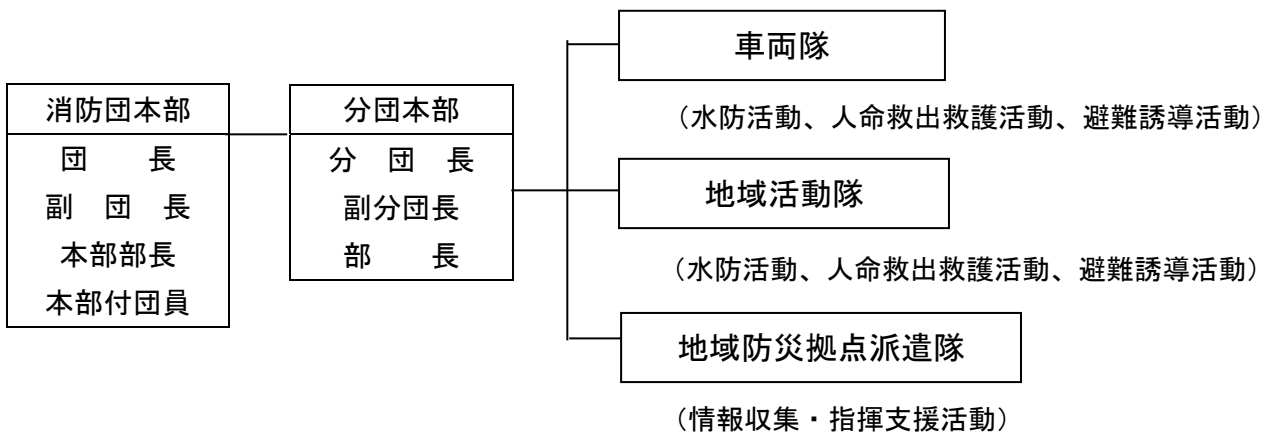
団警戒本部及び分団警戒本部の組織

消防団警戒本部	分団警戒本部
団長 副団長 団長の指名者	分団長 団長の指名者

団警戒本部等の事務分掌

	構成員		事務分掌
団本部	消防団長 副団長	団長の指名者	1 警戒本部の庶務に関すること 2 警戒地区本部との連携に関すること 3 気象情報等の伝達に関すること 4 関係機関との連絡に関すること 5 その他
分団本部	分団長	団長の指名者	

イ 団本部及び分団本部の組織及び事務分掌は、次のとおりとします。



団本部等の事務分掌

	構成員		事務分掌
団本部	消防団長 副団長 本部部長 本部付団員	本部付団員	1 本部の庶務に関すること。 2 地区本部との連携に関すること。 3 地区本部消防隊との連携に関すること。 4 気象情報等の伝達に関すること。 5 関係機関との連絡に関すること。 6 応急活動に関すること。 7 人命の救出、救護に関すること。 8 避難誘導に関すること。 9 災害情報等の収集に関すること。 10 その他
分団本部	分団長 副分団長 部長	車両隊 地域活動隊 地域防災拠点 派遣隊	

(2) 団本部等の廃止

ア 団警戒本部長は、警戒地区本部が廃止された場合は、団警戒本部及び分団警戒本部を廃止します。

イ 団本部長は、消防地区本部が廃止された場合は、団本部及び分団本部を廃止します。

2 災害応急活動

(1) 活動範囲

消防団の活動範囲は、与えられた任務を有効に果たすため、その管轄区域を原則とします。

ただし、消防本部長の要請があるときは、管轄区域外においても活動することとします。

(2) 部隊編成

消防団の部隊編成は、車両隊、地域活動隊及び地域防災拠点派遣隊に大別する。また、編成人員は、車両隊 1 隊 4 人以上、地域活動隊 1 隊 3 人以上、地域防災拠点派遣隊 1 隊 2 人以上とします。

(3) 消防団部隊の任務

ア 情報の収集、指揮支援活動等

イ 水防活動

ウ 人命の救出・救護活動

エ 住民に対する避難誘導活動

(4) 活動要領

災害発生時には、速やかに出動し、人命の安全確保を基本として消防隊等との連携のもとに全機能を集結して活動します。

第8章 避難情報の発令と避難行動 【重点確認項目】

この章は、災害が発生するおそれがある場合等において人的被害の発生を防止するため、区役所が発令する避難情報、住民等のとるべき行動及び避難場所の開設、運営等について定めます。

第1節 避難行動の考え方

1 避難行動の原則

「避難行動」は、数分後から数時間後に起こるかもしれない災害から「命を守るための行動」であり、自らが居住する場所の地形、住宅構造、家族構成等によりとるべき避難行動が異なることから、住民等は自らの命は自らで守るという意識を持ち、自らの判断で避難行動をとることが原則です。

2 避難行動

区役所から避難指示等の避難情報が発令された場合は、避難情報の対象者及び対象区域を確認し、その居住者等は次のとおり避難行動を開始します。

なお、自らが滞在している場所が避難情報の対象区域でない場合は、避難場所に避難することによって避難場所の密集を招き、本来避難すべき対象者が受入れられなくなることから、最新の情報に留意し、自宅に留まることを原則とします。

(1) 立ち退き避難（水平避難）

安全な場所にある親戚や知人の家、宿泊施設等に避難するか、区役所が開設した避難場所の情報を確認し、開設されている避難場所に避難します。

(2) 屋内安全確保

ア 建物の2階以上などへの避難（垂直避難）

2階以上の安全を確保できる部屋等への移動

イ 建物内の安全な場所で待避

夜間や危険が差し迫っている場合など、屋外へ避難するとかえって命に危険を及ぼしかねない場合は、崖から離れた部屋などの建物内のより安全な場所に退避します。

第2節 避難指示等

区は、風水害が発生し、又は発生するおそれのある場合において、住民等の迅速かつ円滑な避難行動を促すため、対象区域を示して避難指示等の避難情報を発令します。

1 避難指示等の発令

避難指示等は、原則として区長名で発令しますが、対象区域が複数の区にまたがる場合は、市長名で行います。

なお、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫し、その対象者を明確にするとともに、対象者ごとにとるべき避難行動がわかるように5段階の警戒レベルと警戒レベルに対応したとるべき避難行動を伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動を促します。

警戒レベルと住民等に行動を促す情報の目安

警戒レベル	住民等に避難行動を促す情報	発表・発令主体
警戒レベル1	警報級の可能性	気象庁が発表
警戒レベル2	注意報	
警戒レベル3	高齢者等避難	市・区が発令
警戒レベル4	避難指示	
警戒レベル5	緊急安全確保	

(1) 市長又は区長による避難指示等の発令

ア 【警戒レベル3】 高齢者等避難

市長又は区長は、避難の準備を促すため、災害が発生するおそれがある場合等において必要と認める地域の必要と認める住民等に対し、高齢者等避難を発令します。発令の際には、避難行動に時間を要する高齢者等の要援護者等及びその支援者に対して立退き避難を促すとともに、その他の人は避難の準備を整え、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することを促します。

イ 【警戒レベル4】 避難指示

市長又は区長は、災害のおそれがある場合等において、必要と認める地域の必要と認める住民等に対し、避難行動をとらせる必要が生じた場合に避難指示を発令します。

ウ 【警戒レベル5】 緊急安全確保

何らかの災害がすでに発生している可能性が極めて高い又は何らかの災害が発生した場合など、命の危険が迫っている状況において、地域の住民等に対し、ただちに身の安全を確保してもらうために発令します。

(2) 発令基準

ア 河川

区内の水位観測所（大熊川大竹上橋及び砂田川下橋を除く）の水位を観測し、次の基準に該当する場合に発令します。

なお、河川の水位は、横浜市水防災情報のページなどから観測します。

種別	洪水予報河川 (鶴見川)	水位周知河川 (早淵川、鳥山川、矢上川、砂田川、大熊川)
警戒レベル3 高齢者等避難	<input type="checkbox"/> 「避難判断水位」に到達し、上流域の降雨等により、引き続き、水位の上昇が見込まれる場合 <input type="checkbox"/> 夜間から明け方に台風の接近、通過又は線状降水帯の形成が予想され、大雨警報等の発表など多量の降雨が見込まれる場合（夜間から明け方に避難指示の発令が予想される場合）	
警戒レベル4 避難指示	<input type="checkbox"/> 「氾濫危険水位」に到達した場合	<input type="checkbox"/> 「氾濫危険水位」に到達し、上流域の降雨等により、引き続き水位の上昇が見込まれる場合
	<input type="checkbox"/> 「氾濫注意水位」を超えた状態で、急激な水位上昇による氾濫のおそれがある場合 <input type="checkbox"/> 「氾濫注意水位」を超えた状態で、台風が夜間から明け方に接近、通過し、大雨警報等の発表など多量の降雨が予想される場合 <input type="checkbox"/> 異常な漏水等が発見された場合	
警戒レベル5 緊急安全確保	警戒レベル4（避難指示）を発令した後に、以下項目に該当する場合に発令することができる。 <input type="checkbox"/> 鶴見川を対象とした氾濫発生情報（警戒レベル5相当情報）が発表された場合 <input type="checkbox"/> 水位観測点の水位が天端に到達し、国道交通省から水位がさらに上昇すると助言を得た場合 <input type="checkbox"/> 垂直移動等の「緊急的に」安全を確保する行動を求める場合 <input type="checkbox"/> 災害が切迫している状況である場合 <ul style="list-style-type: none"> ・越水・溢水のおそれがある場合 ・決壊のおそれが高まった場合 <input type="checkbox"/> 決壊や越水・溢水の発生	

※区内の水位観測所は第3部第4章第4節参照

イ 土砂災害

土砂災害に備えた避難情報の発令は、原則として次のとおり発令します。

(7) 即時避難指示対象区域

種別	基準
警戒レベル3 高齢者等避難	<input type="checkbox"/> 日没から日出までの間に「土砂災害警戒情報」の発表が予想される場合 <input type="checkbox"/> 昼間でも、台風などにより「土砂災害警戒情報」の発表が予想され、風雨の影響により避難に支障が生じる可能性があり、区民に早めの避難を呼びかける必要がある場合
警戒レベル4 避難指示	<input type="checkbox"/> 土砂災害警戒情報が発表された場合 <input type="checkbox"/> 大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合 <input type="checkbox"/> 土砂災害の前兆現象※1が発見された場合
警戒レベル5 緊急安全確保	警戒レベル4（避難指示）を発令した後に、以下項目に該当する場合に発令することができる。 <input type="checkbox"/> 垂直移動等の「緊急的に」安全を確保する行動を求める場合 <input type="checkbox"/> 災害が切迫している状況である場合 <ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害警戒情報が発表されており、さらに記録的短時間大雨情報が発表された場合 ・土砂災害の前兆現象※2が発見された場合 ・避難指示等による立退き避難が十分でなく、再度、立退き避難を促す場合 <input type="checkbox"/> 土砂災害が発生した場合

※1「警戒レベル4（避難指示）」の基準となる「前兆現象」とは、次の現象をいう。

・小石がバラバラと落下する ・新たな湧水が発生する ・擁壁や道路等にクラックが発生する ・根の切れる音がする ・木が傾いたり倒れる ・水が濁り始める

※2「警戒レベル5（緊急安全確保）」の基準となる前兆現象」とは、次の現象をいう。

・山鳴り、地鳴りがする ・流木の流出の発生 ・湧水が急に吹き出す ・斜面に亀裂が発生する ・湧水が止まる

(イ) その他の崖地

種別	基準
警戒レベル4 避難指示	<input type="checkbox"/> 土砂災害の前兆現象が発見された場合
警戒レベル5 緊急安全確保	警戒レベル4（避難指示）を発令した後に、以下項目に該当する場合に発令することができる。 <input type="checkbox"/> 垂直移動等の「緊急的に」安全を確保する行動を求める場合 <input type="checkbox"/> 災害が切迫している状況である場合 <ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害の前兆現象が発見された場合 ・避難指示等による立退き避難が十分ではなく、再度、立退き避難を住民に促す必要がある場合 <input type="checkbox"/> 土砂災害が発生した場合

2 避難指示等の伝達及び避難誘導

区本部長等は、避難指示等の避難情報を発令した場合は、港北区ホームページ、港北区防災情報アプリ及び緊急時情報伝達システムなど、あらゆる手段を活用して避難情報等を伝達します。

なお、区、消防署及び消防団は、避難情報の対象区域に対して、避難情報が発令されたことを巡回等で広報するとともに、必要に応じて、町の防災組織の協力を得ながら、住民の避難誘導を実施します。

3 避難指示等の解除

区本部長等は、避難指示等を解除した場合は、港北区ホームページ、港北区防災情報アプリなどのあらゆる手段を活用して、直ちにその旨を広報します。

第3節 警戒区域の設定及び立ち退き

区長は、災害対策基本法第63条に基づき、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市民等の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、もしくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることとします。

第4節 避難場所の開設・運営

1 開設の考え方

指定緊急避難場所の指定状況は、第2部第4章第2節のとおりですが、災害対策基本法施行令第20条の3第2号では、指定緊急避難場所の立地条件として、「異常な現象（地震を除く。）が発生した場合において人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがないと認められる土地の区域内にあるものであること。」とされています。

このことから、洪水に備えて避難指示等を発令した場合は洪水浸水想定区域外の指定緊急避難場所、土砂災害に備えて避難指示等を発令した場合は土砂災害警戒区域外の避難場所を選定し、速やかに開設することとします。

なお、指定緊急避難場所の開設に加え、自主避難場所、福祉避難場所の開設についても検討することとします。

2 指定緊急避難場所の開設

区長は、地域住民に対して避難指示等を発令した場合は、次のとおり避難場所を開設し、避難指示等の対象区域の居住者等を受け入れます。

(1) 洪水の場合

開設する指定緊急避難場所は、水位観測所の水位や予測されている48時間降雨量等を踏まえ、洪水浸水想定区域外に位置する次の候補地から決定します。

指定緊急避難場所名	所在地
城郷小学校	鳥山町 814
日吉台小学校	日吉本町 1-34-21
港北小学校	菊名 2-15-1
菊名小学校	菊名 5-18-1
新田小学校	新吉田町 3226
高田中学校	高田町 2439
矢上小学校	日吉 3-23-1
駒林小学校	日吉本町 2-51-1
篠原小学校	篠原東 3-27-1
下田小学校	下田町 4-10-1
篠原西小学校	篠原町 1241-1
師岡小学校	師岡町 986
高田東小学校	高田東 2-33-1
新羽小学校	新羽町 1452-2
大豆戸小学校	大豆戸町 759
小机小学校	小机町 1382-10
城郷中学校	小机町 325

(2) 土砂災害の場合

区長は、土砂災害に備え、即時避難指示対象区域に避難指示を発令した場合は、原則として、次の候補地から避難場所を決定します。

避難場所名	所在地
大曽根会館	大曽根 2-18-24
城郷小机地区センター	小机町 2484-4

2 自主避難場所の開設

区長は、風水害が発生し、又は発生するおそれがあり、地域住民に対して避難指示等が発令した場合、上記1の避難場所に加え、必要に応じて次の自主避難場所を開設します。

避難場所名	所在地
港北公会堂	大豆戸町 26-1
篠原地区センター	篠原東 2-15-27
綱島地区センター	綱島西 1-14-26
新田地区センター	新吉田町 3236
菊名地区センター	菊名 6-18-10
日吉地区センター	日吉本町 1-11-13
篠原中学校	篠原町 1342-3

3 避難場所の受入体制

区長は、避難指示等が発令し、避難場所の開設を指示した場合は、職員を派遣し、必要な措置を講じるとともに学校長等その施設管理者に通知します。

なお、早めの避難行動に対応できるよう、避難場所の開錠等については、必要に応じて施設管理者又は地域防災拠点運営委員会等の協力を得ることで、迅速な開設及び避難者の受入れを図ります。

4 避難場所の運営

区本部長等は、避難指示等によって避難した市民に対し、必要に応じて、地域防災拠点の備蓄物資を提供します。

避難場所の運営に際しては、高齢者や乳幼児がいる家庭、妊婦等に配慮した女性専用スペース及び要援護者の男女別々のスペースを確保します。また、ショックやストレスにより妊娠中の女性は切迫早産等の危険度が高まることが予想されることから、一般の避難者とは別に休息できるスペースを確保します。

また、新型コロナウイルス感染症など、流行している感染症に対して避難場所での感染拡大を防止するため、専用スペースや一般の避難者と重ならない動線の確保、健康状態の確認、手洗いやマスクの着用等の感染症対策を実施します。

第5節 被災者の受入れ

災害により被害を受け、自己の居住場所を失った者を一時的に受入れる必要がある場合は、次により地域防災拠点その他の公共施設へ受入れます。

1 受入対象者

地域防災拠点その他の公共施設への受入対象者は、住家が被害を受け、日常生活を営む場所を失った者としてします。

2 受入割当て

区本部長等は、受入れにあたっては、被災者の居住地域を勘案して適切な受入割当てを行います。

3 受入期間

受入期間は、避難者の罹災前の住居を復旧、新築する等して住宅を確保することができるまでの間又は応急仮設住宅へ入居できるまでの間とします。この場合、市立学校等に関しては、教育の実施に支障のない範囲及び期間とします。

第6節 動物の保護収容

開設した避難場所において、避難者がペットを連れてきた場合には、「災害時のペット対策～ペットとの同行避難対応ガイドライン～」に基づき、飼い主が他の避難者の滞在に支障を来さないように適正に飼育管理します。

第9章 帰宅困難者対策

第1節 区への対応

大型の台風が関東地方を直撃又は接近する場合は、鉄道機関の運行停止等により、主要駅を中心に多くの滞留者や帰宅困難者の発生などの混乱が予測されることから、鉄道機関や駅周辺事業者等と連携・協力し、帰宅困難者及び徒歩帰宅者の支援を行うなどの混乱防止対策を実施します。

1 主要駅の混乱防止

区本部長等は、主要駅等における混乱を防止する必要がある場合は、避難者・駅対応班等を派遣し滞留者や帰宅困難者の状況等を把握するとともに、鉄道事業者、駅周辺事業者、警察等と連携して、災害情報等の広報、避難誘導等を実施します。

また、風水害・その他の災害等で鉄道が長時間にわたり運行停止になる場合などは必要に応じて、帰宅困難者一時滞在施設の開設を要請します。

(1) 現地調整本部の設置

区本部長等は、主要駅の混乱防止を図るため、鉄道事業者と連携し、新横浜駅1階に現地調整本部を設置します。

(2) 情報提供ステーションの設置

区本部長等は、滞留者に対する円滑な案内を図るため、新横浜駅2階コンコース及び1階団体待合室に情報提供ステーションを設置し、鉄道事業者が保有する情報及び帰宅困難者一時滞在施設の開設状況等を情報提供します。

2 一斉帰宅の抑制

区本部長は、事業者や学校等に対して一斉帰宅の抑制を呼びかけ、帰宅困難者数の抑制を図ります。

第2節 関係機関への対応

1 鉄道事業者への対応

鉄道事業者は、利用者の安全確保を図るため、安全に待機できる場所へ誘導し、鉄道運行情報等を広報します。施設内に、待機できる場所の確保が可能な駅においては、帰宅困難者の受入れ等を実施するとともに、必要に応じて、駅周辺事業者や警察、行政等と連携して、一時滞在施設等への案内又は誘導、代替輸送手段の情報提供等を実施します。

2 駅周辺事業者への対応

駅周辺事業者は、利用者の安全を図るため、安全に待機できる場所へ誘導し、場内有線放送や非常用放送設備等を使用し、利用者等への冷静沈着な行動を呼びかけ、災害情報等を広報します。

3 事業所等への対応

帰宅困難者の発生を抑制するため、事業所等は従業員の施設内待機、保護に努めます。従業員等を施設内又は他の安全な場所に待機させ、災害関連情報や公共交通機関の運行情報等を提供するとともに、必要に応じて平時から備蓄した物資等を提供します。

第3節 帰宅困難者への支援

1 一時滞在施設等の開設・運営

鉄道が長時間に渡って運休する場合など、必要に応じ、帰宅困難者のための一時滞在施設の管理者に対して、施設の開設・運営を市・区本部から要請し、可能な範囲でトイレ、水道水、災害関連情報の提供等についても依頼します。電話やFAX、「帰宅困難者一時滞在施設検索システム「一時滞在施設NAVI」」等を利用して、市本部や区本部と一時滞在施設との間で、施設の開設状況や運営状況等を把握し、必要な支援を実施します。

なお、事前に指定された一時滞在施設以外にも、災害発生時に任意に提供された避難スペースについても、可能な限り情報の把握に努め、同様の支援を実施します。

2 一時滞在施設の開設の延長

鉄道機関の運休が長期化する場合には、必要に応じて、開設を延長した一時滞在施設もしくは補充的避難所で受入れを行います。施設の選定にあたっては、運営人員の確保や物資の搬送といった行政側の対応と、避難者側の移動等の負担を考慮し、区本部と市本部帰宅困難者対策チームで調整し、決定します。

3 物資の搬送

一時滞在施設や災害時に任意に提供されるスペース等で、避難者用の物資が不足する場合には、市本部帰宅困難者対策チームに対して物資の提供を要請します。

第10章 輸送の確保

第1節 輸送体制の確保

1 輸送体制の方針

区長は、災害の応急対策に必要な人員及び物資の輸送並びに被災者の避難輸送が、災害対策活動の基幹となるものであることから、平常時から輸送に使用する車両等を確保するとともに、災害時は有効適切に利用します。

2 燃料の確保

区本部長等は、通常の方法により自動車等の燃料の確保ができない場合、市本部に対し、「災害時における燃料の供給の協力に関する横浜市と神奈川県石油業協同組合との協定」に基づく供給協力を要請します。

3 緊急通行車両の確認

大規模災害が発生した場合の交通規制が行われたときは、指定された通行禁止区域、通行制限区域及び緊急交通路において、緊急通行車両以外の一般の通行が禁止・制限されるため、災害応急対策に使用する車両については、平常時から緊急通行車両確認証明書及び標章の交付を受けておくこととします。

4 港北区の緊急交通路

被災者の救助等の災害応急対策用車両の通行する道路として、県公安委員会（警察）が次の道路を指定しています。

- (1) 国道466号（第三京浜道路）
- (2) 県道2号東京丸子横浜
- (3) 県道12号横浜上麻生
- (4) 県道13号横浜生田
- (5) 環状2号

第2節 輸送の実施

人員、物資等の輸送は、救助活動の各場面において必要とされるものであることから、輸送の実施にあたっては、次により円滑な救助活動を行います。

1 輸送の方法

原則として、区が保有する車両を最大限活用して実施することとしますが、不足するときは、必要に応じて市本部が保有する車両を使用します。

2 人員及び物資の輸送

人員、物資等の輸送は、災害の程度に応じて次のとおり行います。

(1) 輸送の範囲

被災者の救出	救出のため必要な人員、資材又は救出した被災者の移送
飲料水	飲料水の供給については第13章第1節により実施
医療	救護員の派遣及び患者の病院等への移送
救助物資	被災者に配給する食料、生活必需品、救急及び防疫対策用の資材等の輸送
死体の捜索	死体の捜索に必要な人員資材等の輸送
死体等の移送	死体の検案及び処理のため、必要な人員、衛生資材等の輸送と死体発見場所から安置場所までの移送
公共施設の応急復旧	公共施設の応急復旧作業員、各施設の応急復旧に要する人員、資材等の輸送
その他、区本部長等が必要と認めた事項	

(2) 輸送の期間

輸送期間は各救助の実施期間とします。

(3) 輸送の費用

ア 自動車輸送業者の車両

国土交通省認可料金

イ 自家用自動車

前記アに準じた謝礼金

第11章 医療救護等対策

第1節 活動体制

1 指揮体制

区本部の医療調整班（以下「区本部医療調整班」という。）は、市本部の応急対策部に設置する医療調整チーム（以下「市本部医療調整チーム」という。）と連携しながら、災害医療にあたります。

2 区役所の体制

- (1) 福祉保健センター長は、区本部医療調整班を統括し、区医師会等と連携して災害時の医療調整活動を実施します。
- (2) 区本部医療調整班と市本部医療調整チームは区庶務班及び市本部運営チーム統括班を介することなく指示、要望等を行うことができます。ただし、それらの事項については、速やかに区庶務班及び市本部運営チーム統括班に報告するものとします。
- (3) 区本部医療調整班は必要に応じて、区災害医療アドバイザーから助言等の支援を受けるものとします。
- (4) 平常時から区内の医療関係団体や災害拠点病院などが参画する「港北区災害医療連絡会議」を設置し、災害医療に関する意見交換会や情報共有等を行います。
- (5) 区役所各課に配属されている保健師等は、配属先の災害対応業務とは別に区本部医療調整班に集約し、保健活動グループとして被災者に対する保健活動を行うとともに、緊急を要する場合については医療救護活動にも従事します。同グループにはリーダーとなる保健師を置き、保健活動の全体調整を行います。

3 医療提供体制

医療の提供は、負傷者等の緊急度や重症度に応じた医療体制とします。

4 医療救護隊、保健活動グループの編成等

区本部医療調整班は、開設された避難場所又は地域防災拠点等での診療及び保健活動が必要と判断した場合は、医療救護隊又は保健活動グループを編成します。

(1) 医療救護隊の参集基準

区本部長は、区内で大規模な風水害が発生し、応急救護が必要と認める場合、速やかに医療救護隊の編成を要請します。

(2) 医療救護隊の構成

医療救護隊は以下の編成基準に基づき1隊5人程度を基本としますが、職種や人数にこだわらず、状況に応じて臨機応変に構成します。

医師	看護職	薬剤師	業務調整員
1～2人	1～2人	1人	1人

(3) 医療救護隊の参集場所

医療救護隊は、区内の医療救護隊参集拠点（港北区医師会館（休日急患診療所）等）に参集します。

(4) 医療救護隊の活動

医療ニーズや医療救護隊数等に応じて、診療場所を固定して行う定点診療と、避難場所又は地域防災拠点等を巡回診療する方式を組み合わせることで応急医療を提供します。

特に被害が甚大な地域や、負傷者が多数発生している場所には集中的に医療救護隊を派遣します。

(5) 保健活動グループの活動

巡回等により保健活動を実施する中で要援護者の健康状況等を把握して必要な支援を行い、在宅要援護者についても区本部医療調整班及び市本部医療調整チームと連携を図り、支援を行います。

5 搬送体制等の確保

負傷者等の搬送については、救急車や緊急消防援助隊によるほか、区本部や交通部の車両、医療機関の車両、市民の共助を得た搬送等、考え得る全ての手段を講じて行います。

第2節 医薬品等の備蓄及び供給体制

1 医薬品等の備蓄

- (1) 全ての地域防災拠点に応急手当用品（消毒液、包帯、絆創膏等）を配備します。
- (2) 災害医薬品備蓄薬局、港北区医師会館（休日急患診療所）等に医療救護隊用の緊急持ち出し医薬品等を備蓄します。
- (3) 医療救護隊が地域防災拠点等で診療を実施する際は、薬局や港北区医師会館（休日急患診療所）に備蓄した緊急持ち出し医薬品等を携行します。また、薬局に備蓄した緊急持ち出し医薬品等は、当該薬局の薬剤師が区医療調整班から指示された地域防災拠点等に運搬します。

2 医薬品等の供給

備蓄医薬品等が不足する場合は、横浜市薬剤師会及び神奈川県医薬品卸業協会に加盟する市内医薬品卸会社との協定に基づき、市本部医療調整チームが区の指定する場所への医薬品等の供給及び運搬を要請します。

3 医療情報の提供

(1) 医療機関情報

区本部医療調整班は、市本部医療調整チームと連携し、区内の診療可能な医療機関名等をリスト化し、随時更新を行うとともに、同様に調剤可能及び医薬品販売可能な薬局についても情報集約を行います。リストは地域防災拠点等に掲示するほか、区医師会、医療救護隊、医療機関等に情報提供します。

(2) 在宅療養患者情報

区本部医療調整班は、人工透析・在宅酸素療法・在宅中心静脈栄養法等継続的な医療処置が生命の維持に不可欠な在宅療養中の慢性疾患患者に関する情報を収集し、市本部医療調整チームに報告します。

4 こころのケア対策等

(1) 精神保健医療相談窓口の設置

区本部医療調整班は、こころのケアを行うため、区役所等に精神保健医療相談窓口を設置します。

(2) こころのケアチーム等による診療

区本部医療調整班は、区災害医療連絡会議等を通じて、地域におけるこころのケアに関する情報を収集するとともに、こころのケアチームによる診療活動等について総合調整を行います。

5 歯科医療体制

区本部医療調整班は、災害の規模及び負傷者の発生状況に応じて、市本部医療調整班チームに対し、歯科医療に関する情報収集を行うための情報収集班及び救護のための巡回診療班の出勤を要請します。

項目	編成基準		活動
横浜市歯科医師会 による歯科医療体制	1 情報収集班（歯科医師2人）		1 情報収集班 地域の歯科医療機関の被災状況等の情報収集を行います。 2 巡回歯科診療班 地域防災拠点等において、巡回歯科診療・口腔ケア等を実施します。
	2 巡回歯科診療班		
	歯科医師	歯科衛生士	
	1～2人	1～3人	
	必要に応じて歯科技工士等を加えます。		

第3節 災害に備えた取組

迅速かつ確実に、応急医療活動を行うために、平常時から区災害医療連絡会議の開催や災害対応訓練の実施、医療救護体制に関するマニュアルの整備等を実施します。

また、地域防災拠点においては、学校防災計画に基づく災害時の保健室の提供など、災害医療体制の円滑な運営に向けた協調体制を確保します。

第12章 行方不明者の捜索・遺体の取扱い

第1節 行方不明者の捜索

1 捜索活動

区本部長等は、災害のため所在が不明であり、生死が未だ判明しない状態にある者又は死亡の疑いのある者の捜索を警察、海上保安庁、自衛隊など関係機関の協力を得て実施します。

2 行方不明者の把握

区本部長等は、捜索が必要とされる者の届出窓口を開設するほか、避難場所又は地域防災拠点等において死亡者名簿と避難者名簿の照合を行うなど、警察と相互に情報を共有しながら行方不明者数を確定する等、的確な情報の把握に努めます。

3 後方支援活動

- (1) 区本部長等は、防災関係機関、町の防災組織、地域防災拠点運営委員会等の自主防災組織の協力を得て、捜索活動のための後方活動(警備、交通整理、広報等)を行います。
- (2) 区本部長等は、行方不明者の捜索、救出活動又は後方活動に関する情報を直ちに市本部に報告するとともに、必要な協力を要請します。

第2節 遺体の取扱い

遺体の取扱いにあたっては、遺族の感情へ十分に配慮するとともに、次により適切に対応します。

1 関係機関との連携

(1) 神奈川県警察

検視を担当する県警とあらかじめ協議し、実施体制等を確立するとともに、平常時から定期的に訓練を実施します。

(2) 葬祭業者

遺体の取扱いは、葬祭業者との協定に基づき実施します。特に、身元確認の長期化に備え、遺体の腐敗等に配慮した環境を早期に確立します。

また、遺体安置場所は葬祭業者と連携して、遺族が身元確認しやすい環境を整備します。

2 遺体安置所

(1) 機能

遺体安置所は、災害で亡くなられた遺体を一部保管するだけでなく、遺体情報を検視検案等により確定させ、遺族のもとに引き渡すための機能も有しています。

(2) 施設の指定

区本部長等は、市本部及び警察と協議のうえ、遺体安置所として開設します。遺体安置所の運営については関係機関と協力します。

なお、必要に応じて他の施設を確保します。

項目	内容・条件等	対象施設
遺体安置所	遺体の安置、検案、遺留品の保管、身元確認、棺等の納棺用品の保管等を行う。	横浜市港北スポーツセンター なお、必要に応じて他の公共施設等を確保する。

(3) 遺体安置所の開設・運営

ア 多数の遺体の発生が想定される場合は、県警と協議し、遺体安置所を早期に開設します。

イ 遺体安置所の開設及び運営は区本部が行い、遺体安置所を開設していない区本部は、応援派遣等の支援を行います。

ウ 平常時から各施設状況に応じ指定遺体安置所の設備、遺体搬入等の動線を確認のうえ、遺体安置所設営マニュアルを作成します。

(4) 遺体安置所に関する情報の収集と一元化

遺体情報は、市本部でも一元的に管理し、早期の身元判明につながるよう、市外からの問合せの対応や市民や各遺体安置所への情報提供を実施します。

3 遺体の処理

(1) 遺体の発見と通報

市職員は、災害現場での遺体発見の情報について、直ちに所轄の警察署または直近の警察官に通報します。

(2) 遺体の搬送

遺体は警察等関係機関と協力し、区本部が設置する遺体安置所へ搬送します。

(3) 遺体安置所等での取扱い

遺体は警察による検視及び医師による検案を行い、その後遺体の識別及び人道上の見地から必要に応じ、遺体の洗浄、縫合、消毒及び一時保存の措置をとり、「死体票」を作成のうえ納棺し氏名及び番号を記載した氏名札を棺に納付します。

(4) 身元確認と遺体の引き渡し

ア 区本部長は、警察、地元自治会・町内会等の協力を得て、遺体の身元確認と身元引受人の発見に努め、身元が明らかになった遺体は、警察と相互に協力して遺族又は関係者に引き渡します。

イ 身元不明遺体については、区本部長は遺体及び所持品を写真撮影するとともに、特徴等を記録し、遺留品を保管します。

ウ 区本部長は、遺体の見分・検視及び医師による検案が終了し、身元が明らかになった遺体の氏名等を地域防災拠点等に掲示し、遺族等の早期発見に努めます。

(5) 死亡者数の確定と広報

死亡者数の計上に当たっては、市本部、区本部及び警察が情報を相互に共有し確定します。
遺体(死亡者)数、死者の氏名、身元不明遺体数等の広報にあたっては、上記の共有情報をもとに警察と協議のうえ、統一的に行います。

4 火葬

(1) 区本部長は、健康福祉局長が実施する火葬のため、遺体取扱施設等から斎場等へ遺体を輸送する場合は、協定に基づき、(社)全国霊柩自動車協会に霊柩自動車による輸送を要請します。

(2) 応急的な火・埋葬

区本部長は、遺族等の引取者がいない場合又は遺族等が火・埋葬を行うことが困難な場合は、応急的措置として、健康福祉局長に火葬及び焼骨の仮収蔵を要請します。

第13章 物資等の供給

この章では、風水害により住家に被害を受け、給水又は物資等の提供が必要な被災者に対する物資等の供給について定めます。

第1節 応急給水

飲料水等の提供が必要な被災者に対して、次のとおり応急給水を行います。

1 水道局が行う応急給水

給水できる主な応急給水拠点は、次のとおりです。

- (1) 配水池
- (2) 災害用地下給水タンク
- (3) 緊急給水栓

2 区本部が行う応急給水

- (1) 備蓄している水缶詰の配布
- (2) 地域防災拠点等で受水槽等に残っている水の給水
- (3) 災害用地下給水タンクに応急給水装置の設置・運用を行う市民への支援
- (4) 水道局が地域防災拠点に運搬給水を行った後の、避難者等への水の配布
- (5) 応急給水実施場所の案内
- (6) ひとり暮らし高齢者等への運搬給水等の調整（住民、ボランティアへの応援依頼）
- (7) 各協定企業への飲料水の供給要請
- (8) プール及び災害応急用井戸からの直接給水（生活用水として使用します。ただし飲用不可）

第2節 物資の供給

風水害により住家等に被害を受け、食料と自炊手段を失った被災者に対して、速やかに物資の供給を実施します。

1 供給方法

(1) 発災直後から概ね3日間

発災直後は、避難所等の被災者のニーズの把握や区本部、避難所等からの物資要請が困難になる可能性があることから、必要物資を被災者に確実に届くようにするため、市本部は要請がなくても必要物資を確保し、避難所に供給します。

(2) 発災から4日目以降

区本部長等は、避難所等の被災者ニーズを把握し、必要な物資を市本部に要請します。

2 供給対象者

物資供給の対象者は、避難所の被災者、住家に被害を受けたことにより炊事ができない者、旅行者、滞在者、災害応急対策に従事する者のほか、区本部長等が必要と認める者としてします。

3 物資の確保と配分

(1) 非常用備蓄の優先

市民の備蓄食料等の消費を最優先とします。

(2) 地域防災拠点の備蓄利用

地域防災拠点備蓄庫に備蓄された物資を運営委員会の方針に従い、利用します。

(3) 区役所及び方面別備蓄庫等からの供給

区本部は、地域防災拠点等の備蓄物資に不足が生じた場合、市本部に対し物資等の供給を要請します。

(4) 物資配付の優先順位

区民は、物資が公平に分配されるよう相互に協力し、優先順位の基本は次のとおりとします。

- ア 災害時要援護者（高齢者、乳幼児、障害者、妊産婦等）及び子ども
- イ 地域防災拠点等避難者
- ウ 任意の避難場所の避難者及び在宅被災生活者
- エ その他（帰宅困難者等）

4 備蓄物資が不足する場合の食料の調達

区本部長等は、本市の備蓄する食料等が不足する場合は、必要な品目・数量を把握し、市本部物資チームに調達を要請します。

また、補完的な調達として、区内に店舗を有する大規模小売業者（大手スーパー等）等から市が締結した協定に基づき店頭在庫を調達します。

第3節 救援物資の受入れ・配分

区本部長は、ボランティア等の協力を得て物資の受入・配分を実施します。

第14章 ごみ、し尿の処理

発災時におけるごみ・し尿処理は、良好な市民生活環境の保全を図るうえで、衛生的・生理的・精神的な理由から最も緊急に解決しなければならない重大な問題であるため、被災地におけるごみ・し尿の処理を安全面に配慮しつつ、迅速かつ衛生的に集中して実施します。

第1節 風水害の発生が予想される場合における対応

高潮、洪水、浸水等の風水害発生が予想される場合、資源循環局各班・各地区隊は、施設、機材等の保全策を講じ、処理体制に支障のないよう万全を期すとともに、緊急対応が可能な体制を整えます。

第2節 ごみ処理

1 ごみ処理等

(1) 活動体制

ア 地区隊の所管区域

各事務所地区隊は、原則として現行の所管区域を担当します。

イ 地区隊の応援体制

収集対策班は、各区の被災状況、必要車両台数を把握し、状況に応じ各地区隊間の相互応援体制を組織する。また、本市の体制で不足する場合は、民間事業者や他都市等への協力要請を行い、処理体制を確保します。

(2) 区本部の活動要請

区本部は、ごみ処理が必要な被災地区や避難所を認めたときは、その状況を事務所地区隊に報告し、処理を要請します。

- ・ ごみ処理の必要な場所（避難所の場合には、避難者数も）
- ・ ごみの種類、量

2 応急対策活動

(1) 地区隊の活動

ア 各事務所地区隊は、被災状況、ごみの排出状況、道路事情等の収集作業に必要な情報の把握に努めるとともに、収集対策班及び区本部等と連携し、早急に収集計画を策定します。

イ 被災地の衛生環境を保全するため、生活ごみは、迅速かつ集中して収集を行う。分別方法については、廃棄物の適正処理を図る観点から、原則として平常時の家庭ごみと同様とし、広報を行います。

ウ 被災家屋の片付けで発生する壊れた家具・家電等の片付けごみは、水分を多く含み腐敗しやすいことに留意し、迅速かつ集中して収集を行う。排出場所は、被災地域に限定して、通常の集積場所ではなく、近隣の空地や道路交通の妨げにならない場所とし、広報及び情報収集を行います。

仮置場については、必要に応じて、市本部総務チームと調整し、設置を行います。

また、特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）（家電リサイクル法）の対象品目及びパーソナルコンピューターが、被災家庭若しくは路上に出された場合についても、区本部からの要請または被害状況一覧表に基づき、被災地域であることを確認の上、収集します。

エ 事業系ごみについては、事業者が自らの責任において適正に処理することを原則としますが、早期復旧を目的とする場合には、本市が収集運搬・処理処分を行います。

(2) 搬送計画

収集対策班は、工場、最終処分場の稼働状況を考慮した搬送計画を策定し、効率的なごみの搬送を実施します。

第3節 し尿

1 し尿の処理

(1) 活動体制

ア 被災地のし尿収集は、トイレ対策班の職員及び保有車両で実施します。

イ トイレ対策班は、各区の被災状況、必要車両台数を把握し、不足が生じた場合、民間事業者や他都市等への協力要請を行い、必要人員、器材を確保します。

(2) 区本部の活動要請

区本部は、し尿の処理が必要な被災地区や避難所を認めたときは、トイレ対策班に次の事項を連絡し、し尿処理を要請します。

- ・ 被災地区の町名と状況
- ・ 収集の必要な避難所、避難者数等

2 応急対策活動

(1) 収集計画の策定

複数の区又は多くの避難所で仮設トイレが設置され、緊急にし尿処理体制の検討が必要な場合、トイレ対策班は、被災状況を速やかに掌握し、収集計画を策定します。

なお、災害時のトイレの設置、あるいは学校の既存トイレの使用にあたっては、できるだけ男性用と女性用を離し、暗がりにならないような場所にするなど、女性や子どもへの安全面に留意するほか、女性用トイレを多く設置する等の配慮を行います。

(2) 収集活動

し尿の収集が必要な家屋や避難所等に対して、迅速かつ集中的に収集作業を実施し、被災地域における衛生環境の保全を図ります。

第15章 学校活動

この章は、風水害に対しての児童生徒、学校施設等への事前対策、被害対応等について、市立学校が行う事項について定めます。

第1節 学校としての事前対策

1 児童生徒への事前対策

- (1) 学校は、児童生徒に対して、風水害に対する心構え、知識、緊急対処の方法等について、日頃から指導します。
- (2) 学校長は、あらかじめPTAと協議し、緊急時に保護者と連絡する方法、登下校時の安全経路、児童生徒の保護措置などについて定めておくものとします。

2 避難場所としての事前対策

(1) 緊急連絡体制の整備

学校長は、所属職員の緊急連絡体制を整備するとともに、区役所総務課（防災担当）など防災関係機関との連絡体制を確認します。

(2) 鍵の保管等について状況確認

避難場所等として開設される可能性がある学校は、体育館など収容施設の安全点検を行うとともに、校門、体育館、体育館の放送室、防災備蓄庫、校舎、職員室などの鍵の保管等について区役所総務課（防災担当）と状況を確認しておきます。

(3) ペット対策

学校長は、自らの学校が避難場所等として開設された場合におけるペットの一時飼育場所について、事前に指定しておくこととします。

なお、ペットアレルギーの避難者が避難してくることも考慮し、ペットの一時飼育場所は、風除室や階段の踊り場など、風雨が凌げる場所とし、避難者が滞在する場所と同じ空間を指定することは避けます。

第2節 学校施設等が被害を受けた場合の対応

1 学校施設の応急対応

- (1) 学校施設が被害を受けた場合は、その学校の責任者は、速やかに被害状況等を教育長及び所在区長に報告します。
- (2) 教育長は、被害状況等について、市本部長（市長）に報告します。
- (3) 市本部長は、被害の状況により応急措置の必要を認めるときは、「災害時応急措置の協力に関する協定」に基づき、横浜建設業防災作業隊の出動を要請します。
- (4) 教育長は、施設班を組織して、被害校の現地調査を行い、応急復旧計画を策定します。
- (5) 被害校の児童生徒は、最寄りの学校に臨時収容するものとし、その他状況により仮設校舎を設置します。

2 学校の衛生管理

- (1) 授業再開に備え、浸水校は、学校内全部、浸水を免れた学校は、便所、給食施設その他防疫上必要な箇所の消毒を行います。
- (2) 被害があった場合には、その後の感染症の発生に留意するとともに、発生した際には、速やかに区福祉保健センターに届け出て、適切な処置を講じます。

第16章 公共施設等の対応

第1節 公の施設等が避難場所などに指定されている場合の対応

施設管理者（指定管理者を含む。）は、区と締結している協定等に基づき、自らが管理する施設が避難場所等として開設される場合は、運営方法について区と協議し、十分な対応を図ります。

また、避難場所としての位置づけがない施設であっても、災害の状況によっては、随時各施設に協力を求める可能性があり、指定管理に関する協定の規定に従い、各指定管理者はそれに協力するよう努める義務を負うことから、災害対応として、区本部からの要請があった場合は協力するよう努めます。

第2節 応急活動

公の施設の施設管理者（指定管理者を含む。）は、利用者、来訪者等の態様、施設所在地域の異変等に十分注意し、所管区局、関係区局等に対し、必要な連絡・報告等緊密な連携に努めます。

特に、要援護者を対象とする福祉施設等においては、有事における避難、誘導、保護者等に対する連絡等の活動が円滑に行われるようあらかじめ体制を定めておくとともに、災害が発生し、又はそのおそれがある場合は、施設の実情に即して時機を失することなく、適切な対応を実施します。

また、応急対策を実施した場合、被害が発生した場合等においては、速やかにその旨を所管区局及び区本部に対し報告し、必要な措置等の指示を受けます。

第17章 雪害対策

この章は、大雪に伴う交通期間の途絶など、都市機能の阻害等を防止するため必要な対策について定めます。

第1節 想定される災害

本市が想定する、大雪による災害は次のとおりです。

想定される災害

人的被害	転倒、交通事故、除雪作業中の事故及び物的損壊に伴う死傷等
物的被害	家屋の損壊、農業用施設の損壊、倒木による物的破損等
交通被害	道路交通の不通、鉄道・バスの運休等
ライフライン被害	電線及び電話線の切断による停電・断水及び通信の途絶等

第2節 事前対策

大雪による都市機能の阻害防止を図るため、必要な資機材の整備又は緊急調達についてあらかじめ定めておくものとします。

1 資機材の整備及び維持管理

大雪による除雪・融雪・凍結防止活動等を速やかに行うため、車両運行のためのタイヤチェーン又は冬用タイヤのほか、おおむね次の資機材等を整備しておくものとする。

区	スコップ等の除雪資器材
道路局	シャベルロード、融雪剤、スコップ等の除雪資機材
消防局	スコップ等除雪資機材
その他	市民利用施設等では、融雪剤、スコップ等の除雪資機材

2 資機材の緊急調達

区は、資機材等の保管場所の確保や維持管理が困難な場合や数量の不足が生じた場合、あるいは上記以外の資機材が緊急に必要となった場合に備え、あらかじめ調達方法等を検討します。

第3節 応急対策

大雪に伴う活動は、所管局等及び関係機関と密接な連携を図り、早い時期に除雪活動等を実施するものとします。

1 防災組織体制

気象状況の推移に合わせ、次により応急対策を実施します。

(1) 警戒体制

	市	区
確立基準	・市域を対象とする大雪注意報が発表されたとき。	
構成	・市警戒本部(1号配備)を構成する局	・区警戒本部を構成する署所
警戒体制時の措置事項	関係区局長は、必要な資機材の点検、調達等活動体制の準備及び警戒本部に速やかに移行できる体制を確保する。また、勤務時間外は、常時連絡が取れる体制を確立し、必要に応じて職員の配備等を指示する。 また、降雪の状況により、除雪等必要な活動を実施する。	

(2) 警戒本部

		市	区
設置基準	1号配備	<ol style="list-style-type: none"> 1 市域を対象とする大雪警報(12時間降雪の深さ10cm以上)が発表されたとき。 2 市域において、積雪により都市機能の阻害が予想されるとき。 3 2区以上で区警戒本部が設置されたとき。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 同左 2 区域において、積雪により都市機能の阻害が予想される場合又は被害が発生したとき。 3 市警戒本部長が指定する区 4 その他
	2号配備	<ol style="list-style-type: none"> 1 市内全域に着雪し、低温及び長時間の降雪により積雪深の増加が見込まれるとき。 2 短時間に多量の降雪が始まり、積雪深の増加が見込まれるとき。 3 気象台等からの情報を総合的に勘案し、市警戒本部長が必要と認められたとき。 	同左
警戒本部長		危機管理統括責任者 (総務局危機管理室長)	区危機管理責任者(副区長)
構成	1号配備時	総務局、環境創造局、道路局、消防局、交通局及び警戒本部長が必要と認めた局	区役所(土木事務所を含む。)、消防署
	2号配備時	上記1号配備に加え、市民局、経済局、こども青少年局、健康福祉局、資源循環局、建築局、港湾局、教育委員会事務局及び警戒本部長が必要と認めた局	
廃止基準		<ol style="list-style-type: none"> 1 市対策本部を設置した場合 2 大雪警報が解除され、各区局の活動がおおむね完了したとき。 3 その他必要と認められたとき。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 区本部が設置されたとき。 2 大雪警報が解除され、区内における活動がおおむね完了したとき。 3 その他必要と認められたとき。 (注) 市警戒本部設置時に廃止する場合は、市警戒本部長の承認を得るものとする。

(3) 災害対策本部

	市	区
設置基準	1 道路、交通機能の阻害及び市民生活に重大な影響を及ぼすおそれがあり、全市的対応が必要であると市長が認めたとき。 2 数区で区本部が設置されたとき。 3 市域を対象とする大雪に関する特別警報が発表されたとき。	1 道路交通機能の阻害及び、多数の被害が発生したとき。 2 区長が必要と認めたとき。 3 市域を対象とする大雪に関する特別警報が発表されたとき。 4 市本部長より区本部設置の指示があったとき。
本部長	市長	区長
構成	政策局、総務局、財政局、市民局、子ども青少年局、健康福祉局、経済局、環境創造局、道路局、建築局、港湾局、消防局、交通局、資源循環局、教育委員会事務局及び本部長が必要と認めた局等 ただし、大雪に関する特別警報が発表された場合は全局等	区役所（土木事務所を含む。）、 消防署
廃止基準	1 都市機能の阻害が解消され、除雪等の応急活動が概ね完了したとき。 2 市警戒本部に縮小することが適当であると判断されるとき。	1 区内における応急活動がおおむね完了したとき。 2 区警戒本部に縮小することが適当であると判断されるとき。 （注）市本部設置時に廃止する場合は、市本部長の承認を得るものとする。

(4) 職員の配備

区長は、大雪時における職員の配備についてあらかじめ定めておくものとします。

2 応急活動

(1) 除雪対策等

ア 区本部は、大雪により、道路、交通機能に重大な影響を及ぼすおそれがあるときは、土木事務所及び消防署等と連携し、計画的に除雪を実施します。

イ 前記アに係わらず、道路局、土木事務所（土木事務所地区隊）及び港湾局は道路交通を確保するため、主要道路、バス路線などを重点に、早い段階から降雪対策を実施し、必要に応じて凍結防止対策を講じます。

ウ 消防局は、消防隊による消防水利確保のための除雪活動を行います。

(2) 輸送の確保

交通局は、道路局及び土木事務所（土木事務所地区隊）と連携を図り、市営バスの運行確保に努めるものとします。また、地下鉄の運行を確保するため、終夜運転等必要な措置を講じます。

(3) 被災者等の受入れ

区は、家屋の損壊等による被災者が発生した場合、地域防災拠点、地区センターなどの公共施設を避難場所として提供し、被災者に対して物資の供給など必要な協力を行います。

(4) 情報の提供

区本部長等は、大雪の影響により、市民生活に影響がある情報などについて、適宜インターネット等を活用した広報を実施します。

(5) 帰宅困難者対策

公共交通機関の途絶により帰宅困難者が発生し、交通機関等から要請があった場合でやむを得ないときは、駅周辺の帰宅困難者一時滞在施設などを活用して受入れを行います。

第4部 災害復旧と復興事業

第1章 市民生活の安定・復旧

災害により被災した市民の皆様の生活立直しを援護し、市民の自力復興を促進するとともに、もって市民生活の早期安定を図ります。この章は、本市が直接又は間接に関与して行う経済援護の種類について、その概要を定めます。

第1節 被災者の生活援護

1 生活相談

区本部長等は、臨時区民相談室を開設し、市民生活の早期回復のための相談・要望等に対応するとともに、相談等で得られた有用な情報を関係局長に提供します。

2 被災者生活再建支援金の支給

(1) 被災者生活再建支援法

被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けたものに対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給するための措置を定めることにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的としています。

(2) 本市の対象となる自然災害

- ア 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村
- イ 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村
- ウ 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県

3 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給（災害弔慰金の支給等に関する法律、条例）

区本部長等は、規則等で定める規模以上の災害により死亡した市民の遺族に対して災害弔慰金を、また、精神又は身体に著しい障害を受けた市民に対して、災害障害見舞金を支給します。

4 災害援護資金の貸付け（災害弔慰金の支給等に関する法律、条例）

区本部長等は、県内で災害救助法による救助が行われた災害により家財等に被害のあった者に対して、災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき災害援護資金の貸付けを行います。

また、災害救助法の適用に至らない災害時には、区社会福祉協議会において、生活福祉資金の貸付相談等を受け付けます。

5 災害見舞金・弔慰金の交付（横浜市災害見舞金・弔慰金交付要綱）

区本部長等は、市内に居住する者及び市内で事業を営む者が災害による被害を受けたときは、被災者又はその遺族に対して、見舞金及び弔慰金を交付します。

なお、弔慰金については、横浜市災害弔慰金の支給等に関する条例が適用された場合には、交付しないこととします。

6 義援金の受付、配分

健康福祉局長は、災害に伴い義援金を募集する必要があるとき、義援金配分方法を決定するときは、義援金配分委員会を開催します。

ただし、神奈川県単位で義援金配分委員会を設置する場合は、県と協議します。

(1) 義援金配分委員会の開催

健康福祉局長は、義援金配分委員会を開催し、義援金の募集に関する事項を決定し、それを関係機関に周知します。

(2) 義援金の受入れ、保管

義援金の受入れは、健康福祉局で行います。

また、寄託された義援金は、会計室長が保管します。

(3) 義援金の配分

ア 義援金の配分は、義援金配分委員会が決定します。

イ 配分計画は、被災者数、被災世帯数、被災状況等を勘案のうえ、世帯及び人員を単位とします。

ウ 区本部長等は、決められた義援金配分基準・方法に基づき、迅速かつ適正に配分します。

エ 配分窓口は、区本部長が指定する場所とする。

7 被害認定調査と罹災証明書

区役所及び消防署は、災害対策基本法第 90 条の 2 に基づき、次のとおり、遅滞なく被害認定調査を行い、罹災証明書を交付します。

(1) 被害認定調査と罹災証明書交付の分担

区分	罹災証明書の申請窓口	被害認定調査	罹災証明書の発行
火災以外の被害	区役所総務課（※）	区役所税務課	区役所戸籍課
火災	消防署		

※大規模な自然災害により、罹災証明書の申請が多数になることが予想される場合は、区役所戸籍課で申請を受け付ける場合があります。

(2) 被害認定調査

建物被害における全壊、半壊等の罹災程度については「災害に係る住家の被害認定基準運用指針（内閣府）」に基づく被害認定調査により判定します。

被害認定調査の結果（全壊、半壊等）により、各種支援制度の支援内容が異なることから、公平かつ公正な調査を実施します。

また、消防署は災害対策基本法第 5 条第 3 項に基づき被害認定調査に協力します。

(3) 罹災証明書の交付及び被災者台帳の作成

罹災証明書は、被害認定調査によって判定した住家の被害程度等について証明するもので、被災者生活再建支援法（平成 10 年法律第 66 号）に基づく支援金の支給や市税等の減免を受ける場合等に必要となります。被災者から申請があった場合は、「風水害時の被害認定調査（火災を除く）及び罹災証明書発行の手引き」に基づき、交付するとともに、被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため、被災者台帳を作成します。

(4) 職員研修の実施

判定結果に差異がない被害認定調査を行うため、被害認定調査を実施する職員に対し、毎年研修を実施します。

8 市税の減免等

災害により一定の被害を受け、所定の申請により、必要があると認められる場合は、市税の減免や、市税の延滞金の減免、市税の納期限の延長等を受けることができます。

第2節 市民等に対する復興資金の融資・助成等

1 宅地防災工事資金融資制度

横浜市から宅地造成等規制法に基づき、工事を実施するよう勧告又は改善命令を受けた者に対し、工事に必要な資金を貸付ける制度として住宅金融支援機構の宅地防災工事資金融資制度があります。ただし、宅地造成等規制法は、宅地造成工事規制区域という特定の区域のみに適用されるので、宅地造成工事規制区域外の宅地の所有者は融資を受けることができません。

2 崖地防災対策工事助成金制度

崖崩れが予想される崖又は崖崩れが発生し二次災害が予想される崖で、居住用の建物に被害が及ぶおそれがある場合、土地所有者等が行う防災工事の資金を一部助成します。

3 災害復興住宅融資

住宅金融支援機構では、災害により住宅を失い、又は破損した者が住宅の建設、補修、購入、宅地整備等を行えるよう、災害復興住宅資金を融資しています。

第3節 被災者の住宅の確保、応急修理

災害により住家を失い、又は破損等により居住することができなくなった被災者のために、住宅の確保又は被災した住宅の応急修理を行い、住生活の早期回復と安定を図ります。

1 被災者数の把握

区本部長等は、地域防災拠点等に滞在する避難者数を適宜把握し、応急仮設住宅の需要を把握するとともに、市本部に報告します。

2 応急仮設住宅の供与

建築局長は、必要に応じて、被災者に対し、応急仮設住宅の供与を実施します。

(1) 応急仮設住宅の供与方法

建設型応急住宅と賃貸型応急住宅によるものとします。

なお、賃貸型応急住宅による場合は、建築局長は、借上契約の締結を行う。

(2) 設置戸数等

建築局長は、市内の住家の全壊、全焼、流出世帯数、設置要望戸数等から必要戸数を把握し、復旧対策部長の指揮・監督及び方針決定の下、県を通じた広域的な調整結果を踏まえ、供与する戸数、仕様等を決定します。

(3) 本市の執行体制及び役割分担

多岐にわたる業務を調整し円滑に実施するため、関係局から職員を配置した「応急仮設住宅推進室」を設置し、避難者の早期な住宅確保を推進します。

3 入居基準等

(1) 入居対象者

住家が全壊、全焼又は流出した者であって、自らの資力では住宅を確保できない者等

(2) 入居者の選定

ア 建設型応急住宅

高齢者、障害者、妊産婦等の災害時要援護者及びその他の世帯における優先順位を設定する。また、募集エリアなど、地域レベルのコミュニティや高齢者・障害者が一定地域の応急仮設住宅に集中しないよう配慮します。

イ 賃貸型応急住宅

被災者自らが探すことを原則とします。必要に応じて、物件を自ら探せない被災者（要配慮者世帯）等に対して、市がマッチングを行います。

ウ 公営住宅等の一時提供住宅

対象施設の所管部署の基準により異なります。

4 入居者支援

応急仮設住宅ならではの生活課題に対応するため、入居後の生活や介護等の支援をはじめ相談や情報提供に取り組むこととし、地域の実情を把握している区役所と健康福祉局及び建築局は、相互に情報共有を図り、入居者支援に連携して取り組みます。

5 住宅の応急修理・障害物の除去

建築局長は、必要に応じて、関係団体との協定に基づき、被災者に対し、速やかに住宅の応急修理・障害物の除去を行います。

(1) 対象者

ア 住宅の応急修理

災害によって住家が半壊（焼）又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では

(ア) 応急修理をすることができない者

(イ) 大規模な補修を行わなければ居住することが困難な程度に住家が半壊（焼）した者

イ 障害物の除去

災害によって住宅が半壊、半焼又は床上浸水の被害を受け、住居又はその周辺に運ばれた土石・竹木等により一時的に居住できない状態にあり、自らの資力では障害物の除去をすることができない者

(2) 内容

ア 住宅の応急修理

(ア) 修理範囲：居室、炊事場、トイレ等日常生活に必要最小限度の部分等

(イ) 限度額：横浜市災害救助法施行細則に定める額による。

(ウ) 修理期間：原則として、災害発生の日から1箇月以内に完了する。

イ 障害物の除去

(ア) 除去範囲：居室、台所、玄関、トイレ等日常生活に欠くことのできない部分等

(イ) 限度額：横浜市災害救助法施行細則に定める額による。

(ウ) 除去期間：原則として、災害発生の日から10日以内に完了する。

第5部 火山災害対策

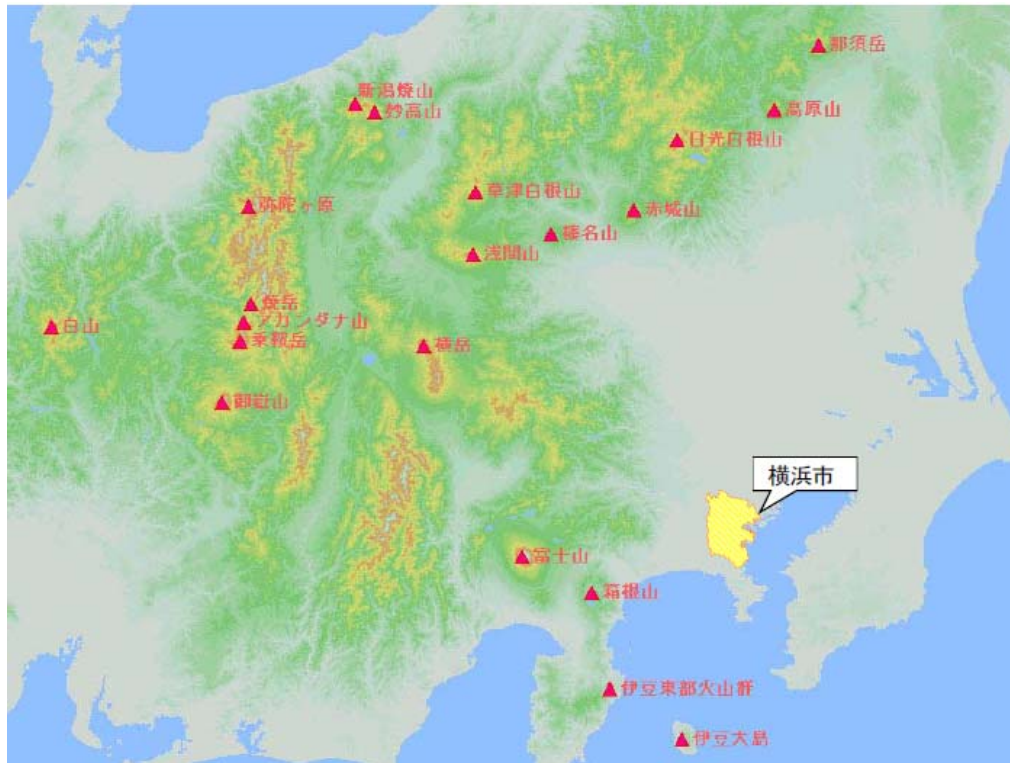
第1章 被害の予測

第1節 火山の噴火による影響

1 本市周辺の活火山

本市周辺には、富士山をはじめとして、箱根山や伊豆大島など、複数の活火山があります。本市から最も近い活火山は、箱根山で、山頂から本市境まで約45km、富士山は、山頂から本市境まで約70kmの位置にあります。

＜本市周辺の活火山＞



出典：気象庁

2 火山の噴火により発生する現象

富士山等で大規模な噴火が発生した場合、「溶岩流」及び「火砕流」の流出や、「噴石」（火山岩塊、火山れき）及び「火山灰」の噴出等が発生するとされています。

3 本計画で対象とする噴火

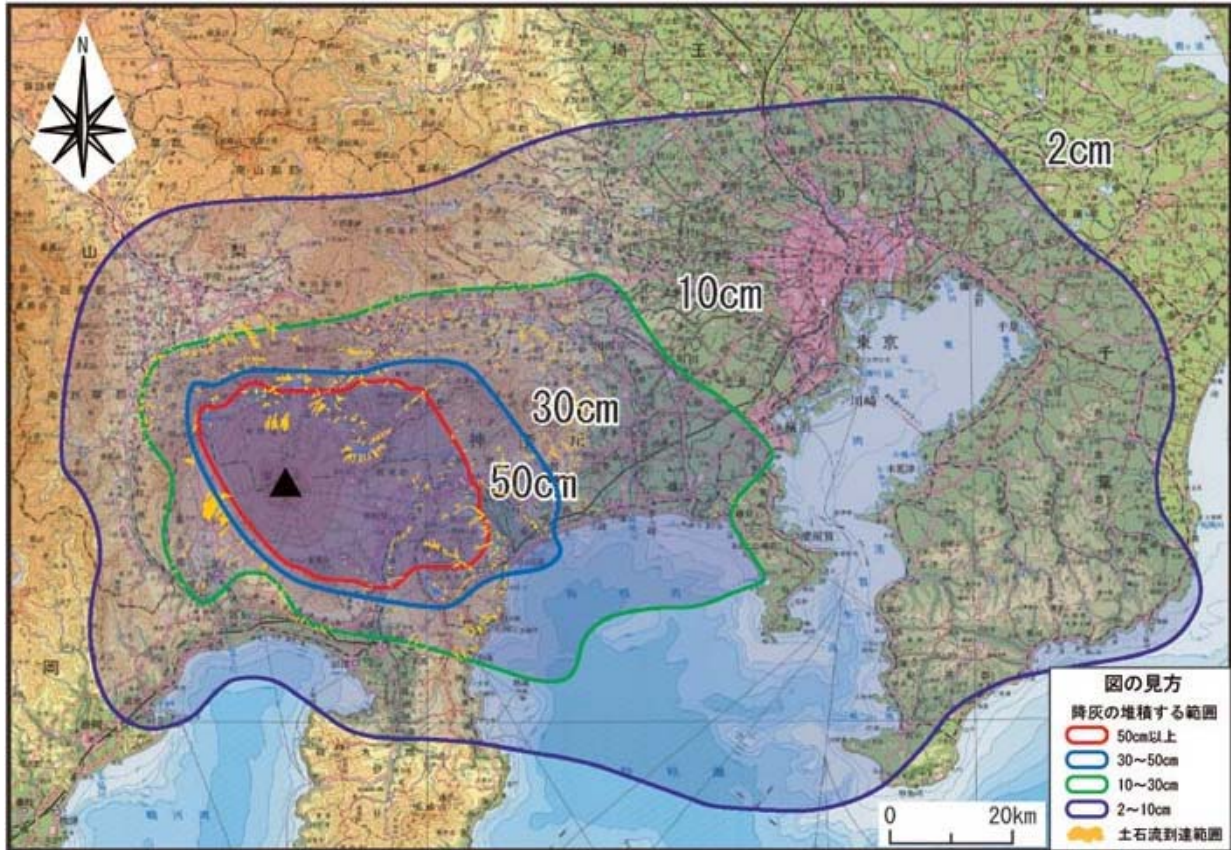
本市においては、火山からの距離等の理由から、溶岩流や噴石等の影響はないとされており、主に富士山の噴火による「火山灰」の降下（降灰）による影響が大きいと予測されています。1707年に発生した富士山の宝永噴火のような大規模な噴火が発生する可能性は、小規模な噴火が発生する可能性に比べ低いとされていますが、今後そのような大規模な噴火や、それをさらに上回る噴火の発生の可能性も否定されていません。また、噴火の発生間隔に明確な規則性がないことから、将来の発生時期を予測することも困難であるとされています。

そのため、本計画では、これまで富士山で発生した最大規模の噴火（平成16年に「富士山ハザードマップ検討委員会」で想定された噴火）を対象とします（宝永噴火等と同程度の噴出量：約7億 m^3 ）。

第2節 降灰予測

降灰は、一年を通した偏西風の影響で、富士山の東側に多く堆積すると予測されています。降灰は広範囲にわたり、家屋が倒壊する可能性のある30 cmの堆積範囲は小田原市に達し、本市付近においては、土石流の発生する可能性が高くなる10 cm前後の堆積が予測されています。

<富士山降灰可能性マップ>



※このマップは、富士山ハザードマップ検討委員会が平成16年に作成したもので、1707年の宝永噴火と同程度の大規模噴火を想定し、様々なケースの降灰の数値シミュレーション結果を包括した影響範囲図です。そのため、一度の噴火で全ての範囲に火山灰が堆積するものではなく、また、中小規模噴火の場合は、降灰の厚さがこれを下回ることとなります。

第3節 火山灰による被害

1 火山灰とは

火山灰は、噴火の際に、火山から放出される固形物質のうち、直径が2 mm以下のものと定義されており、ざらざらした砂状のものから、最小では小麦粉よりも細かい粒子まであります。火山のすぐ近くでは非常に熱いことがあります、大気で冷却されるため、火山から遠くに降り積もる時には冷たくなっています。

2 火山灰の成分等の特質

「灰」というと燃えかすのようなものが想像されますが、実態としては、軽石や岩石が砕かれたものであり、ガラスの破片のように鋭い破面を持ったものも含まれています。また、噴火直後の火山灰粒子は、酸性の皮膜に覆われており、肺や目に刺激を与えることや、この皮膜は降雨等により取り除かれますが、その結果として、水質の悪化や農作物への影響を生じることなどがあります。

そのため、火山灰が与える影響として、呼吸器系の不調、角膜剥離等の目の症状、皮膚への刺激といった健康被害、給水への支障、農作物被害等といった社会的な問題が生じることがあります。

3 大量の火山灰の堆積による被害

火山灰は、雪のように溶けることはなく、水を含むと互いにくっつき、密度を増し、コンクリート状となって重くなり、家屋を倒壊させることもあります。

また、大量の火山灰は、河川の河床を上げ、河川の氾濫、土石流の発生等を誘発し、生命を危険にさらし、生活基盤を破壊することがあります。

さらに、農作物や牧草等に付着するとなかなか排除することができず、大量の火山灰が堆積すると草木が枯れ、農業や畜産業に甚大な被害をもたらすこととなります。

4 その他の被害や特徴

火山灰は、自動車のエンジンフィルターを詰まらせたり、スリップを誘発するなど、車両の走行に影響を与え、航空機においては、エンジンが火山灰を吸引すると停止してしまうため、火山灰が浮遊する航路は全く使用不可能となってしまうなど、交通へ大きな支障を及ぼすものとなります。

また、電柱等の碍子（がいし）の漏電により停電が発生する可能性があり、断水など、市民生活に大きな影響を与えるおそれや、細かい粒子によりパソコン、コンピュータ等の電子機器が故障し、通信、金融といった現代産業に大きな打撃を与えることなども懸念されています。

さらに、大気を浮遊する火山灰は太陽光を遮り、昼間でも真っ暗になることがあり、大規模な噴火は地球全体の気流変動をもたらす、気温低下などの異常気象を招くこともあります。

《降灰の特徴及び課題》（富士山ハザードマップ検討委員会報告書より）

項目	留意すべき特徴、対応上の課題
発生条件	高い噴煙柱が形成された場合に大量降灰となる。
発生時間	噴火が始まってから降灰が降り積もるまで時間的余裕がある。
危険性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 直接死傷する危険性はほとんどない。 ・ 火口周辺や風下など、高温の火山灰・火山れきが大量につもる場合は、木造家屋が火災を起こす危険性がある。 ・ 体育館などの避難所でも降灰の重量で被害を受けるものがある。 ・ 降灰中の屋外作業は転倒・車両走行不能・交通事故の危険性がある。 ・ 降灰により道路上で車両が立ち往生した場合にはその後の道路確保を困難にする。 ・ 交通機関が広域的に停止し、停電・信号故障が発生する可能性もあり、救援活動も停滞する。 ・ 灰粒子浮遊により、航空機は飛べなくなる。 ・ 交通支障により、生活物資の搬送が行えなくなる。 ・ 東京などでも大量の帰宅困難者が発生する。 ・ 経済活動に広域的かつ甚大な影響を与える。 ・ 健康被害（気管支など）が多数発生する。 ・ 積もった降灰から火山ガスが発生する場合があります、風通しの悪い場所では火山ガス中毒の危険性もある。 ・ 降灰によって発生した土石流などによって流出した土砂が河床上昇を引き起こし、洪水氾濫の危険性が増大する。 ・ 土石流・浸水被害が続く。
範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大量の降灰は高層風によって運ばれるため、大量降灰域は東方を中心とする可能性が高い。 ・ きわめて広範囲（南関東一帯）に降灰があるため、降灰域外への避難は不可能。
対応	30cm 以上堆積すると建物に被害が出る可能性があるが、降灰の休止中に灰下ろしできれば被害を免れる
復旧	道路確保や市街地の復旧、河床上昇対策に多大な除灰作業が必要となる

5 被害の想定

降灰量ごとの被害の想定とその対処法は次のとおりです(富士山火山防災対策協議会より)。

降灰量	規模	想定される被害など	対処法
64cm	極めて大量	60%の木造家屋が全壊	堅固な建物に避難
50cm		30%の木造家屋が全壊	
32cm		降雨時、30%の木造家屋が全壊	
30cm	大量	降雨時、木造家屋が全壊するおそれあり	危険であれば避難
10cm	極めて多量	降雨時、土石流が発生	屋内退避
5cm		道路が通行不能	
2cm		何らかの健康被害が発生するおそれあり	
1mm以上	多量	車の運転は控える。	外出を控えて窓を閉めるか、マスクなどで防護
1mm未満	やや多量	車は徐行運転となる。	
0.1mm未満	少量	車のフロントガラスに灰が積もる	

第2章 災害予防

第1節 火山情報の伝達体制

1 火山の監視・観測

気象庁では、気象庁本庁(東京)に設置された「火山監視・警報センター」、札幌・仙台・福岡の各管区気象台に設置された「地域火山監視・警報センター」において、活火山の火山活動の監視が行われています。

活火山のうち、「火山防災のために監視・観測体制の充実等が必要な火山」として火山噴火予知連絡会によって選定された、富士山や箱根山などの50火山については、噴火の前兆を捉えて噴火警報等を適確に発表するために、地震計、傾斜計、空振計、GPS 観測装置、遠望カメラ等の火山観測施設を整備し、関係機関(大学等研究機関や自治体・防災機関等)からのデータ提供も受け、火山活動を24時間体制で常時観測・監視しています。

これらの観測・監視の成果を用いて火山活動の評価を行い、居住地域や火口周辺に危険を及ぼすような噴火の発生や拡大が予想された場合には「警戒が必要な範囲」(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ。)を明示して噴火警報を発表しています。

2 噴火警報等の種類と発表

(1) 噴火予報・警報の種類

ア 噴火警報

居住地域や火口周辺に重大な影響を及ぼす噴火の発生が予想される場合に、気象業務法第13条の規定により、気象庁火山監視・情報センターから、予想される影響範囲を付した名称(※)で発表されます。

※名称は警戒が必要な範囲に居住地域が含まれる場合は「噴火警報(居住地域)」、含まれない場合は「噴火警報(火口周辺)」となります。なお、「噴火警報(居住地域)」は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置づけられています。

イ 噴火予報

火山活動が静穏な状態が予想される場合に、気象業務法第13条の規定により、気象庁火山監視・情報センターから発表されます。(なお、噴火警報の解除は、噴火予報として発表)

(2) 富士山の噴火警戒レベル

噴火警戒レベルとは、火山活動の状況を噴火時等の危険範囲や住民等がとるべき防災行動を踏まえて、5段階に区分して発表する指標です。住民や登山者・入山者等に必要な対応が分かりやすいように、各区分にそれぞれ「避難」、「避難準備」、「入山規制」、「火口周辺規制」、「平常」のキーワードをつけて発表されます。富士山や箱根山のように噴火警戒レベルが導入されている火山では、噴火警報及び噴火予報で噴火警戒レベルが発表されます。

なお、国の防災基本計画(火山災害対策編)に基づき、各火山の地元の都道府県等は、火山防災協議会を設置し、平常時から噴火時の避難について共同で検討を実施し、とるべき対策等を定めることとされています。

<富士山の噴火警戒レベル>

予報警報	対象範囲	レベル	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者への対応	想定される現象等
噴火警報	居住地及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある	危険な居住地からの避難等が必要	大規模噴火が発生し、噴石、火砕流、溶岩流が居住地域に到達（危険範囲は状況に応じて設定）
		4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）	警戒が必要な居住地域での避難準備、災害時要援護者の避難等が必要	小規模噴火の発生、地震多発、顕著な地殻変動等により、居住地域に影響するような噴火の発生が予想される（火口出現が想定される範囲は危険）
	火口周辺警報	口周辺	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される	登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等
辺		2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される	住民は通常の生活 火口周辺への立入規制等	影響が火口付近に限定されるごく小規模な噴火の発生等
噴火予報	火口内等	1 (平常)	火山活動は静穏 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）	特になし	火山活動は静穏（深部低周波地震の多発等も含む）24年8月現在の状態

(3) 降灰予報

ア 発表基準

噴煙の高さが概ね火口上3,000m以上、あるいは噴火警戒レベル3相当以上の噴火など、一定規模以上の噴火が発生した場合

イ 発表内容

噴火発生から概ね6時間後までに火山灰が降ると予想される地域

ウ 発表時期

第1報は、噴火の概ね 30～40 分後に発表され、噴火の様態や継続状況等を観測して必要に応じ第2報が発表されます。その後も噴火が継続している場合は、必要に応じて発表されます。

(4) 火山現象に関する情報

情報等の種類	内容	発表時期
火山の状況に関する解説情報	火山性地震や微動回数、噴火等の状況や警戒事項について解説する情報	火山活動の状況に応じ適時発表
火山活動解説資料	地図や図表を用いて、火山活動の状況や警戒事項について解説する情報	毎月上旬又は必要に応じ適時発表
週間火山概況	過去1週間の火山活動の状況や警戒事項をとりまとめた資料	毎週金曜日
月間火山概況	前1か月間の火山活動の状況や警戒事項をとりまとめた資料	毎月上旬
噴火に関する火山観測報	噴火が発生した時に、発生時刻や噴煙高度等の情報	随時

第2節 災害応急対策への備え

1 情報の収集・伝達体制の充実

- (1) 県や関係機関との情報の収集・伝達体制の整備を図ります。
- (2) 災害時優先電話指定の増強、防災行政用無線・衛星携帯電話などの整備、アマチュア無線団体との連携強化など、複数の手段を活用した情報受伝達体制の整備を進めます。
- (3) 発災時の円滑な情報の受伝達を行うため、災害情報に関するシステムや資機材を適切に管理するとともに、これらの運用に関する職員研修や実践的な訓練の実施などに努めます。
- (4) 市民等に対し、被害情報、応急対策活動等の状況、生活関連情報等を提供するため、紙媒体、ICT 技術（情報通信技術）、広報番組等の複数の手段により広報等が行えるよう整備を進めます。

2 降灰への対策の推進

- (1) 防災関係機関等と連携し、区民の安全や生活、経済活動等に及ぼす影響を軽減するため、降灰対策等について検討を進めます。
- (2) 災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、降灰による道路の通行不能や停電などが発生した場合を想定した対策の検討を進めます。
- (3) 対策の推進にあたっては、地域の自主防災組織や事業所、ボランティア団体等の協力も必要であることから、それらとのつながりを育成・強化するとともに、地域全体が相互に協力できる体制の確立を図ります。
- (4) 市及び区は、災害時要援護者への情報提供や相談対応等が適切に行えるように体制を整備するとともに、地域における声掛け等の共助の取り組みが行えるよう支援を進めます。

第3章 応急・復旧対策

火山災害に関する応急・復旧対策について、本章で定めのない事項については、第3部「応急対策」及び第4部「災害復旧と復興事業」を準用して実施します。

第1節 災害対策本部等の設置

1 区警戒体制

- (1) 区警戒体制責任者
区危機管理責任者（副区長）
- (2) 区警戒体制の確立基準
ア 市警戒体制が確立されたとき（富士山の「噴火警戒レベル3」）
イ その他、区危機管理責任者が必要と認めたとき
- (3) 実施事項
ア 気象庁や県等からの情報収集
イ 大規模噴火に備えた人員や資機材等の確保など、応急対策実施に向けた事前の準備
ウ 区民等への広報
- (4) 廃止基準
ア 富士山の噴火警戒レベル2～1が発表された場合
イ 火山の噴火現象による区域内への降灰等による影

2 区災害対策警戒本部

- (1) 区警戒本部長
区危機管理責任者（副区長）
- (2) 設置基準
ア 市警戒本部が設置されたとき（富士山の「噴火警戒レベル4」）
イ その他、区長が必要と認めたとき
- (3) 主な実施事項
ア 気象庁が発表する「噴火に関する火山観測報」等の災害に関する情報の収集
イ 職員配備状況の報告と把握
ウ 被害等の情報収集と報告
エ 区域内の巡回警戒
オ 区民への注意喚起等の広報
カ その他災害応急対策を実施するうえで必要な措置
- (4) 土木事務所、水道局水道事務所、資源循環局事務所及び消防署の対応
ア 土木事務所、水道局水道事務所、資源循環局事務所及び消防署は、情報連絡担当を設置する。
イ 土木事務所、水道局水道事務所、資源循環局事務所及び消防署等は、所管する局長が全市的・統一的な対応を必要と認める場合、その指示を優先します。
- (5) 廃止基準
ア 富士山の噴火警戒レベル3～1が発表され、特に被害等がない場合
イ 火山の噴火現象による区域内への新たな被害等が発生するおそれが解消したと認められるとき
ウ 区災害対策本部が設置されたとき

(6) 区警戒本部の事務分掌

区警戒 本部長	担当別任務分担	
区危機管理責任者（副区長）	<p>区警戒副本部長（総務課長）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 区警戒本部長の補佐に関すること。 2 関係機関との連絡調整に関すること。 <p>情報連絡責任者（総務課長兼務）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 災害情報の統括に関すること。 2 市警戒本部等との連絡、調整に関すること。 3 区警戒本部長命令の伝達に関すること。 	
	<p>庶務担当</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 区警戒本部の運営に関する統括事務に関すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 会議等の運営 ・ その他 2 職員の配備・動員の伝達に関すること。 3 災害記録に関すること。 4 車両等資機材の確保や配置等に関すること。 5 避難指示等の発令及び実施に関すること。 6 避難場所（福祉避難所等を含む。）の開設及び運営に関すること。 7 区内関係機関への応援要請等に関すること。 8 他の担当の所管に属さないこと。 	
	<p>情報収集担当</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 被害情報等の収集伝達に関すること。 2 気象情報、噴火警報及び噴火予報等の受伝達に関すること。 3 避難情報等の集約や伝達に関すること。 4 住民情報の受付に関すること。 5 その他情報の集約に関すること。 6 通信機器の点検及び確保に関すること。 	<p>調査担当</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 巡回班の編成と災害警戒区域等の巡回・広報に関すること。 2 現地被害情報の調査と情報収集担当等への速報に関すること。 3 避難情報等の調査に関すること。
	<p>土木事務所、水道局水道事務所及び資源循環局事務所</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 情報連絡担当の設置と区警戒本部事務局との相互連携に関すること。 2 被害情報・活動情報等 	
	<p>消防署</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 情報連絡担当の設置と区警戒本部事務局との相互連携に関すること。 2 区警戒本部事務局への初期情報の提供に関すること。 3 被害情報・活動情報等 	
	<p>健康対策担当（福祉保健センター）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 火山灰による健康被害についての相談に関すること。 2 火山灰の健康被害対策等の周知・広報に関すること。 	

3 区災害対策本部

(1) 区長は、次のとおり区役所に区災害対策本部を設置します。

ア 設置基準

- (ア) 市本部が設置されたとき
- (イ) 区域に多量の火山灰の降灰が予測されたとき、又は、多量の降灰が認められたとき
- (ウ) その他、区長が必要と認めたとき

イ 廃止基準

区本部長は、次の場合に区本部を廃止することができる。この場合において、区本部長は、市本部が設置されている間にあつては、あらかじめ、市本部長の承認を得なければならない。

(ア) 富士山の「噴火警戒レベル4（避難準備）」以下が発表され、又は、他の火山において噴火現象が終息した場合で、区域において新たな被害が発生するおそれが解消したと認められ、かつ、災害応急対策がおおむね完了したと認めたとき

(イ) その他、区警戒本部等に縮小することが適切であると認められるとき

(2) 区本部の組織及び事務分掌

次の事項のほか、第3部第2章第2節に準ずることとします。

情報班	1 気象情報、噴火警報及び噴火予報等の受伝達に関すること
衛生班	1 火山灰による健康被害についての相談に関すること 2 火山灰の健康被害対策等の周知・広報に関すること

4 職員の配備・動員

次の事項のほか、第3部第4章に定めるところによることとします。

(1) 配備体制

火山災害発生時の配備基準は、区警戒本部にあつては1又は2号配備、区災害対策本部にあつては3号配備以上を目安とします。

(2) 通常業務の継続

原則として、窓口業務は可能な限り継続し、市民生活に過度の制限をかけないよう留意します。

第2節 庁舎等の保全・機能確保

1 庁舎等

降灰が予測された場合は、直ちに、窓を閉める、出入口を限定する、全館空調換気システム（セントラル空調）等を運転停止し、吸排気口を保護するなど、火山灰の建物内への侵入防止措置を実施します。

また、停電に備え、非常用電源の確保、非常用発電機への火山灰侵入防止措置等などを実施します。

2 車両

降灰が予測された場合、不要不急の車両の使用を控え、運行中であれば、速やかに帰庁し、可能な限り地下駐車場などの屋内への移動を実施します。また、必要に応じ、吸気への火山灰侵入防止措置などについても実施します。

第3節 被害情報等の受伝達

降灰による被害に対し、円滑に災害応急対策を実施するためには、降灰やその被害等の状況を的確かつ迅速に把握することが必要です。そのため、情報受伝達体制及び被害情報等の把握の要領については、次のとおりとします。

1 報告事項

降灰に関する調査報告にあたっては、次の事項を基本とし、調査地点は、原則として降雪時と同様地点とします。

なお、報告にあたっては、可能な範囲で写真等の添付についても配慮します。

- (1) 降灰の有無・堆積の状況
- (2) 降灰の程度(層厚等)
- (3) 被害等の状況
- (4) 降灰時間
- (5) 構成粒子の大きさ・特徴等

2 報告要領

区本部は、市内の降灰等の状況について、危機管理システム等により、市本部等に報告します。

3 被害情報等の受伝達

(1) 災害情報の受伝達

区長(区本部長)は、土木事務所地区隊や消防地区本部、市民、警察署等から災害情報の通報を受けたときは、災害情報を記録のうえ、避難・救助等につながる情報は随時ホットラインで市長(市本部長)に報告します。

(2) 被害情報の受伝達

ア 危機管理システムへの入力

被害情報の報告にあたっては、危機管理システムの「被害情報」、「被害速報」入力により行います。

なお、被害の状況が明確でない場合であっても、把握した内容を迅速に入力します。

イ 危機管理システム障害時の報告

危機管理システムに障害があったときは、区内の被害情報をホットライン等で速報します。

第4節 避難

区本部長等は、大量の降灰により、建物等の倒壊、土石流、河川の氾濫等の危険性があると判断した場合は、第3部第8章に定めるとおり、直ちに、避難指示の発令等の避難に関する措置を実施します。

特に、避難等の判断にあたっては、層厚30cm以上の降灰で降雨があった場合は、木造建物が全壊するおそれがあることや、10cm以上で土石流が発生するおそれがあることなどに留意します。

第5節 救援・救護・市民生活の安定

1 宅地等の降灰対策

宅地等における降灰の除去、障害の軽減については、原則として、それぞれを所有、管理等を行う者が実施します。

- (1) 宅地等の降灰については、住民自らその除去を行い、除去した降灰は、市が指定する「宅地内降灰指定置場」に集積し、市又は収集請負業者等がこれを収集します。

- (2) 除灰作業に当たっては、道路の側溝等の詰まりを防ぐため、火山灰を側溝等に流さないよう留意します。

2 健康被害への対策

(1) 健康被害対策の基本

次の事項について、市民等に対し広報を実施します。

ア マスク（マスクがない場合は、濡らしたハンカチ等）とゴーグル（ゴーグルがない場合は普通の眼鏡）を着用し、眼と呼吸器を保護すること。

イ 外出をなるべく控え、帰宅時は、うがい、手洗い、洗顔等を行うこと。

ウ 火山灰が、眼に入った場合は、決してこすらず、流水で洗い流すこと。また、降灰時は、コンタクトレンズの装用を控えること。

エ 特に、呼吸器系の基礎疾患がある人は、気管支炎等の症状悪化の恐れがあるため、外出を極力控えること。

(2) 除灰作業従事者等の保護

市職員及び事業者等で、除灰作業に従事する者は、火山灰に長時間暴露することとなるため、作業中はマスク等の保護具を着用する。また、作業の責任者は、交代要員の確保についても配慮することとします。

第6節 火山灰の収集及び処分等

1 火山灰の収集及び運搬

- (1) 火山灰の収集、市が指定する集積場所等までの運搬は、原則として、土地の所有者又は管理者が行うものとします。

なお、集積場所等への運搬開始の時期については、市が道路除灰状況等を勘案し周知することとします。

- (2) 市は、収集した火山灰を一時的に保管するため、市、国、県等が所有する遊休地、公園等の土地を関係者等と調整し、仮置き場として確保することとします。

なお、仮置き場の選定に当たっては、市域の降灰状況等を勘案し、効率的な除灰及び運搬ができるよう指定し、必要に応じて、1次、2次仮置き場の指定についても配慮します。

- (3) 宅地の降灰については、市が指定する「宅地内降灰指定置場」に集積し、集積された火山灰の仮置き場までの運搬については、市又は収集請負業者等が行うものとします。
- (4) 火山灰の運搬は、一般廃棄物とは別に行い、飛散しないように努めるものとします。
- (5) 宅地以外に降った火山灰については、市が指定する仮置き場等に集積することとし、その運搬は各施設等の管理者が行うものとします。

2 火山灰の処分・最終処分場の確保

- (1) 火山灰の処分方法については、関係機関との検討などを踏まえ、今後詳細に定めます。
- (2) 市は、処分場について、市内での選定を行うとともに、広域的な処分についても、国や県との協議を進めていくものとします。
- (3) 火山灰の海洋投棄については、必要な法整備を行うよう、国に働きかけていくこととします。

港北区防災計画（風水害等対策編）

**発行：横浜市港北区役所総務課
〒222-0032 横浜市港北区大豆戸町 26-1**

発行年月：令和3年9月

〈問合せ〉TEL. 045-540-2206

FAX. 045-540-2209